

ジェンダー研究

2021.2 第**23**号

GENDER STUDIES



公益財団法人

東海ジェンダー研究所

ジェンダー研究

第23号 2021. 2

GENDER STUDIES

刊行のことば	……………	西山 恵美	1
特集 政治とジェンダー			
男性の支配する国で、男性がジェンダーを学ぶ意味	……………	前田 健太郎	3
三重県松阪地域における女性の政治参画の実現と限界	……………	佐藤 ゆかり	17
論文			
DV に対する刑事制裁の課題 ——スペインとの比較によって	……………	江藤 隆之	33
研究ノート			
娘は父の支配から逃れられるのか？ ——角田光代の「ゆうべの神様」と「父のボール」に見る父娘関係	……………	レティツィア・グアリーニ	55
翻訳で読むジェンダーの名著：訳者が語るその魅力			
ライラ・アブー＝ルゴド著／鳥山純子・嶺崎寛子訳 『ムスリム女性に救援は必要か』 書肆心水、2018年	……………	嶺崎 寛子	81
公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告			
2019年度 事業報告	92		
2021年度 個人・団体研究助成 募集要項（第25回）	97		

2021年度 『ジェンダー研究』 第24号 原稿募集要項 98

年報審査・機関誌編集規程 100

執筆者プロフィール 102

編集委員会・編集後記

刊行のことば

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

代表理事 西山 恵美

2020年度の年報『ジェンダー研究』23号をお届けします。

今年度は、思いもかけない新型コロナウイルスの世界的な蔓延のため、当初計画しておりました事業を大幅に変更せざるを得ませんでした。「プロジェクト研究会」は予定した回数の研究会を開催することができず、会員の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、ご了解を得て出版に向け一歩前進させることができました。また、国際講演会と海外調査を予定しておりましたが、残念ながらともに延期を余儀なくされました。その他の事業についてはオンライン開催など工夫して開催しましたが、今後の検討課題も残されました。

本年報は、「特集 政治とジェンダー」にお二方から寄稿いただくことができました。この一年は、世界的に政治のあり方、そこでの女性の役割も問われた一年だったように思います。この特集を機に「政治とジェンダー」の議論が展開され、新たな研究が拓かれますことを願っています。また、21号から連載を始めました「翻訳で読むジェンダーの名著」にも目を開かせるような一文をいただくことができました。

コロナ禍で、フィールドワークや海外渡航・国内移動も難しく、図書館の閉鎖など研究資料の収集も難しいとは思いますが、個人助成・団体助成への応募、『ジェンダー研究』への投稿をお待ちしています。

『ジェンダー研究』23号が皆様の自由な議論の場となりますことを願って、率直なご意見、ご批判を賜りますようお願い申し上げます。

男性の支配する国で、 男性がジェンダーを学ぶ意味

Gender and Politics for Japanese Men

前田 健太郎 MAEDA Kentaro



1. はじめに

これまで、日本政治における男性優位の現状に対する変革を訴えてきたのは、主に女性であった。今日でも、男性がこの問題について議論しているのを見かけることは少ない。このことは、男性が政治権力の大部分を占有するこの国において、体制の内側から異議申し立てを行う声が上がっていないということを意味する。

男性が沈黙するのは当然だという考え方もあるだろう。男性は、既存の政治のあり方によって利益を得ているのだから、それを変える理由がない。女性の側からしても、権力を握っている男性たちがジェンダーに関する事柄を論じるのは、かえって変革の主体としての女性の主導権を奪い、男性支配を持続させる結果をもたらす行為として理解されるかもしれない。

だが、ジェンダーについて論じる／論じないことは、利害関心のみによって説明できる問題なのだろうか。日本の男性の中には、ジェンダーについて語りたくても、語るだけの知識を持たない人が少なくない。その問題について日常的に議論する習慣を持つ男性は、ジェンダー論の専門家など、ごく少数の人に限られる。残りの男性たちは、ジェンダーという言葉に対して、どこか苦手意識を持っているようにも思われる。つまり、これは男性の能力の

*本稿の執筆に際しては、羅芝賢氏に有益なコメントを頂いた。

問題として考えることもできるのである¹。

男性の利害関心ではなく、能力に焦点を当てるのであれば、男性はただ無関心でいればいいということにはなるまい。むしろ、男性がジェンダーの視点に触れやすい環境を整えることが重要となるのではないか。『女性のいない民主主義』の執筆に際して、筆者はこの問題意識を念頭に置いていた（前田 2019, p. 209）。今回、『ジェンダー研究』の誌面に参加する機会を借りて、この問題意識をさらに展開したい。以下、男性がジェンダーについて学ぶことの意味について考察する²。

2. 政治学における「ジェンダーの隔離」

日本の男性の多くがジェンダーについて論じることを苦手としているとすれば、その理由は何か。日常的に様々な特権を享受する男性たちが、自分の社会の抱える問題に気づかないのは不思議ではない。だが、そこにはもう一つ、重要な理由があるように思われる。それは、ジェンダーの視点に触れる機会がないということである。

このことは、政治の分野においても当てはまる。例えば、大学で行われている政治学教育について考えてみよう。一般的な「政治学概論」や「政治学入門」といった授業で用いられる教科書には、ジェンダーという概念がほとんど登場しない。この種の教科書を用いた授業を受講した学生は、日本の政治権力が男性の手に集中していることはもちろん、ジェンダーが政治と深く関係しているということすら、意識できない可能性がある。

-
- 1 政治学において、利害関心と能力の区別は、企業が規制に違反する理由や、国家が国際条約を履行しない理由を考える際に重視されてきた（Bardach and Kagan 2002, pp. 58–66; Chayes and Chayes 1998, pp. 22–28）。この区別は、性的少数者への差別への取り組みに際して、「良心」ではなく「知識」の必要性を説く森山（2017, pp. 15–36）の議論とも対応する。
 - 2 本稿では、男性と女性という二つの集団の関係に議論の対象を限定する。この二分法から排除されてしまう性的少数者を視野に入れるには、別の形で議論を組み立てる必要があるだろう。

さらに、仮にジェンダーが取り上げられる場合にも、それは主にフェミニストが取り組む、特殊な政治争点の一種として位置づけられていることが多い。そこでは、家父長制の概念が紹介され、フェミニズム運動の来歴や女性参政権の歴史についての解説が行われるであろう。だが、その説明を一通り終えてしまえば、ジェンダーという言葉が再び登場することはない。「ジェンダー」や「女性」をタイトルに含む章が収録されている教科書であっても、「官僚制」や「政党システム」といった章では、ジェンダーへの言及を一切行わないのが未だに通例となっている³。そこから、あらゆる現象を読み解く視点を提供するものとしてのジェンダーの概念を見出すことはできない。

ここに、いわば「ジェンダーの隔離」とでも呼ぶべき現象が生じる。1990年代以降の日本では、岩本（1997）などの先駆的な試みを皮切りに、女性研究者を中心とする「ジェンダーと政治」⁴と呼ばれる研究分野が成長してきた。ところが、その研究成果は政治学の主流派の学説から隔離され、周辺化されてしまっている。ジェンダーという概念の存在は認められるようになってきた一方で、政治学の大部分の領域は、ジェンダーとは関係がないかのように解説されてきたのである。

これは、政治学を学ぶ側の問題ではなく、教える側の問題であろう。今の日本の大学では、意識的にジェンダーに関する授業を受講したり、学術書や論文を探索したりしない限り、政治とジェンダーの関わりについて学ぶ機会はない。このような条件下では、男性たちに自国の男性支配の現状を自覚するのを期待するのは困難であるように思われる。

3 この問題については、政治主体としての女性を描くことを重視すると、女性が進出していない領域を扱うことができなくなってしまうという指摘がある（御巫 1999, p. 28）。

4 この呼称は、英語圏の学界における Gender and Politics の訳語である。その研究成果は Waylen et al. (2013) に集約されている。

3. ジェンダーへの恐怖

それでは、なぜジェンダーの隔離が生じるのだろうか。

一つの可能性は、男性による女性蔑視である。政治学者の大部分は男性であり、ジェンダーに関する研究を行っていない⁵。そのような男性たちは、女性研究者の能力を見下し、女性研究者の多いジェンダーと政治の分野の研究成果を低く評価する傾向があるのではないか。だからこそ、ジェンダーの視点を持つ政治学研究成果は、主流派の政治学の体系から排除されているのではないか。政治学における一般的な男性研究者と女性研究者の行動様式を念頭に置くと、このような推測には一定の蓋然性がある⁶。

だが、ジェンダーの隔離という問題には、もう一つ別のメカニズムがあるように思われる。それは、男性の抱く、ジェンダーに対する恐怖である。ジェンダーに触れると、痛い目に遭うのではないかと懸念する男性は、ジェンダーについて語ることを躊躇する。この恐怖という感情の働きには、大きく分けて二つの側面がある。

第一に、ジェンダー論の専門的な文献は難解である。これは、単に男性の文章読解力の問題ではあるまい。一部の文献は、専門家にとってすら、正確な意味を理解するのが困難であるとされる⁷。ジェンダーを議論する際に当事者性を持ちにくい男性にとって、文献を用いた学習は欠かせないものである。ところが、その文献の内容が理解できなかった場合、それにもかかわらず自信を持って議論に参加できる男性は多くないだろう。ましてや、それを他人に教える場合、恥ずかしい間違いを犯してしまうのではないかという恐

5 最近行われた日本政治学会の調査によれば、女性が全会員に占める割合は13.9%であり、テニユア付きのアカデミック・ポストを持つ会員に占める割合は12.5%であった(飯田・大倉・鈴木・三浦 2020, p. 5)。

6 アメリカの政治学では、男性著者の論文の方が女性著者の論文よりも引用されやすく、学術雑誌に掲載されやすい傾向がある (Maliniak, Powers, and Walter 2013; Teele and Thelen 2017)。

7 一例を挙げると、バトラー (1999) はジェンダー論の基本文献として広く参照されてきたが、その文体の難解さへの言及が行われることも多い (Nussbaum 1999)。

れが生じる⁸。

第二に、特に男性の間では、ジェンダーは男性を批判するための概念だというイメージがある。もちろん、男性の支配をもたらす社会構造を批判する議論には、男性も無理なく賛同することができるに違いない。しかし、批判の対象が社会構造なのか、男性なのか判然としない場合、そうした議論に接する男性は心中穏やかではいられまい。何か間違っただけを言えば、単にその間違いを指摘されるだけでなく、自らの人格まで批判されるのではないかという恐れが付きまとう。

こうして、不幸な状況が生まれる。フェミニストの批判に直面した主流派の政治学者、特に男性研究者は、自分が誤りを犯すのではないかという恐怖と、それによって自らの人格を攻撃されることに対する恐怖から、反論することはもちろん、議論すること自体を避けてしまう。他方、フェミニストの目には、主流派の政治学者たちは外部からの批判に耳を貸さない閉鎖的な集団として映る。その結果、両者の間では棲み分けが生じる。そして、主流派の政治学者の方が数的には圧倒的に多いため、結果としてジェンダーの視点は政治学の片隅に隔離されることになる。

『女性のいない民主主義』は、こうした状況を変えることを目指した。そのための戦略として採用したのが、主流派の政治学の主要な学説を、フェミニズムからの批判と並列して記述するという手法であった。この構成を用いれば、主流派の学説を学ぶ時には、必ず同時にジェンダーの視点に触れなければならない。それを通じて、普段はジェンダーについて学ぶ機会のない男性の読者であっても、政治学の主流派の学説を学ぶ中で、何が切り捨てられてきたのかを理解する必要に迫られる。この戦略を、筆者は「ジェンダー

8 基本的な概念に関して論争がある場合、この困難は一層大きい。例えば、上野千鶴子は「『家父長制』という概念は、フェミニストの間でも論議を呼ぶ controversial な概念である」（上野 2009, p. 70）と述べ、家父長制の概念についての整理を試みているが、この整理に対しては瀬地山（1996, pp. 31-48）の批判がある。1990年代に日本で登場した「ジェンダーフリー」概念の背景にある上野と大沢真理のジェンダー概念についての解釈に関しては、山口・齋藤・荻上（2012, pp. 13-19）の批判がある。

の隔離」と対比して、「ジェンダーの主流化」と呼んでいる（前田 2018, p. 172）。

4. 合理的選択理論とジェンダーの主流化

この着想がどこに由来するのかを考えてみると、法哲学者の野崎綾子が1999年に発表した「日本型『司法積極主義』と現状中立性」と題する論文に行き着く。この論文は、交通事故紛争を題材に、日本の裁判所のジェンダー・バイアスに対する批判を展開したものであった。それまで、日本の裁判所は、交通事故紛争において幼児・学生等の未就労者の逸失利益を算定する際、男性の逸失利益を女性よりも高く算定していた。その根拠として、裁判所は日本における男女の賃金格差に関する統計を援用し、日本の労働市場の実態に基づいて判断を下していると主張していた。野崎は、そのような判断の論理が、むしろ日本の労働市場の不公正な現状を追認するものであり、正義に基づく規範形成を行うという裁判所の役割に反していると主張したのである（野崎 1999, p. 97）。

野崎の議論は、交通事故紛争という一つの事例を超えて、合理的選択理論という知の体系をもその批判の射程に収めるものであった。もともと経済学の理論として生まれた合理的選択理論は、1990年代には日本の司法制度の分析にも応用され、制度の効率性を示す根拠を提供した。交通事故紛争の例で言えば、日本の裁判所は、判決の基準をあらかじめ明示し、予測可能性を高めることで、当事者間の和解を促進しており、そのことが、裁判に至ることなく効率的に紛争を解決することを可能としている。こうした合理的選択理論の見方は、日本における裁判の少なさを日本人の権利意識の欠如に求める従来の法社会学の知見に再考を迫り、むしろ裁判所による紛争解決の効率性を高く評価するものであった。野崎は、この「合理的」な制度の内包する男女差別を突くことで、合理的選択論者が見落としていた問題を見事に浮かび上がらせた。

この論文を初めて読んだ時、筆者は大変な衝撃を受けた。当時、合理的選

択理論は日本政治の分析にも大きな論争を巻き起こしており、筆者も熱心にそれを学んでいたからである。合理的選択理論は、自民党の利益誘導政治や派閥の合従連衡など、それまで日本の政治文化に由来すると考えられがちだった現象を、効率的な制度選択の結果として描き出していた。この種の議論に対しては、事実関係の誤りに関する指摘が行われることはあったものの、その分析が持つ現状肯定的な性質に正面から批判が加えられることはなかった。そんな中、野崎は、男女格差という全く予想もしない角度から合理的選択理論に切り込んでいた⁹。

そのような事情もあり、野崎の議論は不思議と筆者の記憶に残った。ジェンダーの視点は、いかなる政治現象を読み解くにも使える視点である。合理的選択理論が、様々な政治現象を合理的な個人の間での戦略的な相互作用の結果として説明する理論であるとするならば、フェミニズムは、それらすべての現象をジェンダーの視点から捉え直す。野崎の論文は、世界を捉える視野の複数性を、筆者に教えてくれた¹⁰。

その後、筆者が大学に職を得て政治学の講義を担当するようになった時、政治学教育における合理的選択理論とジェンダー論の位置づけの違いが気になった。合理的選択理論も、かつてはジェンダー論と同じように、政治学の分野では異質の存在だったのではないか。それにもかかわらず、今日、合理的選択理論は政治学において間違いなく主流化を果たしている。「囚人のジレンマ」という言葉は誰もが聞いたことがあるだろうし、「投票のパラドックス」という概念も、一般的な政治学の授業では広く紹介されている。たとえ専門家でなくても、政治学者は合理的選択理論について議論できるように

9 この論文は野崎の弁護士時代の実務経験に基づくものであり、まだフェミニズムの文献は参照されていない。その後、法哲学を学んだ野崎は、リベラル・フェミニズムの理論家となる（井上 2003, pp. 243-247）。

10 今日では、合理的選択論者がジェンダーの視点を取り入れることもある。例えば、フランス・ローゼンブルースは日本政治に合理的選択理論を導入したことで知られているが（ラムザイヤー&ローゼンブルース 1995）、後の著作では男女の不平等へと関心を転じている（Iversen and Rosenbluth 2010）。

なっているのである¹¹。

これは、合理的選択理論が平易だからではない。ジェンダー論の垣根の高さを生み出しているものが、その専門書の難解さにあるとすれば、合理的選択理論もジェンダー論と同程度の参入障壁を有するはずである。合理的選択理論を専門的に学ぶには相当の覚悟が必要であり、その最先端において用いられる数学的手法は、あまりの難解さに、研究者間の相互理解が妨げられているとも言われる (Elster 2015, pp. 458-464)。

それでも合理的選択理論が政治学において広く普及した理由があるとすれば、その理由の一つは、誰もが容易に学ぶことのできる入門書の存在であろう。こうした入門書は、難解な数式を用いることなく、合理的選択理論が、人間社会の現実の実に多くの側面を、世間の常識とは異なる形で説明できることを示す。その本を読み終えた読者は、合理的選択理論の枠組みを用いて政治現象を読み解くことができるという仕掛けになっている¹²。

もちろん、ジェンダーについて学ぶ上でも、優れた入門書は多数存在する。だが、千田・中西・青山 (2013) や加藤 (2017) などのように、平易な文体と豊富な具体例を用いて書かれたジェンダー論の教科書には、政治学が扱ってきたような、政治制度に関わる記述がほとんどない。他方、政治学の分野においては、ジェンダーの視点からの政治の読み解き方を教えてくれるような入門書は、決して多くない。その初期の試みである御巫 (1999) や進藤 (2004) も、今日では入手しにくくなっている。現実の政治における男女の不平等はどの程度、いかなる形で表れており、それはどのように説明され

11 なお、合理的選択理論の分野は、政治学の中でも特に男性研究者が多い。もともと、この分野は冷戦下のアメリカで、政策シンクタンクのランド研究所を中心に発展し、核戦略の意思決定などに応用された経緯がある (Amadae 2003, pp. 75-80)。Cohn (1987, p. 690) は、その「技術戦略的」な言語に基づいて行われる政策分析の背後に、国防分野の男性文化を見出している。

12 おそらく、合理的選択理論が広く普及しているのは、それが現状肯定性を持つからだというわけではない。例えば、坂井 (2015) は議会や選挙で用いられる多数決型の制度が実質的には少数のエリートによる支配をもたらす危険性があると警告する。ただし、そのエリートたちの性別への言及はない。

てきたのか。なぜ、日本という国では極度に男性の手に政治権力が集中しているのか。この種のごく基本的な事柄に関する研究の知見を一冊で学ぶことのできる本が、書かれてこなかったのである。

だが、合理的選択理論と比較した場合、政治学におけるジェンダーの主流化にはもう一つの壁があると筆者は感じていた。それは、ジェンダーに対する読者の関心が、男性と女性とで異なるという問題である。女性の読者を想定する場合、既にジェンダーに関心があることを前提に、その関心に応えるような内容の本を書くことになるだろう。これに対して、男性の読者を想定する場合、そもそもジェンダーに関心のない読者を想定した上で、その男性の読者がジェンダーを自分にも関係があるものとして捉えるように動機づけなければならない。

この点を考慮して、『女性のいない民主主義』では、男性にとっても馴染みの深い、主流派の政治学の学説に軸足を置き、そのバイアスをジェンダーの視点から可視化することを重視した。このため、ジェンダーと政治の分野で広く研究されている事柄を、本書では必ずしも網羅的に扱うことができなかった。例えば、本書ではフェミニズム運動などの女性運動の歴史的展開には、あまりスペースを割いていない。また、家族に関する議論も、本書ではあまり深められていない。将来、ジェンダーと政治という研究分野に軸足を置いた入門書が書かれるとしたら、その内容は『女性のいない民主主義』とは大きく異なるものとなるだろう。

5. 男性と男性の論争

以上のような考え方に対しては、疑問が生じるかもしれない。なぜ、わざわざ男性の読者に合わせて本を書く必要があるのか。ジェンダーを学ぶためのハードルを下げることは、この概念の持つ批判の切れ味を削ぐのではないか。むしろ、男性支配の構造を、より深く、徹底的に批判するべきなのではないか。こうした疑問について、ここでは主流派の政治学の理論を援用する形で応答しておきたい。

もし、社会の構成員の多数派の意識が変わることが政治変動の原動力であるとすれば、ジェンダー平等に向けた最優先の課題は、既存の男性支配の構造の下で抑圧されている女性の意識を変えることであろう。数的に見れば、女性は人口の約半分を占めている以上、女性たちが立ち上がれば、男性の支配には大きな打撃が加わる¹³。

だが、国家をめぐる権力闘争としての政治の世界において、数はそのまま力に変換されるわけではない。それどころか、人間社会の歴史の大部分において、ごく一握りの政治エリートが、数的には遙かに上回る人々を支配し続けてきた。今日でも、中国やシンガポールのように、特定の政党に属する政治エリートたちが政治権力を独占し続けている国は多い。

このように考えると、政治変動のメカニズムに対する見方も変わる。かつては、政治学においても、エリートの支配に対抗して一般市民の間の連帯が強化されることを強調する見解が主流であった。古典的には労働者階級の団結を重視するマルクス主義の革命理論が大きな影響力を持ち、20世紀後半には中産階級の拡大を重視する近代化論が大きな影響力を持った。

だが、1970年代以降、ヨーロッパやラテンアメリカで多くの独裁体制が崩壊する過程において、この考え方には修正が加えられることになる。というのも、こうした事例では、それまでの理論が想定したような、市民の連帯を通じた抗議行動ではなく、むしろ独裁体制内部の派閥間の争いが大きな役割を果たしたからである。支配者集団の内部でも、あくまで体制の固守を目指す強硬派と、体制外の穏健派との妥協を目指す体制内改革派が対立している。その中で、後者が体制を離脱することを通じて初めて、民主化への契機が生まれる (O'Donnell and Schmitter 1986, p. 19)。

従来、こうした民主化論は、ジェンダーの視点から厳しく批判されてきた。すなわち、エリートの対立と妥協の中から民主化が生じるとは言っても、それは基本的には男性の間で生じる政治変動であって、女性はその過程

13 これに対して、性的少数者の場合、たとえ連帯したとしても、多数決型の政治制度の下では常に不利な立場に置かれることになる。

から締め出されてしまう。その結果、独裁体制後に成立する体制の下でも男性支配が持続する (Waylen 1994, p. 333)。

だが、民主化の過程が男性と男性の権力闘争という形を取ることは、同時に、ジェンダー平等に向けた社会変化の道筋を考える上で、重要なヒントを提供しているように思われる。というのは、このモデルを当てはめた場合、男性支配を変革する過程では、女性と男性の論争だけでなく、男性と男性の論争が大きな役割を果たすと考えられるからである。権力を握る男性の中で、既存のジェンダー格差に問題意識を持つ人が増えれば、男性の内部で、現状の変更に向けた動きが生まれてくるだろう。それを通じて、男性支配が緩和され、女性にも参画する余地が生まれてくる。

この視点は、日本政治の変化の道筋を考える上でも有効なのではないだろうか。なぜなら、日本のように極端に男性に政治権力の集中した国では、基本的に、変化の可能性を左右するのは男性の選択だからである。社会保障制度の設計を男性稼ぎ主モデルから別の方向へと変えていくにせよ (横山 2002)、政党が擁立する女性候補者の比率をジェンダー・クオータの導入によって増やすにせよ (三浦・衛藤編著 2014)、その成否は今のところ、男性エリートの意思決定に依存している。そうだとすれば、何らかの形で男性の行動を変えなければならない。福祉国家にせよ、政党政治にせよ、女性の参入を促進することがジェンダー秩序の変化に重要な役割を果たすのは間違いない。だが、男性同士の議論を喚起し、場合によっては男性の自発的な変化を促すことにも、無視できない意味があるように思われる。

6. おわりに

本稿では、日本という男性の支配する国で、男性がジェンダーを学ぶことの意味について考察した。そして、現状を変える上で、男性にも果たすべき役割があると論じた。だが、より長期的に将来を考える時には、また別の視点が必要になる。それは、ジェンダー平等な社会の到来に備えるという視点である。

今より先、社会の変化が進む中で、これまで男性が享受してきた特権は消滅していくだろう。学校教育においても、就職市場においても、政治活動においても、女性の参入が増加し、男性はこれまで以上に厳しい競争に晒されることが予想される。特に、脱工業化が進めば、製造業において重視されてきたような肉体的な技能の価値は低下し、それに代わって対人的な技能の価値が上昇する。その結果、肉体的な技能に依存してきた男性労働者の社会的地位は低下していくと考えられる。こうした現象は、今日のアメリカにおける白人男性に典型的に見られる (Rosin 2012, p. 5)。

問題は、男性がこの状況にどう対応するかである。苦境に陥った男性たちは、その原因について、リベラルなメディアのバイアス、非合法移民の流入、フェミニストの陰謀など、様々な空想を巡らせてきた。2016年のアメリカ大統領選挙におけるドナルド・トランプの当選は、没落した白人男性たちの怒りを反映した現象として脚光を浴びたが、トランプ政権下で彼らの置かれた状況が好転したとはいえない¹⁴。メディアを叩いても、移民を排斥しても、フェミニストを糾弾しても、男性の特権は戻ってこなかったのである。

幸か不幸か、日本ではこうした男性の没落はさほど進展していない。だが、かつては世界に冠たる実績を誇った製造業が次々と苦境に陥っているように、この状況も長くは続かないだろう。だからこそ、今のうちに備えておくことの意味がある。ジェンダーの視点から行われてきた数々の研究の知見は、男らしさを誇示するだけでは生きていけない社会の到来を見通した上で、自分の生き方を変える道を指し示す。それに学ぶことは、男性が他者を人間として尊重しつつ、より自由に生きることにもつながるのではないだろうか。

14 そもそも、このトランプ政権のイメージ自体、現実を単純化していることに注意しておきたい。というのも、2016年の大統領選挙では、白人女性の過半数もトランプに票を投じているからである。この投票行動の背景としては、白人のアイデンティティに基づくトランプの人種差別的な態度への共感という要因や (Junn 2017)、教育水準と所得階層の低い白人女性の間での伝統的なジェンダー規範の内面化という要因が指摘されている (Cassese and Barnes 2019)。

参考文献

- 飯田健・大倉紗江・鈴木絢女・三浦まり (2020) 「女性研究者の学会参画に関する検討ワーキンググループ 最終報告書」日本政治学会ウェブサイト http://www.jpss-web.org/doc/report_wg_women200926.pdf (2020年11月25日閲覧)
- 井上達夫 (2003) 「解説 野崎綾子：人と作品」野崎綾子『正義・家族・法の構造変換：リベラル・フェミニズムの再定位』勁草書房 pp. 239-255。
- 岩本美砂子 (1997) 「女のいない政治過程：日本の55年体制における政策決定を中心に」『女性学』第5号 pp. 8-39。
- 上野千鶴子 (2009) 『家父長制と資本制：マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店。(原著1991年)
- 加藤秀一 (2017) 『はじめてのジェンダー論』有斐閣。
- 坂井豊貴 (2015) 『多数決を疑う：社会的選択理論とは何か』岩波書店。
- 進藤久美子 (2004) 『ジェンダーで読む日本政治：歴史と政策』有斐閣。
- 瀬地山角 (1993) 『東アジアの家父長制：ジェンダーの比較社会学』勁草書房。
- 千田有紀・中西祐子・青山薫 (2013) 『ジェンダー論をつかむ』有斐閣。
- 野崎綾子 (1999) 「日本型『司法積極主義』と現状中立性：逸利利益の男女間格差の問題を素材として」井上達夫・島津格・松浦好治『法の臨界I：法的思考の再定位』東京大学出版会。
- バトラー、ジュディス (1999) 『ジェンダー・トラブル：フェミニズムとアイデンティティの攪乱』竹村和子訳 青土社。
- 前田健太郎 (2018) 「政治学におけるジェンダーの主流化」『国家学会雑誌』131(5・6) pp. 552-491。
- 前田健太郎 (2019) 『女性のいない民主主義』岩波書店。
- 三浦まり・衛藤幹子編著 (2014) 『ジェンダー・クォータ：世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店。
- 御巫由美子 (1999) 『女性と政治』新評論。
- 森山至貴 (2017) 『LGBTを読みとく：クィア・スタディーズ入門』筑摩書房。
- 山口智美・齋藤正美・荻上チキ (2012) 『社会運動の戸惑い：フェミニズムの「失われた時代」と草の根保守運動』勁草書房。
- 横山文野 (2002) 『戦後日本の女性政策』勁草書房。
- ラムザイヤー、マーク&フランシス・ローゼンブルース (1995) 『日本政治の経済学：政権政党の合理的選択』加藤寛監訳 弘文堂。
- Amadae, Sonja Michelle (2003) *Rationalizing Capitalist Democracy: The Cold War Origins of Rational Choice Liberalism*, University of Chicago Press.
- Bardach, Eugene, and Robert Kagan (2002) *Going by the Book: The Problem of Regulatory Unreasonableness*, Transaction Publishers. (原著1982年)
- Cassese, Erin C., and Tiffany D. Barnes (2019) "Reconciling Sexism and Women's Support for Republican Candidates: A Look at Gender, Class, and Whiteness in the 2012 and 2016 Presidential Races," *Political Behavior* 41 (3) pp. 677-700.

- Chayes, Abram, and Antonia Handler Chayes (1998) *The New Sovereignty: Compliance with International Regulatory Agreements*, Harvard University Press.
- Cohn, Carol (1987) “Sex and Death in the Rational World of Defense Intellectuals,” *Signs: Journal of Women in Culture and Society* 12 (4) pp. 687–718.
- Elster, Jon (2015) *Explaining Social Behavior: More Nuts and Bolts for the Social Sciences*, Revised Edition, Cambridge University Press.
- Iversen, Torben, and Frances Rosenbluth (2010) *Women, Work, and Politics: The Political Economy of Gender Inequality*, Yale University Press.
- Junn, Jane (2017) “The Trump Majority: White Womanhood and the Making of Female Voters in the US,” *Politics, Groups, and Identities* 5 (2) pp. 343–352.
- Maliniak, Daniel, Ryan Powers, and Barbara F. Walter (2013) “The Gender Citation Gap in International Relations,” *International Organization* 67 (4) pp. 889–922.
- Nussbaum, Martha (1999) “The Professor of Parody,” *The New Republic* 22 (2) pp. 37–45.
- O’Donnell, Guillermo, and Philippe C. Schmitter (1986) *Transitions from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions About Uncertain Democracies*, Johns Hopkins University Press.
- Rosin, Hanna (2012) *The End of Men: And the Rise of Women*, Penguin.
- Teele, Dawn Langan, and Kathleen Thelen (2017) “Gender in the Journals: Publication Patterns in Political Science,” *PS: Political Science & Politics* 50 (2) pp. 433–447.
- Waylen, Georgina (1994) “Women and Democratization: Conceptualizing Gender Relations in Transition Politics,” *World Politics* 46 (3) pp. 327–354.
- Waylen, Georgina, Karen Celis, Johanna Kantola, S. Laurel Welton (eds.) (2013) *The Oxford Handbook of Gender and Politics*, Oxford University Press.

三重県松阪地域における 女性の政治参画の実現と限界

Achievement and Limitation of Women's Political Participation
in the Matsusaka Area of Mie Prefecture

佐藤 ゆかり SATO Yukari

1. はじめに

今年(2020年)¹、本来であれば日本の指導的地位における女性割合30%が達成されていなければならない年であった。しかし日本政府は施策を加速させることなく、事実上断念してしまった。世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数は2019年末現在で、日本は153か国中121位に甘んじている。中でも政治分野が144位と、順位を押し下げている。

では、以前より日本の女性達の政治意識は低かったのだろうか。日本で男性の普通選挙法が成立した1925年を機に、女性達は結社権・公民権・参政権を求め、対議会活動の一環として盛んに請願署名活動を行っている。1927年第54議会に5万6000、1928年第56議会2万2496、1929年8万4329名。このうち全関西婦人連合会が集めた署名が、27年に3万、29年に8万名含まれている(児玉1981, p. 156, pp. 173-174)。この全関西婦人連合会は1930年にも30万名を目標とした署名運動を展開した(東京朝日新聞1930.2.25)。三重県内でもこれに呼応し、上野町婦人会が404名の署名を集めている(伊勢新聞1930.4.5)。女性の参政欲求は、決して低いとは言えなかったのである。

また筆者は本年報第18号において、上記時代における議員以外の女性の選挙権・被選挙権行使の事例を報告している(佐藤2016, pp. 91-112)。その

1 本稿執筆時。

時代、女性達は全国各地で様々な分野の意思決定機関に挑み、一部は実際に当選を果たしていたことがわかっている。中でも「3.3. 戦後婦人参政権獲得後の行動への影響」の節では、三重県松阪市の女性の動きにふれている（佐藤 2016, p. 105）。同市（地域）は女性の政治参画の実現と限界を語る上で、様々な素材が含まれていると考える。女性達の成功と失敗を分析することで、今後の日本女性の政治参画加速の一助になればと本テーマを設定した²。

2. 婦人参政権の実現直後の松阪地域

1945年11月治安警察法が廃止され、女性は自由に政治活動ができるようになった。12月には衆議院議員選挙法が改正され、婦人参政権が実現した。そして翌1946年4月10日、第22回衆議院議員総選挙において初の婦人参政権が行使されたのである。

この時松阪の女性達は、これをどう受け止めていたのか。松阪市書記の渡邊八重子は「私ども女性にも選挙権が與へられたのですから、この選挙こそは日本婦人の政治に対する一つの試練」と語っている（伊勢新聞 1946.3.27）。また舞踊家の伊藤初子も「私たち女性に負荷された」（伊勢新聞 1946.3.16）と語り、ともに初の選挙権行使へのプレッシャーがうかがえる。

一方、被選挙権行使についてはどうだったか。この選挙で三重県では、澤田ひさ・藤井稔の女性2名が立候補し、うち澤田が当選を果たしたが、いずれも松阪地域ではない。また翌年の県議会議員選挙・市議会議員選挙でも、松阪から女性候補者は皆無であった。ようやく4年後の1951年市議会議員

2 テーマ設定の理由はもう一つある。2020年、covid-19により私たち研究者もその活動に大きな制約を受けた。県境を跨いでの調査の困難、図書館の閉館等である。10月現在でも、国立国会図書館は抽選予約制、一部公立図書館では1日1回1時間の利用制限、一部大学図書館は学外利用者不可が残っている。それら制約の中、「政治とジェンダー」という頂戴したテーマを、（インターネットや複写取寄せは別として）原則県内調査で可能なものという範囲内で表題設定せざるを得なかった。covid-19の予防・治療が確立し、研究活動が不自由なく行うことができる日が来ることを願うものである。

選挙で2名立候補、うち1名が当選するまで松阪に動きは見られなかった。

では松阪で女性の被選挙権行使や政治参画が、なぜ出遅れ、あるいは実現しても抑えられてしまったのか、3つの事例に沿って分析していきたい。

3. 日野町二丁目の女性達

1933年2月松阪市日野町二丁目区で行われた区会議員選挙では、女性5名が立候補し、うち木村うめの・北村はな・西村とき・井口ふみの4名が当選した(佐藤2016, p.95)。同区で展開していた水平社運動・無産運動の一環として、満18歳以上の男女に選挙権・被選挙権を与え、実行したものだ。実際には翌3月、同区への治安維持法違反一斉検挙(3・13事件)で、4名は区議会議員としてほとんど活躍することなく終わってしまった。

その4名、またそれ以外の同区の女性達には、婦人参政権実現後、なぜ立候補の動きがなかったのだろうか。同区に生まれた中川春子の自分史『わらしべー生きてきて今ー』(中川2005)をもとに探ってみた。

戦後同区の女性達も食べていくのに必死で、男性に交じり「かつぎ屋」「モスケ」「失対」などに従事し³、時には行政を相手に団体交渉となることもあった。しかし彼女らの組合運動は、女性の政治参画にはつながらなかった。

中川は初の選挙権行使について、「私たち女性も初めて選挙権を持ちました(中略) 共産党に一票を入れたことははっきり覚えております」と書いている(中川2005, pp.83-84)。先述の澤田も藤井も共産党ではない。中川は行使の基準として、性別よりも地域の運動を重視したのだ。その後、1947年第4回からの松阪市議会議員選挙では、同区の複数男性が日本共産党から出馬し当選を果たしている(松阪市選挙管理委員会1999, pp.204-234)⁴。現

3 「かつぎ屋」：闇市へ闇米を売りに行く仕事。「モスケ」：古着古布交換業。「失対」：失業者救済目的で、行政が土木工事などの仕事をあてがう事業。

4 差別解消の理由で町名変更があったが、本稿では「同区」とのみ記す。

在全国的に見れば、市区議会で共産党は女性議員の擁立を進めているが（竹安 2016, p. 288）、当時はまだ男性擁立が当然の時代だった。このうち内田勝三は、同区の女性達から信望があり、組合婦人部のリーダーの一人である内田こてるの夫でもあった。戦後、同区の女性達の政治欲求達成は、男性候補を当選させ、男性議員の活動を通じて成立していたのである。

こてるは中川の母方の従姉妹で旧姓を嶋岡といい、非合法時代⁵から党の活動をしていたという（中川 2005, p. 84, p. 103）。当時の取締側の複数の史料に、嶋岡こてるの名がある。「嶋」と「島」の文字の違いこそあれ、同一人物であると推察する。安濃津⁶地方裁判所管内報告書（名古屋控訴院文書 1932, p. 65, p. 78）には、日本赤色救援会の活動や三重自由労働組合婦人部を結成した一員として、また3・13事件報告書（三重県警察文書 1933, p. 563, p. 567, pp. 571-572, p. 576）にも、“事件”に関わった女性活動家の一員として、嶋岡こてるの名が何度も登場する。また後者史料の女性活動家には木村・北村の名もあり、こてるは彼女らと肩を並べて活動していた闘士だったことがわかる。

戦前から男女の選挙権・被選挙権を訴えていた同区でさえ、戦後婦人参政権が実現しても、戦前の活動家だった女性を立候補させるのではなく、内助の功に回らせてしまった。長年差別と闘ってきてはいても、ジェンダーバイアスが染みついたままの、戦後選挙の幕開けであったことが否めない。彼らの18歳以上の男女解放という主張が、地域で差別的立場におかれた女性の解放という視点よりも、運動の担い手の拡大という視点にあったことが、この結果につながったのではないかと考える。そこから一步踏み出すには、さらに時代を経て「マイノリティ女性の人権」「複合差別」といった視点の出現を待つ必要があっただろう。

5 治安維持法下（1925～45年）の時代を指す。

6 三重あるいは津の旧地名。「あかつ」と読む。

4. 女性初の松阪市議会議員・竹岡霞

1951年4月、戦後2度目の松阪市議会議員選挙が行われ、30の定数に59名が立候補した。うち女性は竹岡霞、村田エイの2名で、竹岡が得票数628票9位で当選した（松阪市選挙管理委員会 1999, pp. 207-209）。得票数184票で落選した村田は、三重県未亡人会松阪支部長だった（松阪市議会 1951）。

この4月三重県内全体では、県議会に女性議員が3名誕生し、市議会には12名が立候補し2名が当選、町村議会には23名が立候補し11名が当選した。7月には松平則子が伊曾島村村長に当選している。この年は、三重県女性が政治へ挑戦する第一期のピークと呼べる年だったといえる。また翌年には、当時まだ公選制だった教育委員にも、県と市町村合わせて34名の女性が当選しその職に就いている（佐藤 2009, pp. 98-104）。

それら女性の多くは各地域婦人会のリーダーであった。県議3名は、戦後結成された三重県婦人会連絡協議会（のちに三重県地域婦人会連絡協議会／以下、県婦連）の歴代会長、初代：堀川恵つ、2代：石田マサヲ、3代：岩下かね、である。1956年県婦連の『三重婦人会々報』創刊号巻頭「発刊のことば」で岩下は、「地方議会や教育委員などに多くの婦人代表を出したことも間接的ではありますが大きな足跡」であると記し、またそのすぐ下に、2月の全日本婦人議員大会に県から6名が出席した報告記がある（三重県地域婦人会連絡協議会四〇周年記念誌編集委員会 1988, p. 29）。さらに岩下は、1958年県婦連創立十周年記念式典挨拶で「ことしはこの意味から県連では一地区一議員主義を目標として小は家裁調停委、民生委、人権擁護委から、大は国会、県、市、町村、教委を問わずみなさんの力で最低一人をこうした政治面に送りこみ」と、戦略的な女性の政治参画を目標に掲げている（三重県地域婦人会連絡協議会四〇周年記念誌編集委員会 1988, p. 110）。

全国的にも、『全地婦連10年のあゆみ』の都道府県の頁を繰ると、山形県婦人連盟、石川県婦人団体協議会等、議員・教育委員に当選者を多数出していることを報告している（全国地域婦人団体連絡協議会 1965, p. 141, p. 168）。最近の研究でも、鳥取県米子市連合婦人会1947年役員会記録に「市会議員

として婦人会員数名立ッ事各校区ヨリ選定」とあり、実際に山久とうが4期16年にわたり市議として活躍した報告がある（春日・竹安 2020, p. 41）。

しかし、このような戦略的な女性の政治参画を図る婦人会ばかりではなかった。先述の1956年全日本婦人議員大会では、「婦人団体はもっと積極的に婦人議員を送り出すべきだ」とする意見と「婦人団体はあくまで自由だ」とする意見が対立し、平行線のまま結論が出ない事態となっていた（全国地域婦人団体連絡協議会 1965, pp. 73-74）。全地婦連で統一して女性の政治参画を推進するには至っていなかったのである。

こうした背景の中、松阪市政で女性初の市議会議員竹岡霞は誕生した。1897年生まれで当選時は54歳（松阪市選挙管理委員会 1999, p. 207）。松阪市内茶与町の単位婦人会会長を戦後結成当時から務め、1946年結成された松阪市婦人会（のちの松阪市地域婦人会連絡協議会）でも副会長を務めていた。副会長ながら「婦人の受持つ社会の役割について」「女性の行くべき道」など講演会の講師や、「市政問題」のパネルディスカッションの司会など担当し、才能を発揮していた。そして1951年4月、市議当選と前後して会長に就任している（松阪市地域婦人会連絡協議会 1990, pp. 15-20, pp. 94-95）。また「三重婦人会々報」で確認できただけでも県婦連役員を1956~76年の20年以上続け、うち1958年までは岩下会長のもと副会長を務めている（三重県地域婦人会連絡協議会四〇周年記念誌編集委員会 1988, pp. 29-389）。一方で戦前・戦中の竹岡の婦人会活動は現在のところ不明である。

竹岡の選挙活動を示す史料も未確認だが、先の岩下の発言から、竹岡の選挙にも婦人会からの後押しがあったと考えられる。ここでは市議当選後の竹岡の議員活動を、松阪市議会議事録から追っていく（松阪市議会 1951-55）。

1年目の1951年、竹岡は議会常任委員会の厚生委員会と教育委員会に所属し、教育委員会では副委員長を務めた。8月1日の議会で、市長の「生活補給金は絶対出せない」の発言から議論が未亡人会の話に及んだ際、竹岡はこれに割って入り、具体的な数字も挙げ未亡人と未亡人会を説明した。1952年3月22日の議会でも竹岡は、引き続き未亡人会への交付金削減に対する質問と、市内に女子家政短期大学設置に関する質問を行った。これら質問に

先立って竹岡は「私は婦人議員として婦人に関したことを申し上げ、他のことは他の議員さんにお譲りして」と断っている。

1953年1月24日議会でも竹岡は、遺族年金支給を理由に、未亡人の生活援護金を差引くことは「全くいけないことです」と主張している。3月16日歳入歳出予算案審議の質問でも「援護家庭の方が内職をせられますと直ぐ援護会から差引かれることは私と致しまして納得できません」と語っている。未亡人生活援護と婦人問題が、竹岡の重要な政策テーマであることがわかる。

しかし全ての未亡人・生活困窮者が竹岡を支持していたわけではない。竹岡が未亡人会を「最低の生活を支えられないお気の毒な人で助け合うきれいな組織」と説明したのを捉え、別の議員から「組織された方より他の人を救うべきで、日野町二丁目では（中略）未亡人会に入っていないのですが、その人達は好き好んでいかがわしいことをやって居るのではない」と反論を受けている。また同区の中川も「私たちは戦前の国防婦人会や戦後の地域婦人会には反感めいたものがありました」と綴っている（中川2005, p. 137）。「婦人」という記号だけで、女性が一枚岩になっていたわけではなかった。

1954年3月18日議会では、市長側からさらなる緊縮予算案が提示された。竹岡はこれに一定の理解を示しつつも、「市政は台所と直結した政治でないといけない」「市民の与論を聞くべきである（中略）市民の一部ではいけないので婦人は市民の大半を占めて居り、この点どう考えて居られるか」と女性市民の声を聞けと意見した。5月常任委員会の改選で竹岡は、厚生委員会と文教委員会所属となり⁷、文教委員会の委員長となった。

そして5月28日、竹岡から緊急動議が出される。原子爆弾水素爆弾使用禁止の決議だった。3月ビキニ環礁水爆実験により第五福竜丸が被曝し、大きな社会問題になっていた。文案は竹岡が事務局に一任し、一部修正され即日決議された。全地婦連もこの問題に積極的に動いた。6月新潟市での全地婦連総会決議の第一にこの項目が掲げられたが（全国地域婦人団体連絡協議

7 1953年教育委員会より名称変更。

会 1965, pp. 56–58)、竹岡の緊急動議はそれに先んじた行動だった。

1955年3月23日、社会教育の重要性を述べ、26日委員長として文教委員会に付託された議案の審議結果を報告し、竹岡は4年の議員活動を終えた。そして4月、2期目をめざし選挙に挑んだ。定数36に61名が立候補し、竹岡は前回より微増の640.60票⁸を得たが落選に終わった（松阪市選挙管理委員会 1999, p. 211）。この間に昭和の大合併があり、松阪市にも周辺14町村が編入している。選挙名簿登録者は28,029人から57,330人に倍増した（松阪市選挙管理委員会 1999, pp. 23–24）。竹岡はこの動きに乗り遅れ、新たに編入した町村の女性票を吸い上げることができなかったのではないだろうか。松阪市だけでなく三重県内でも、岩下会長の思惑虚しく県議・市議・町村議とも婦人会の推す女性候補は徐々に議席を減らしていった（佐藤 2009, p. 153）。これは、全地婦連が推進する公明選挙運動（全国地域婦人団体連絡協議会 1986, pp. 25–28）⁹が県婦連や各地域婦人会に波及・浸透し、婦人議員を送り出すことから公明選挙に舵を切る婦人会が増えていった結果だと考える。

こうして竹岡は、以降選挙に出馬することなく、1977年4月の引退まで松阪市婦人会会長・県婦連役員として婦人会をリードし、1984年87歳でその生涯を閉じた（松阪市地域婦人会連絡協議会 1990, p. 59）。

5. 茅広江婦人会の政治学習運動と鈴木春子

『日本選挙啓発史』に「3松阪市茅広江婦人会の活動」の節がある（杣 1972, pp. 362–394）。戦後婦人会活動の中で、茅広江婦人会が会長鈴木春子を中心に、新聞を読み話し合う活動を通じて女性の政治意識を高めていった詳細な事例報告である。今回その内容に新たな調査結果も含め、政治学習運動の女性リーダーが、なぜ政治参画の一步を踏み出せなかったのかを考えたい。

8 竹岡姓の候補者が他にもいたため、按分票があった。

9 違反などのない公明正大な選挙をめざす運動。公明党の誕生により、「明るく正しい選挙推進運動」を経て「明るい選挙推進運動」となる。

茅^ち広^{ひろ}江^えは、明治の町村制施行時、茅^ち原^{はら}村、広^か瀬^み村、上^し出^い江^え村・下^し出^い江^え村から発足した村で、それぞれの一文字ずつを取って「茅広江村」とした。そして昭和の大合併時、1955年4月松阪市に合併した。だがその経緯は複雑で、上出江・下出江は松阪市への編入に難色を示し、松阪市合併直後、両地区のみ分離し勢和村に編入し直している（勢和村史編集委員会 2001, pp. 618-621）。

鈴木春子は1907年、8人姉弟の長女として新潟県に生まれ、新潟県立高等女学校を卒業後、1929年父の故郷である茅広江村に転居してきた（伊勢新聞社 1939, p. 飯南郡人136／鈴木 1980, p. 113／松阪市地域婦人会連絡協議会 1990, p. 9）。女子青年団員として頭角を現し、確認の範囲ではあるが1938年には国防婦人会の分会長を務め（伊勢新聞社 1938, p. 飯南郡職79）¹⁰、翌年、機関誌『三重国防婦人』に「私共の活動の二三」という分会報告を書いている（藤田 1939, p. 7）。総戸数400戸に対し会員367名、「地形上二つの支部に分け、更に之を五班に組織」とあり、当時から組織率も高く組織化され、おそらくは茅原・広瀬と、上出江・下出江で、二支部だったと思われ、後の昭和の大合併で茅広江婦人は、このうちの一支部を失ったと考えられる¹¹。

戦後は、1946年4月に新生の地域婦人会が設立された（柘 1972, p. 363）。この時、鈴木は会長を外れていたと考える。戦時中の団体幹部は戦争を翼賛したと見なされ、新たな組織の役員になることが避けられていたからである。記録にも「各地域婦人会長・茅広江・鈴木春子26～51」（松阪市地域婦人会連絡協議会 1990, pp. 95-96）¹²、「婦人会の鈴木春子（後に会長）」（柘 1972, p. 364）とあり、空白期間があったとわかる。

10 爱国婦人会分会長は、同年は村長、翌年から野呂かずへ（一部は「かずゑ」とある）。

11 上・下出江地区の女性達が茅広江婦人会から分離したのは、昭和の大合併より前とも考えられる。GHQ 民間情報教育局へ三重軍政部が報告した1946年の各市町村婦人団体名簿には「出江婦人会」（設立1946・2・7、代表ノ・カズヨ）の記載がある（三重県 2001, p. 513）。但し、勢和村側の史料に大日本婦人会茅広江村支部の文書も複数あり（勢和村史編集委員会 2001, p. 554）、少なくとも終戦時までは、村内で統一した婦人会を構成していたと考える。

12 数字は元号「昭和」の省略。西暦1951～76年に会長を務めたことを表す。

茅広江婦人会が政治学習に取り組み始めたのは1951年からである。郡の婦人会会長会議で「選挙の重要性」の講演会を聞き、女性も政治的な知識や教養を身に付けねばと、「文芸クラブ」と名付けた学習の場を婦人会内に設けた。最初のテキストは石井桃子『ノンちゃん雲に乗る』であったが（鈴木 1980, p. 115）、教材が不足するのに加え、1953年、三重県教育委員会社会教育主事佐々木かよの「婦人と政治」のラジオ放送を聞いたことで、一段と政治学習に積極的に取り組もうと、新聞を取り入れるようになっていった（柚 1972, pp. 365-366）。婦人会では地域を上茅原・下茅原・広瀬の3支部に分け、それをさらに4～5班に分け、1班10～18名、計13の「婦人常会」を作った（松阪市茅広江婦人会；発行年不詳）。婦人常会は近隣各戸順繰りに夜間開催し、まず懐かしの唄を歌って気楽な話し合いの雰囲気づくりをしてから学習に入っていった（鈴木 1975, p. 14）。そうして小集団による話し合い学習を繰り返し、話すこと聞くことの練習に努め、また政治意識を高めていった。

1953年度には県の婦人教室研究委託指定を受け（三重県教育委員会 1956, p. 25）¹³、また5月14日津市中央公民館で行われた第2回三重県婦人大会で、婦人選挙啓発劇「農村のひと時」を披露した（三重県総合教育センター 1982, pp. 622-623／伊勢新聞1953.5.15／朝日新聞三重版1953.5.15）。

この「農村のひと時」の脚本を執筆したのが森井猪之助である。森井は1940年まで茅原小学校の校長であり（伊勢新聞社 1940, p. 103）、退職後は茅広江村長、同教育長を務め（柚 1972, p. 362）、村民から一目置かれる教養人であった。戦中、兵士の遺骨を出迎える際子ども達が歌った「遺骨を迎える歌」も森井の作詞作曲で、「迎えて重し袖の露」「大明神山に雲暗し」等の歌詞は、軍国主義とは一線を画した彼の思いが読み取れる（茅広江地区戦争の思い出を語る会 1994, p. 100）。その森井が、戦後の民主化、婦人参政権の流れを受け、村の女性達への政治学習の必要性を痛感し、婦人会の助言者となった（森井 1964, p. 14）。そして1965年死去するまで、またそれ以降も、

13 史料には「茅広江村」とあるが誤植であり、「茅広江村」である。

婦人会会員の精神的支柱であり続けた（松阪市地域婦人会連絡協議会 1990, p. 9）。

松阪市に編入してからは、1958年度より2年間、市の公明選挙モデル地区の指定を受ける。さらに1961年度より3年間は、三重県選挙管理委員会から政治学習モデル地区の指定を受けた（柚 1972, p. 378）。

新聞学習も本格化する。新聞を教材に採用したのは「誰にでも手近かにあり、しかも将来性のある永続するもの」だったからという（鈴木 1964, p. 13）。「ある主婦はごはんを炊きながら」「ある主婦は新聞の切り抜きしたスクラップを山ほど積」み（柚 1972, p. 380）、生活の中で関心のある記事を集めた。そして新聞から話題を拾うことから、新聞から課題をつかむ段階に発展させる。さらに関連記事を集め、比較検討し、論評や意見も集め多角的な見方を養う。それを話し合い学習で深化させていった（文部省社会教育局 1973, pp. 202-24）。

1961年より機関紙『茅花』を発行し情報を共有した。政治学習モデル地区指定終了年には特別号も発行している（柚 1972, pp. 369-384）。38号で一時休紙したが、1974年『つばな』として再開した。『つばな』はA4紙1枚、3地区輪番で編集した。右上が政治・選挙の記事の定位置で、復刊39号のそこは「女が変われば政治も変わる」と題されている（茅広江婦人会 1974）。また合併した松阪市内の婦人会や、県内外の婦人会、選挙管理委員会等と交流し、学習の成果を広めている（松阪市新聞・テレビ学習推進委員会他 1964）。

こうした政治学習は、女性達が地域を変える力となった。例えば、地区の寄合における男1割に対し女8分の不足金持参を「男女平等」に変更してほしいと要求し、1年かけて実現させた（鈴木 1976, p. 13）。また婦人会で運動し、1963年地域の保育所開設にこぎつけた。完成した際には、名称も行政案の無味乾燥な「南保育所」から、陳情の末「つばな保育園」に変更させた（柚 1972, p. 371, p. 391）。しかし一方で、公明選挙や選挙管理委員会のモデル地区を次々引き受けたことにより、目標や行動が、選挙違反の防止や投票率の向上に一層重心をかけたものになっていったことも否めない。

そうした中で鈴木は、1951～57年松阪市地域婦人会連絡協議会の副会長となり、会長就任直後かつ市議兼任時期であった竹岡を補佐した。副会長を降りた後も、茅広江婦人会会長として1976年まで務めた（松阪市地域婦人会連絡協議会 1990, p. 94, p. 96）。一方1968年からは松阪市選挙管理委員会の補充員に名を連ね、1975～88年には委員に就いている（松阪市選挙管理委員会 1999, pp. 12-14）。自身が茅広江婦人会をリードしつつも、小集団や輪番などの体制で、地域の女性誰もがリーダーとなるよう導き、同婦人会が掲げた合言葉どおり「一人の百歩より百人の一步」を大切に活動だった。

では、鈴木春子は、こうした全国にも認められるような先進的な政治学習を積んだにも関わらず、なぜ政治参画の道に進まなかったのか考えたい。

第一に、鈴木および茅広江が傍流だったからである。鈴木自身、茅広江出身ではない。また茅広江も合併により、松阪市の端の小さな一地域となった。しかもその際、村や婦人会は分離し、より小さな集団となってしまった。合併後1999年まで、松阪市議会議員選挙に出馬した茅広江の男性は2名のみである。しかも1名は落選、1名は当選するも1期務めたのみで次期は立候補すらしていない（松阪市選挙管理委員会 1999, pp. 209-234）。婦人会も、本流の会長竹岡さえ松阪市全域から票を集めるのは困難で、2期目を果たすことができなかった。編入された村で、村外出身で、女性で。鈴木がたとえ議員を志したとしても、越えなければならないハードルはあまりにも多すぎた。

第二に、政治学習自体が足枷となってしまったからである。公明選挙とタグを組むことで、選挙には違反がつきものでそれを見極める目を持つと学習するあまり、きれいな政治家は少ない、政治家を志せば違反に手を染め、積み重ねた学習を崩壊させてしまうという危機感を持ってしまったのではないか。先述の男性2名も、票読み以外に「公明選挙モデル地区」という看板が、立候補や選挙活動に影響していたということはないだろうか。

第三に、選挙管理委員会への就任である。全地婦連は1954年結成当初より公明選挙連盟の協力団体となり、要望事項として「地方の選挙管理委員会に婦人を加えてほしい」ことを要望事項の第一に掲げていた（全国地域婦人

団体連絡協議会 1986, pp. 25-27)。実際に三重県選挙管理委員会でも、猪木艶が1958年から補充員となり1964年から委員となっている（三重県選挙管理委員会 1972, pp. 1-5）。そして猪木を引き継ぎ、1973年からは佐々木が委員に就任している（三重県議会 1973, p. 1031）。地域の女性リーダーが選挙管理委員会に抜擢されることで、政治参画の女性候補者人材が減らされたのである。

第四に、女性の問題を解決するために女性を政治の場へ送るという発想の欠如である。初投票時を振り返って、女性の政治意識が低かった事例として繰り返し第一に掲げられているのが、「誰に入れたら良いのか迷って女の人に票を投じて来た」「女だから女を入れて来た」（松阪市茅広江婦人会；発行年不詳／鈴木春子 1975, p. 12）という表現である。初の選挙権行使から30年経っても、真っ先に、女に投票することは意識が低いと女同士たしなめ合っていたのである。「一人の百歩より百人の一步」という合言葉も足枷となった。鈴木はあくまで歩調を揃えることを是としていた（鈴木 1976, p. 17）。そして保育園の事例に見られるように、女性の問題を解決するために女性を議会に出すのでなく、行政や議会に請願や陳情をする方法を取ってきたのである。

第五に、学習を地域に根付かせるために重視した「人の和」が、ジェンダー規範・家制度に飲み込まれていたことである。鈴木は「お互が利口になつて相手に憎しみ、怒を覚えるような、はしたなさは絶対に慎しむ事」「討論等で徒らに男性と対立したり論議する等、更に、一家の秩序を乱すような振舞は曲げてはやつてはならない」「夫、姑は姑としてゆめ、敬愛の念を失つては相済まぬ事」を学習し、「その中で、最善を尽してこそ、はじめて信頼して貰える」と述べている（鈴木 1976, p. 12）。夫や舅・姑、男性達との和を大切にしながら壁を超えるのは、困難どころか想像すらできなかったのではないか。

こうした理由で、鈴木春子は、婦人会活動の中で政治学習を推進したにも関わらず、政治参画の道を志すことなく、結果的には「公明選挙」の旗振り役に終始してしまつたと考えられる。

6. おわりに

以上、三重県松阪というごく限られた地域の、婦人参政権獲得期から国際婦人年夜明け前の、女性達の政治参画の実現と限界を述べてきた。女性達はそれぞれに政治・意思決定分野でエンパワーメントしつつも、ジェンダーその他の理由で政治参画の道を十分に果たすことができなかった。しかしこれらの事例は果たして、一部の地域の過去の出来事であると看過できることだろうか。

ここ数年女性達は、保育待機問題、性暴力問題、選択的夫婦別姓問題など、女性に降りかかる問題を訴えてきた。新たなインターネットというツールも駆使し、連帯して、街頭デモや Twitter デモ、署名活動、議会への陳情・請願活動、与野党議員へのロビーイングなど様々な戦略を取ってきた。しかしその先の議員立候補、すなわち女性の問題を解決するために政策決定場面に自らの代表を立てるという一歩には、残念ながらまだ十分に踏み出せていないと思われる。

またインターネットを介さない、現実の地域社会での女性の連帯はどうか。第一次産業の衰退と女性の雇用市場への進出により、地域婦人会の組織率は著しく低下し、高齢化も進んでいる。そして進出先の労働現場でも、女性の非正規化が進み、連帯が阻まれている。地域社会において現役世代の女性達は、自らの課題を連帯して政策決定の場へ届けるという経験が大きく不足しているだけでなく、そうした先達の歩みを学ぶ場も少ない。それは現役世代の女性達が、それだけ生活に追われているという証でもある。

2020年という期限の年ももう終わりに近づいているこの時、30%の壁を乗り越えるために、今回述べてきた小さな事例群から学ばなければならないことは、残念ながらまだまだたくさんあると言わなければならないのである。

文献一覧

- 茅広江地区戦争の思い出を語る会編（1994）『苦しみをこえて—村人が綴るあのときあのころ—』茅広江地区戦争の思い出を語る会。
- 茅広江婦人会（1974）「つばな：茅広江婦人会だより」第39号 茅広江婦人会『つばな：茅広江婦人会だより』第39号～第90号。（国立女性教育会館所蔵。継続前紙『茅花』第1号（1961.9.23発行）～第38号および特別号（1964年発行）は、現在所在は確認されていない。）
- 藤田正直編（1939）『三重国防婦人』第40号7月号 津連隊区司令部内大日本国防婦人会 三重県本部。
- 伊勢新聞社（1938）『伊勢年鑑昭和14年版附録』伊勢新聞社。（当時の同附録は、地域別、職・人物毎に、ページが改められている。）
- 伊勢新聞社（1939）『伊勢年鑑昭和15年版附録』伊勢新聞社。（同上）
- 伊勢新聞社（1940）『伊勢年鑑昭和16年』伊勢新聞社。
- 春日雅司・竹安栄子（2020）「戦後鳥取県における女性政治家たち」神戸学院大学人文学部『人文学部紀要』第40号 pp. 19-48。
- 児玉勝子（1981）『婦人参政権運動小史』ドメス出版。
- 松阪市茅広江婦人会（発行年不詳）「私共の歩んだ新聞学習（政治学習）」茅広江婦人会『つばな：茅広江婦人会だより』第39号～第90号。（国立女性教育会館所蔵の同機関紙綴の最終に4頁分綴じられていた。）
- 松阪市地域婦人会連絡協議会（1990）『婦人会のあゆみ四十年史』松阪市地域婦人会連絡協議会。
- 松阪市議会「松阪市議会議事録」1951～55年分。（松阪市議会所蔵。なお本議事録はページが未記載であった。）
- 松阪市選挙管理委員会（1999）『選挙の記録』松阪市選挙管理委員会。
- 松阪市新聞・テレビ学習推進委員会他（1964）『昭和39年度「みんなで新聞を読みましよう運動」指導者研修会資料』松阪市新聞・テレビ学習推進委員会他。
- 三重県（2001）『三重県史資料編現代3社会・文化』三重県。
- 三重県地域婦人会連絡協議会四〇周年記念誌編集委員会（1988）『三重県地域婦人会連絡協議会四〇周年記念誌』三重県地域婦人会連絡協議会。
- 三重県議会（1973）『三重県議会定例会会議録』昭和48年第1回 三重県議会。
- 三重県警察文書（1933）「昭和八年三月十三日一斉検挙治安維持法違反被疑事件報告」三重県厚生会編（1974）『三重県部落史料集（近代篇）』三一書房 pp. 550-576所収。
- 三重県教育委員会編（1956）『社会教育のすがた』三重県教育委員会。
- 三重県選挙管理委員会編（1972）『三重県選挙誌』三重県選挙管理委員会。
- 三重県総合教育センター（1982）『三重県教育史』第3巻 三重県教育委員会。
- 文部省社会教育局（1973）「婦人学級事例集（追補）」pp. 202-21～202-28（pp. 115-122）
文部省社会教育局（1972）『婦人学級事例集』文部省社会教育局。（県立長野図書館所蔵。加除式ファイルの1973年追録部分に所収。）
- 森井猪之助（1964）「政治学習を共にして」自治省選挙局・都道府県選挙管理委員会連合

- 会編『選挙』第17巻第5号 都道府県選挙管理委員会連合会 pp. 14-15。
- 名古屋控訴院文書(1932)「昭和七年自一月至六月社会運動情勢(名古屋控訴院管内)」
社会問題資料研究会編(1979)『社会問題資料叢書第1輯(第88回配本)昭和7年自
1月至6月社会運動情勢名古屋・広島控訴院管内―(思想研究資料第29・30輯)』
東洋文化社 pp. 59-88に復刻所収。
- 中川春子(2005)『わらしべー生きてきて今―』部落問題研究所。
- 佐藤ゆかり(2009)「第一編第三部第一章第三節女性議員の誕生」三重の女性史編さん委
員会『三重の女性史』三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」pp. 98-104, p.
153。
- 佐藤ゆかり(2016)「婦人参政権運動期における女性の選挙権・被選挙権行使」東海ジェ
ンダー研究所編『ジェンダー研究』第18号 東海ジェンダー研究所 pp. 91-112。
- 勢和村史編集委員会(2001)『勢和村史資料編一』勢和村。
- 杉正夫(1972)『日本選挙啓発史』明るく正しい選挙推進全国協議会。
- 鈴木春子(1964)「三年の政治学習を終えて」自治省選挙局・都道府県選挙管理委員会連
合会編『選挙』第17巻第5号 都道府県選挙管理委員会連合会 pp. 12-14。
- 鈴木春子(1975)「新聞学習即話し合い学習の体験」全日本社会教育連合会編『社会教育』
第30巻第4号 全日本社会教育連合会 pp. 12-15。
- 鈴木春子(1976)「女性に懸ける」全国市区選挙管理委員会連合会編『選挙時報』第25巻
第12号 全国市区選挙管理委員会連合会 pp. 10-17。
- 鈴木春子(1980)「生きがいとしての新聞学習」全日本社会教育連合会編『社会教育』第
35巻第5号 全日本社会教育連合会 pp. 113-116。
- 竹安栄子(2016)「第6章地方の女性議員たち」三浦まり編著『日本の女性議員―どうす
れば増えるのか―』朝日新聞出版 pp. 271-314。
- 全国地域婦人団体連絡協議会(1965)『全地婦連10年のあゆみ』全国地域婦人団体連絡協
議会。
- 全国地域婦人団体連絡協議会(1986)『全地婦連30年のあゆみ』全国地域婦人団体連絡協
議会。

DV に対する刑事制裁の課題

—スペインとの比較によって

The Problems with Penal Sanctions for Domestic Violence in Japan:
A Comparison with Spain

江藤 隆之 ETO Takahiro

This study aims to clarify the problems related to penal sanctions for domestic violence in Japan through a comparison with the Spanish penal system. It reveals that there are fewer types of sanctions applied under Japanese criminal law and this causes serious problems. The paper concludes with four proposals to resolve these problems.

1. はじめに

「ジェンダー暴力は、私的領域に関する問題ではない。むしろ、我々の社会に存在する不平等の最も残忍なシンボルとしてあらわれているものである。」

スペインで2004年に制定されたジェンダー暴力に対する包括的保護措置法 (LO 1/2004) は、このように書き出されている¹。家庭またはそれに類する親密圏において脆弱な立場にある者に対する暴力は、比較的発生しやすい

1 「ジェンダー暴力」の語はスペイン刑法における“*violencia de género*”の訳語として使用するが、本稿が取り上げる範囲は配偶者および元配偶者ならびにそれらと同等の関係によって結ばれた者および結ばれていた者による／に対する暴力、すなわち DV (英 *domestic violence* / 西 *violencia doméstica*) に限定する。そのため、スペイン刑法の文脈から離れたところでは「DV」の語を使用する。スペインにおいてジェンダー暴力とは、男性から元妻等の女性に向けられた暴力・脅迫・強要等の特定の犯罪を言い、DV とは、愛情関係・家族関係または同居関係内において犯される暴力・脅迫・強要等の犯罪をいう (Muñoz Conde 2019, p. 193) という区別があるが、まとめて論じられるのが通例である。

く、慣習化しやすく、重大な結果をもたらす危険があり、被害の回復も困難である場合が多い。ところが、公的領域と私的領域とを峻別する法思想・法運用により、家庭等の親密圏における暴力の解決はジレンマに直面しているといわれる (Kelly 2003, pp. 1-11)。ドメスティック・バイオレンス (以下、「DV」という。) は、「虐待された女性の大部分が虐待者の謝罪と偽りの約束を信じ、関係を継続し、虐待者への依存を維持してしまう」(Roberts 2007, p. 62) ことがあり、繰り返される暴力のサイクルの中で危険な心理状態に陥ってしまう (Walker 2007, pp. 64-67) ため、被害者の自発的な告発を待つだけでは手遅れとなってしまうかねない。そこで、このような状況をいち早く察知して、被害者を救い出すことは法の現代的課題である。その課題に対して、冒頭に掲げた法律の制定等、刑法に関係する分野で著しい動きを見せているのがスペインである。

スペインは、内戦、独裁の時代を経て、1978年に民主憲法を制定し、1995年に新しい刑法典を制定した。スペイン刑法前文には次のような起草者の決意が表明されている。

憲法が公権力に課した平等の実現という課題を遂行し、真に現実的な平等の道を歩むことにした。たしかに、刑法はこの課題を達成するのに最も重要な手段ではない。しかしながら、刑法は、その実現の障壁となっている規制を取り除くことや、差別的状況に抗する保護措置を導入することで、これに寄与することができる。

20世紀の終わりごろによく自由民主国家としての刑法典を制定したスペインは、後発であることの利点を活用し、ドイツをはじめとする諸外国の先進的な刑法理論を取り入れた刑法典を作り出した。それは、スペイン刑法の新たな幕開けであった²。

2 ただし、旧刑法においても DV への取り組みが皆無だったわけではない。とりわけ1989年改正を参照 (Muñoz Conde 2019, p. 191)。

ところが、その2年後の1997年12月17日、DVに苦しんでいた1人の女性が自宅で元夫に殺される事件が起きた。彼女は40年以上も暴力・虐待に苦しめられていた。彼女はこの関係を断ち切ろうと、離婚を決意し、DVをテレビ番組で訴え、その数日後に殺害された（Rivas Martín 2017, p. 311）。被害者がテレビ番組に出ていたことで、事件は具体的な輪郭をもってスペイン中に伝わった。追悼番組では司会者が「彼女は助けを求めているが、うまくいかなかった。誰の失敗か。社会の失敗だ」（Canal Sur 2017）と述べ、DVが個人の問題ではなく社会の問題であることを強調した³。こうして、スペインにおいてはDVが、憲法上の権利に関する社会問題として広く認識されるようになった（Rivas Martín 2017, pp. 311-312）。

スペインはすぐに刑法の改正作業に着手した。その帰結のひとつが本稿冒頭に掲げたジェンダー暴力に対する包括的保護措置法である。もちろん、1995年刑法典の起草者が述べたように、「刑法はこの課題を達成するのに最も重要な手段ではない」。刑法は、犯罪行為者を罰する法であり、被害を直接回復する力はない。刑事裁判において国家が機械的に有罪判決を下したとしてもそれがただちに被害者の立ち直りに結びつくわけでもなく、被告人への無罪判決がただちに被害者の立ち直りを阻害するわけでもない。国家による大上段からの権力行使よりも、そのプロセスの中での「関係者の理解や姿勢が、被害者の予後を大きく左右する」（宮地・菊池 2017, p. 105）。被害者のためには、関係する人々の支援の姿勢やコミュニティの関与が重要である（Kelly 2003, pp. 101-109）。むしろ、国家の懲罰権限をむやみに拡大することは、かえって自由な社会を損ないかねない。そのため、刑法やその手続法たる刑事訴訟法には様々な抑制原理が働いている。それら個人の自由を守るために国家権力に課せられた抑制原理の機能は、刑事法が社会問題に機敏に対応しようとする際に一定の限界を生む。これは刑法が肥大化しないことを保障する自由国家にとって必要な限界であり、たとえこの限界が時に解決の妨

3 その追悼番組はアンダルシア州の公共放送である Canal Sur の YouTube アーカイブで今も閲覧することができ、そこには DV を告発する生前の被害者の姿もある。

害をしているように思われることがあっても、ただちに限界の撤廃へと歩を進めるべきではない。とはいえ、限界の前で解決を諦めるべきでもない。というのも、刑法は社会問題に対して何もできないわけではないからである。スペイン刑法起草者が述べたように「刑法は、その実現の障壁となっている規制を取り除くことや、差別的状況に抗する保護措置を導入することで、これに寄与することができる」のである。その試みがスペインで継続的に行われて30年以上が経過した。

本稿は、DV に対するスペイン刑法の状況を日本刑法と比較することで日本刑法の問題点を指摘し、DV をめぐる刑法上の議論に新たな議題を加えることを試みる。スペイン刑法を比較検討の素材にすることは、スペイン刑法が日本刑法と同じくドイツ刑法学の影響下で学問体系を築いていることに鑑みて、英米法圏等の基本思想・基本制度の大きく異なる地域との比較よりも日本刑法への反映のスムーズさに利点があるといえよう⁴。

2. スペイン刑法における DV 罪と制裁

(1) DV 罪

1995年の刑法典制定時、DV は暴行罪等の特別規定として規定されていた。その代表例である当時の153条を掲げる。

第153条（1995年制定当時） 配偶者もしくは類似の愛情関係で固定的に結ばれている者に対して、または自身もしくは配偶者あるいは同居人の子、もしくは同居のもしくはその親権、後見、監督、あるいは事実上の自身もしくは他人の保護にかかる被後見人、尊属、無能力者に対して常習的に身体的暴力を行使する者は、6月以上3年以下の禁錮に処する。ただし、各ケースにおいて、発生した結果に対応する刑を科すことを妨げない。

4 そのため、本稿では刑法一般に関する議論の際にはドイツの文献も参照する。

ここでは、傷害が発生した場合は傷害罪で罰する可能性を残しつつ、傷害が発生しなかった暴行の場合であってもそれが常習であれば禁錮刑に処する旨規定されている。常習 DV に対する加重規定であり、DV に抗する刑法の意思を一定程度表明したものといえる。

ところが、本規定にはいくつかの欠陥があった。そのうち重要な 3 点を指摘する。第 1 に、この規定では精神的暴力が捕捉されておらず、批判の対象となった (Yáñez Velasco 2020, p. 446)。第 2 に、すでに離別した元配偶者等との関係についての規定を欠いていた。第 3 に、一定の関係を前提とする DV は、個々の暴行の程度が低いとしても、繰り返される暴力により被害者には大きなダメージが蓄積していることが通例であり、しばしば「被害者が告発するに至り、法が問題として取り上げるその暴力」と「現実に被害者が以前から続く暴力およびその暴力的な関係性自体から受けたダメージ」の不釣り合いが生じるが、本条が「常習」の要件を課していたため、裁判官は被害者からの暴行の訴えを、当時違警罪⁵とされていた単発の暴力として評価してしまうことがあった。すなわち、ある者が配偶者からの暴力を訴えたとき、その背後には常習的に続く虐待が潜んでいることがしばしばであるにもかかわらず、訴えが単発の暴力についてであるため、常習性を要件とする本条の適用の可否を検討することなく、単発の軽い違警罪事件として処理されてしまう問題性を有していた (アラストウエイ・ドボン 2010, p. 135)。

第 3 の欠陥に対応するため、2003 年、被害者と行為者に家族関係あるいはそれに類似の関係がある場合における傷害、虐待、凶器を使った威迫などの行為をこれまでよりも重い罪とする改正が行われた (アラストウエイ・ドボン 2010, pp. 135–136)。この改正によって、配偶者による暴力が仮に単発のものであると評価されたとしても、違警罪ではなく一定の重さを持った犯罪として扱われるようになった。だが、これは単発の罪を重くしただけであって、DV の実態を直視したものではなかった。

5 違警罪 (*falta*) とは、極めて軽い罪のことで、当時は正式な犯罪 (*delito*) よりも一段劣るものとして扱われていた。

2004年には、ジェンダー暴力に対する包括的保護措置法が制定される。同法では、国連総会採択の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（1993年）と同様に、ジェンダー暴力は男性から女性に対するものであると定義し、男女の力関係の非対称性を前提とした改革が行われた。また、2015年改正では、ジェンダーを理由とした差別的な動機に基づく犯罪について刑を加重する改正が行われた（Muñoz Conde 2019, p. 194）。

これらの改正を経て、153条がどのように変化したのか。2020年8月1日現在の条文を掲げる。

第153条第1項 いかなる方法または手段によっても、他人に対して心理的ダメージまたは第147条第2項に定める比較的重大でない傷害を惹起し、または殴打もしくは暴行したが傷害に至らなかった者は、被害者が妻であるもしくはあったとき、または同居の有無にかかわらず妻と同様の愛情関係で行為者と結ばれた女性であるときまたはあったとき、もしくは行為者と同居する特に脆弱な者であるとき、6月以上1年以下の禁錮または31日以上80日以下の公共利益労働に処する。すべての場合に、同時に1年1日以上3年以下の期間の武器の携帯または所持の権利剥奪刑に処し、同様に裁判官または裁判所がその未成年者または特別な保護を必要とする障害者の利益のために適切であると考えらば、5年までの親権、後見、保佐、補助または里親の実行にかかる特別資格喪失刑に処する。

本条にいう「第147条第2項に定める比較的重大でない傷害」とは、医学的・外科的治療を必要としない傷害を意味し、本来は1月以上3月以下の罰金で罰せられるものをいう⁶。また、傷害を惹起しなかった場合は通常であれば1月以上2月以下の罰金に処される。それが本条によって、法定の親密関

6 ス페인において罰金は原則として期間（日、月、年）で科される。罪の重さに応じて期間が決まり、被告人の財産状況等に応じて1日当たりの金額が決まる。罰金による受刑者へのダメージが貧富の差に影響されないようにするための制度である。

係があるとき、「6 月以上 1 年以下の禁錮または 31 日以上 80 日以下の公共利益労働」へと刑の大幅な引き上げが行われる。もちろん、傷害の度合いが大きい場合は他の条文に基づいてさらに重く処罰される。

1995 年当時の条文と現在の条文は以下の点で異なっている。第 1 に、心理的ダメージの惹起を暴力の概念に含めたこと、第 2 に、妻等だけでなく、元妻等も客体としたこと、第 3 に、常習性の要件を削除したことである。さらに、これまで欠点として指摘されていた部分を修正したこれら 3 点に加え、第 4 に、被害者を女性に限定したこと、第 5 に、刑罰を禁錮刑だけではなく、公共利益労働刑も選択可能にし、武器に関する権利剥奪⁷・弱者との人的関係に関する資格喪失刑⁸を併科可能としたことである。この変更により、夫から妻等に対する心理的ダメージを惹起する行為が 1 回分しか立証されなかったとしても、DV 犯罪として捕捉することが可能となった。紙幅の関係で条文の掲示は省略するが、脅迫罪および強要罪についても同様の規定が設けられている。さらに、これらの罪が未成年者の面前で行われた場合には、量刑を重くする規定があり、未成年者への精神的ダメージを評価する仕組みもある。

このような規定の改正に対しては、賛同の声ばかりではない。同国の代表的な刑法学者であるムニョス・コンデは、これら刑の加重は「学説によって必ずしも受け入れられているわけではない」とし、「刑を自動的に加重するというのは行為者刑法モデル⁹に相応するものである。つまり、現に行わ

7 ス페인においては、原則として武器の所持・携帯は許されていないが、一定の調査および試験合格後に銃器の所持や携帯が許可される免許がある。この刑により、その免許が剥奪され、あるいは取得が不可能になる。

8 「親権、後見、保佐、補助または里親の実行にかかる特別資格喪失刑」とは、法的な能力が十分でない者を保護・監護・養育し、その権利行使の決定・執行を支援する諸権利の剥奪を意味する。DV 行為者の影響から弱者を離脱させるための措置である。

9 行為者刑法（西 *Derecho penal de autor*／独 *Täterstrafrecht*）とは、行為刑法（西 *Derecho penal de hecho*／独 *Tatstrafrecht*）と対立する概念であり、現に行われた行為・事実（西 *hecho*／独 *Tat*）ではなく、行為者（西 *autor*／独 *Täter*）の危険性に着目して処罰を肯定するものである。行為者刑法は危険人物を排除する刑法モデルであり、行為者刑法においては、処罰範囲の無限定な拡大、処罰の早期化、歯止めのかからない厳罰化

れたことの重大性ではなく、行為者の危険性によって処罰するものである」(Muñoz Conde 2019, p. 194) と批判している。また、同じく刑法学者のアラストウエイ・ドボン¹は、被害者を女性に限定した点について、「非常に加重された刑罰が、もっぱら、行為が男性から女性に対して加えられた場合のために規定されたことは不適切」であると批判する(アラストウエイ・ドボン 2010, p. 138)。というのも、この規定には親密関係の存在以外に罪の成立を限定する文言がないため、一度きりの痴話喧嘩の場合でも男性は常に過度に重く罰せられ、女性は男性に比較して軽い扱いを受けることになるからである。そこで、性差別的な動機に基づく場合に限定して本条を適用すべきだが、スペイン刑法は差別的な動機に基づく犯罪を重くする総則規定を別途置いているのだから、このような新しい犯罪類型を創設することは不適切であったという(アラストウエイ・ドボン 2010, pp. 138-139)。たしかに、22条5号はジェンダー差別的な動機で犯した罪については刑を加重する旨を定め、23条は被害者が配偶者等であるときは動機および目的に応じて刑を加重することを可能にしている。これらの一般的規定の存在に鑑みれば、153条1項の規定を屋上屋を架すものであると評する立場にも合理性がある。

以上の点に加えて筆者から、このような規定では、同性カップル間DVの保護に欠けるきらいがある点も指摘しておきたい。

(2) 制裁

1) 刑罰

注目すべき点は、「犯罪」だけではなく「刑罰」の方にもある。「刑法」(西 *derecho penal* / 独 *Strafrecht*) という名は、この法が「刑」(西 *pena* / 独 *Strafe*) の法であることを示している。ところが、刑法に関する議論におい

が起り、個人の自由が侵害されと考えられ、現代の刑法においては退けられている。ただし、後述する保安処分は、行為者に着目した処分である (Roxin und Greco 2020, pp. 271-280)。

て、「それは犯罪となるか否か／犯罪とすべきか否か」はよく議題となるものの、「どのような刑が科されるか／科されるべきか」の議論はあまり行われていない。もちろん、刑法は「犯罪と刑罰の法」であり、罪を議論することは誤りではない。だが、禁圧すべき行為を罪として規定すれば問題が解決するわけではない。その罪に対する適切な応答があってはじめて問題の解決へと至る。そこで、刑罰の定義とその目的を確認したうえで、スペイン刑法がDVに対していかなる刑罰を予定しているかを概観する。

刑罰は、「犯罪を行ったことに対して、法律に定められ、管轄ある司法機関によって科される法益の剥奪または制限」(de Lamo Rubio 1997, p. 23)であり、有責的行為者に強制的に科される「害悪」(西 mal／独 Übel)である(Meier 2019, p. 15)。刑罰がこのようなものであることについてはおよそ異論がない。ところが、その害悪が何のために科されるのかについては争いがある。刑罰をめぐる議論は、刑罰は目的を持たない正義の要請たる応報であると解する絶対的応報刑論と刑罰は犯罪を減少させるためにあるとする予防刑論に大別され、さらに後者は一般人を犯罪から遠ざけるという一般予防論と罪を犯した人に再び罪を犯させないようにするという特別予防論とに区別される。各見解に一長一短があり、現在では、これらのいずれかひとつのみを純粋に主張する者はほとんどいない。通説は、これらをあわせて考える統合的刑罰論である(Meier 2019, p. 18; 井田 2018, p. 604)が、統合的刑罰論を採用するとしても、どの刑罰目的を強調するかについては意見の一致を見ない。一般的には、社会における刑罰の機能を強調すれば予防刑論的説明を、行為者の責任に対応する刑のバランスを強調すれば応報刑論的説明を強調することになる。

このような議論状況にあって、スペインでは刑罰の目的をめぐって一定の法的前提が共有されている。それは、刑罰が罪を犯した者の自由を剥奪するのは、その者を再教育し、再び社会に参加させるためだということである。この前提は、「自由刑および保安処分は、再教育および再社会化に向けられるものであり、強制労働によって構成することはできない。」と定めるスペイン憲法25条2項前段の規定に基づく。ここから、受刑者を刑務所に収容

する自由刑は、受刑者をもう一度教育し、再び社会に送り出すという特別予防の観点を持ち、単なる懲らしめのための苦役であってはならないという憲法上の原理が導き出される。この原理を「刑の再社会化原理」と呼ぶ（Mir Puig 2016, p. 721）。

刑の再社会化原理の要請は、単なるスローガンにとどまらず、国家に積極的かつ継続的な刑罰改革の作為を要求する。なぜなら、単純かつ画一的な刑罰を設定するだけではその要請を達成することができないからである。犯罪も犯罪者も多様であり、彼らの抱える問題は多岐にわたり、それは時代とともに変化しうる。現実を直視して刑の再社会化原理の要請を充足しようとするならば、犯罪や犯罪者の具体的性質に応じて適用可能な刑罰メニューを用意することが不可欠となる。

スペインの刑罰は、大別すると自由剥奪刑、権利剥奪刑、罰金刑の3種により構成されている。具体的には、終身または有期の禁錮、滞在地特定、罰金不納付による責任（以上、自由剥奪刑）、絶対的または特別資格喪失、公職または公務の停止、自動車等の運転権利の剥奪、武器所持等の権利剥奪、特定の場所について居住や訪問の権利の剥奪、被害者等への接近禁止、被害者等への連絡禁止、公共利益労働、親権剥奪、動物に関する業を営むことおよび動物を飼育することの資格喪失（以上、権利剥奪刑）、罰金（以上、罰金刑）および外国人に対する自由刑の代替刑として国外追放が規定されている。

スペインにおける禁錮刑は、社会再統合に向けた刑務所内の各種更生プログラムにその本質があり、刑務所内での作業が原則義務化されている。この作業は、懲役刑における刑務作業のような懲罰的な意味合いを持たず、職業訓練、学業研究、生産や個別治療プログラムへの参加を通じて、被害者への賠償を進めるとともに、再犯を防止することに向けられている。そのため、日本では懲役刑受刑者は、労働的作業に従事しても無給であり、作業報奨金としてわずかな額しか得られないが、スペインでは労働に従事した場合その職業の最低賃金とともに刑務所内での作業パフォーマンスを考慮しつつ、有給休暇やボーナスなども含めた額の給与が支払われる（Albinyana Olmus y

Cervera Salvador 2014, pp. 264–265)。受刑者に収入があることは、被害者への損害賠償や受刑者の家族への養育費の支払いを可能にする。なお、スペインでは犯罪によって生じた損害賠償などの民事責任に関する規定も刑法に置かれており、裁判所は刑事裁判で有罪判決を受けた者に対して損害賠償・被害弁済の判決を下すことができる。また、有罪判決を受けた者が支払った金銭については、国家に納付すべき罰金や国家に対する賠償よりも先に被害者への損害賠償に充当する旨の規定があり、国家の威信よりも被害者の回復を優先する制度となっている。

公共利益労働刑は、特定の公共的利益活動への無償の協力を義務づける刑罰だが、労働を強制することは憲法違反となるため、受刑者の同意なく科することはできない。公共利益労働刑という名称から受ける印象とは異なり、その内容は主として被害者の回復と受刑者の再社会化に向けられている。刑法49条は、「当該受刑者が犯した罪と同様の性質を持つ罪に関する、発生損害の回復活動または被害者の援助もしくは支援活動、ならびに啓発または再教育、労働、文化、交通教育、性教育またはこれらに類するものに関する研修もしくはプログラムへの受刑者の参加」を公共利益労働としている。

権利剥奪刑には様々な内容のものがあるが、ジェンダー暴力に関しては、武器を所持・携帯する権利の剥奪と親権等の資格剥奪が特筆に値する。刑事裁判で有罪判決が出れば、その者は武器を所持・携帯することが禁じられ、必要に応じて親権等の資格が刑罰として停止される。

有罪判決を受けた者が禁錮刑に処された後、一定期間が経過し、その処遇状況が良好であるとき、刑の満期を迎える前に刑務所から仮釈放し、社会内で更生をはかることがある。仮釈放される者がジェンダー暴力に関する罪の受刑者であるときは、その被害者や家族およびその住居や職場、それらの者が頻繁に利用する場所への接近と連絡が禁止される。また再犯の原因になるような場所への居住を禁止し、性教育・差別廃止教育・平等教育プログラムへの参加が義務づけられる。

このようにスペインの刑罰には、被害者の保護と加害者の再犯防止に向けて刑罰制度を整えようとする国家の積極的な姿勢が窺える。

2) 保安処分

スペイン刑法に定められている保安処分についても見ておく。保安処分とは、「犯罪が行われたとき、再犯を防止するために行為者に科される、自由の剥奪または自由の制限を伴う措置のことをいい、非難としての性格をもたないもの」（井田 2018, p. 607）をいう。保安処分は、危険人物から社会を防衛するために刑法は存在すると考えた近代学派の刑罰観に由来する（Roxin und Greco 2020, p. 280; Zárate Conde y González Campo 2015, p. 566; 井田 2018, p. 607）。近代学派の刑罰理論は、国家が危険人物と目した人物を社会から排除することを正面から認めるため、刑罰としては採用されなかった。そのため、保安処分は日本においては刑法上の法効果とされていない。ただし、2003年制定の「心神喪失者等医療観察法」（2005年施行）により、特定の要件を満たした心神喪失者等に対しては、法の手続きに基づいて指定医療機関への入院や通院の措置等を行うことができることになった（井田 2018, p. 608）が、これは保安処分としての性格を有するといえる¹⁰。日本においてはこのような状況にあるが、ヨーロッパ諸国においては、刑罰と並んで保安処分が刑法に規定されているのが通例である。

ヨーロッパにおける保安処分は、1893年にスイスの刑法予備草案にカール・シュトースが導入したことを皮切りに、周辺諸国に広がった。スペインの保安処分はプリモ・デ・リベラ將軍の独裁中に初めて導入され、続く第二共和政における1933年8月4日の「浮浪者および悪行者法」にまとめられた。それは、社会的に犯罪傾向を有するとみられていた者、たとえば、物乞い、浮浪者、売春を営む者や同性愛者たち(!) に対する処分のカタログとなった（Romero Santos 2019, p. 170; Zárate Conde y González Campo 2015, pp. 61–62）。ドイツにおける保安処分の導入は、ナチス時代の1933年11月24日の「常習犯罪者法」である。これは第三帝国崩壊後もドイツの刑法に残ることになった（Meier 2019, p. 274）。保安処分は、国家が社会にとって危

10 最広義には、売春防止法上の補導処分、保護観察、麻薬中毒者の入院措置、暴力主義的破壊活動を行った団体の規制処分なども保安処分の性質を持つ。

険であるとする者を、本人が行った行為に対する非難、すなわち刑罰としてではなく排除するものであり、その濫用は極めて重大な社会的害悪をもたらす。その導入が、スペインにおいてもドイツにおいても独裁政権によって行われたことはまったくの偶然ではない。したがって、仮に保安処分を使用するならば、相当強い法的コントロール下に置かれなければならない。そこで、1995年以降のスペインは保安処分を刑罰と並べて刑法に明記することでコントロールを図っている (Zárate Conde y González Campo 2015, pp. 567-569)¹¹。

スペインの保安処分は、法律に定める違法行為を行った者のみを対象とし、何ら違法行為を行っていない者の排除を禁じている。また、刑罰と同様に、あらかじめ法律に定められている場合に限り適用可能であるという保安処分法定主義が定められている (de Lamo Rubio 1997, p. 529)。さらに、刑法6条2項は「保安処分は、犯された罪に対して観念的に適用されうる刑罰よりも重くすることも長くすることもできず、行為者の危険性を予防するために必要な限度を超えることもできない。」と定めることで、処分を刑罰の範囲内に限定している。そのためスペインの保安処分は、刑罰を超えた部分を捕捉する機能を担っておらず、あくまで観念可能な刑罰の範囲内でのみ発動する処分として補助的な性質を持っているにすぎない。

スペイン刑法では、行為者が薬物や飲酒によって完全酩酊している等の理由で行為者に責任を問うことができず刑罰を科せないとき、保安処分に付すことができる。したがって、たとえばアルコール依存症の夫等から暴力を受けたとき、その夫が行為時に完全酩酊の状態にあったため刑罰を受けないとしても、仮に責任が認められたら受けたであろう刑罰内容を超えない範囲の保安処分に付すことで被害者を保護しつつ、行為者の更生を図ることができる。また、心神耗弱等によって刑が軽くなった場合には、その軽くなった刑の執行にプラスして完全に責任が問えたならば科されたはずの刑罰と現に科

11 現行刑法制定までは、1970年法律16号「危険性および社会復帰法」によって保安処分が行われていた。

された刑罰の差分に相当する保安処分に処することができる¹²。

保安処分は、精神科施設、薬物離脱施設または特別教育施設への収容等、自由を剥奪する処分と、武器の所持等の権利剥奪処分や自動車等運転権利剥奪、保護観察処分等の権利を剥奪する処分とがあり、事案に応じて付することができる。保護観察は、位置確認を可能にする電子機器を装着させ、被害者等への接近や連絡を禁止させ、所定の場所への訪問を禁止し、教育プログラムの受講を義務づけることができる。このように、刑罰によって対応できない場合にも、一定限度にコントロールされた保安処分を用いることで、被害者を保護しつつ、行為者の更生をはかるシステムが構築されている。

3. 比較分析

(1) 罪

日本におけるDVへの対応は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）の制定がひとつの画期となった。同法は、「法は家庭に入らず」の原則を打破し、行政の責務を明確化したことに意義が認められる（戒能2012, p. 6）。だが、いくつか不十分な点を指摘できる。

第1に、日西刑法の最も大きな差異として、日本刑法典にはDVを特に取り締まるための規定がないことが挙げられる。もちろん暴行が行われれば暴行罪であり、脅迫が行われれば脅迫罪ではある。だが、それはあくまでも一般的な罪としての扱いであり、親密圏内において起きる暴力の特殊性を適切に踏まえたものではない（打越2018, p. 33）。DV防止法は、刑罰に接続する規定を持つものの、それは保護命令への違反に対するものであり、DVそのものを実態に応じて犯罪とするわけではない。

12 ただし、このような保安処分の使用は、別のラベルに貼り替えただけの刑罰を科しているのではないかとの疑念は拭いきれない。この問題については刑罰の本質論にまで立ち入って別に検討する必要がある。

第2に、DVの定義について、DV防止法における「配偶者からの暴力」の「配偶者」という限定が実情に照らすと狭い。たしかに、同法の対象には、事実婚の場合や離婚後に元配偶者から継続して暴力を受けている場合も含む。しかし、生活拠点を共にしたことの無い（元）恋人は含まれていない（打越2018, p. 40）。スペイン刑法は、妻および元妻の他に「同居の有無にかかわらず妻と同様の愛情関係で行為者と結ばれた女性であるときまたはあったとき、もしくは行為者と同居する特に脆弱な者」と良く言えばフレキシブル、悪く言えば曖昧な定義を採用することで、その保護範囲の限界を広げている¹³。ただし、日本のDV防止法は男女問わず被害者に含まれるのに対し、スペイン刑法はジェンダー暴力としての罪については、女性のみを保護対象としている。男性にも「女性に虐待されるなんてかっこわるい」「男なら自己防衛しろ」といったジェンダー偏見により被害を申告できずに苦しんでいる者がおり（Steinmetz 2007, pp. 53-59）、日本でも男性が現にDV被害者となっている（水本2014, pp. 8-9）こと、さらに同性カップル間でもDVがありうることを考慮に入れると、スペインの規定の狭さは否定できない。ジェンダーを男女の二項対立的に理解すること自体への反省があっても良いように思われる。

第3に、精神的暴力についてであるが、日本でもDV概念には精神的暴力が含まれてはいる。だが、日本ではDVであればただちに犯罪となるわけではなく、精神的DVはDVではあるがたいていの場合犯罪ではない。そのため、精神的DVを認定したら公共利益労働刑に処して教育を行えるスペインとは状況が異なる。

これら3点の指摘は、以下に提案する制裁の議論が前提にあることに注意を要する。本稿の狙いは、厳罰化でも犯罪成立範囲を拡大して満足することでもない。適切な被害者支援と行為者の再犯防止への接続が念頭に置かれた

13 正確に述べれば、スペインにおいて同居のない（元）恋人間の犯罪は「DV」ではないが、それが男性から女性に対して向けられたときは「ジェンダー暴力」として捕捉されることになる（Muñoz Conde 2019, p. 193）。

対策の提案である。だからこそ、仮にDVそのものを犯罪化してもこれまでの罰金や（時に執行猶予付きの）懲役に処して終わりということになるのならば、犯罪化しない方がまだ良いかもしれない。かえって被害者を危険に晒しかねないからである。犯罪化は被害者保護と行為者の再社会化支援の手段を用意すると同時に行われる必要がある。「人を脅すレッチェルとしての犯罪」ではなく、「適切な対応に結び付けるための要件としての犯罪」が意識されなければならない。

(2) 制裁

日本刑法は使用可能な制裁が少ない。刑罰は、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料と没収しかなく、これらの刑罰と被害者保護と再犯防止は原理的に接続していない。また保安処分は包括的に用意されていない。スペインの刑事制裁は、禁錮の他に、被害者を保護するための各種権利剥奪刑や再犯を防止するための教育プログラムの受講を義務づける公共利益労働、さらに必要に応じた保安処分が用意され、刑・処分と回復・再犯防止とが関連づけられた制度になっている。もちろん、これらにも課題があり、すべて成功しているわけではない。たとえば、いくら接近禁止を言い渡しても、その禁止を破る者がいることが課題であると、マドリード地方検察庁女性に対する暴力セクションに所属する検察官から指摘されている（Rivas Martín 2017, p. 320）。だが、実効性の担保が課題となるのは、その器となる形式が整備されているからである。世界的に見れば、加害者臨床は進められており（高野 2020, pp. 14-21）、加害者更生のエビデンス研究も行われている（妹尾 2020, pp. 22-27）。日本においてもこのような加害者更生の取り組みは有志を中心に積極的に行われるに至っている（信田 2020, pp. 10-13）が、それはいまだ制度的な刑罰内容としてその実行が担保されるものではない。懲役刑が執行される刑務所は、「閉鎖的で形式的に管理され、ルーティーン化された日常生活を送る場所であり、そこで長期間暮らすことで被収容者はその人らしさや個人としてのアイデンティティを奪われていく」（浜井 2017, p. 86）施設となってしまっているとの指摘もある。もちろん、現場にも問

題意識はあり、法律の範囲内でしかるべき努力がなされ、罪に向き合うプログラムも実施され、受刑者の捉え方の調査や更生効果検証の動きもある（新海 2012, pp. 40-58）。新たな刑事収容施設法も制定され、刑務所改革も進んでいる。刑務所内の再犯防止プログラムの取り組みは近年改善傾向にあり、懲役刑と禁錮刑とを一元化して実効的な自由刑に改革する試みも着手されている。その点は、正当に評価されなければならない。しかし、明治時代に用意された古典的な容器の中に現代的な回復と更生の水を注ぎ込むことには自ずと限界がある。また、仮に刑務所でどれだけ優れた取り組みが行われていようとも、こと DV の場合は相当重大な結果が生じたのでない限り、罰金刑や懲役刑の執行猶予となり、刑務所内の更生の取り組みにアクセスしないまま終わってしまう。この状況は、保護命令違反についても同様であり（打越 2018, p. 219）、制度設計の根本からの見直しが求められる。その際、手嶋（2017, p. 227）が正当にも指摘する「ともすれば、加害者の厳罰化に収束してしまい、何のために権利を要求していたのか、何をゴールとしていたのかが忘れられてしまうというリスクの存在」に目を向け、「目標とすべきはあくまで被害者のエンパワメントである」ことを忘れないことが重要である。

以上の考察から、刑罰制度の抜本的な見直し、とりわけ刑罰オプションの追加の議論は、避けて通れないことが帰結される。DV に限らず、各種犯罪に適切に対処するためには、厳罰化か寛刑化かという古典的な二者択一の観点ではなく、被害者の現実的な保護・回復を志向する刑罰オプションの拡充、保安処分導入の適否等の議論も視野に入れる必要がある。刑は重いか否かではなく、適切であるか否かが問われなければならない。

ここに、問題解決のために議論すべき 4 つの点を示す。

第 1 に、自由刑のプログラム改善である。自由刑の改革は日本においても試みられているが、その議論をさらに進めるべきである。そこで重要なのは、被害者の回復と受刑者の更生の視点である。第 2 に、権利剥奪刑導入の可否の議論である。接近禁止、連絡禁止、親権停止・剥奪等の権利剥奪刑に関する議論はもはや避けて通るべきでない。とりわけ、刑務所に収容するほどではない加害者に対して、一定の更生プログラムへのアクセスを義務づ

けることの是非を検討すべきである¹⁴。第3に、罰金刑の支払いよりも被害者の利益を優先する制度の確立である。スペインでは、これまで述べてきたことの他にも、罰金刑の受刑者が子の養育等扶養すべき家族を有しているとき、国が罰金を取ることで子の養育費等に窮する場合には、それを考慮して罰金額を決定し、あるいは決定された罰金の分割払いを認めるなどして、国への支払いよりも家族の養育を重視する仕組みを持っている。このような「国家の威信よりも個人の保護を優先する」という姿勢を法律で明確に定めることの意義を認識すべきである。第4に、議論は自由主義の観点から慎重でなくてはならないものの、保安処分導入の可否が議題となろう。技術の進歩は人の自由を大幅に侵害せずに被害を抑止するための選択肢を増やしうる。時代に適合する自由と安全の関係の絶え間ない見直しが求められる。さらには、すでに積み重ねがある修復的司法・治療的司法の議論や諸外国での取り組みを参照することもまた、刑事制裁改革論の進展に貢献するだろう。

4. おわりに

本稿は、DVに対する刑事制裁の議論が十分になされてこなかったことに対する異議申し立てである。現在、DV事件が発生してしまえば、あるいは保護命令違反があれば裁判所は19世紀末から20世紀初頭にかけて用意された貧弱な刑罰オプションから制裁を選択するしかなく、それは多くの場合、罰金刑か自由刑の執行猶予である。このことの問題性についてはほとんど直視されてこなかった。あるいは、もしかすると反対に、このような刑罰オプションの貧弱さは十分すぎるほど正確に認識されており、その認識の帰結として社会問題に対して刑法ができることといえば、せいぜいその一部を犯罪化・厳罰化して人々を威嚇するだけであり、それゆえ刑法は真面目に議論す

14 ジェンダー暴力以外についても、権利剥奪刑は、交通犯罪に対する運転禁止刑や公務員犯罪に対する公務職禁止刑、教育現場等において優越的地位を濫用した犯罪に対する当該職業禁止刑など、刑罰を巡る議論の対象となりうるだろう。

るに値しないと思われてきたのかもしれない。罰金か執行猶予のつく懲役刑しか制裁の選択肢がないのであれば、DV罪を作ってもこれまでどおり暴行罪・脅迫罪等で裁いても、違いは生じない。現在の刑罰のラインナップを前提とする限り、DV罪を制定しても実益はほとんどなさそうである。だが、スペインの状況を見れば明らかなように、刑法による被害者保護の拡大は、犯罪範囲の無限定な拡大でも厳罰化でもない方法によっても模索できる。刑法における適切な制裁メニューの拡充は、被害者保護・更生への国家的意欲を示すことになり、その新たな制裁の執行により、被害者の回復と加害者の更生機会を提供することが可能となろう。被害者保護のためには刑法の諸原則を破らなければならないという議論も不当であれば、刑法はこのような事件に対して何もできない（あるいは何もすべきでない）という議論も誤りである。刑法は、制裁オプションの整備により被害者保護のため適切に取り組む姿勢を見せることができる。厳罰化ではなく、適罰化こそが我々の歩むべき道である。

この道を歩むために民刑分離を否定する必要はない。むしろ、家庭においてであろうと、親密圏においてであろうと、他者の法益を侵害する行為は刑事事件で（も）あるという原則を再確認すべきだろう。民事不介入の原則が問題だったのではなく、刑事かつ民事という事件の両面性を正確に認識せず、民事だから刑事ではないという誤った排中律的思考にこそ問題があったのである。国家権力の民事事件への介入にはなお慎重であるべきである。だが、他者に対する暴力は単なる民事事件ではなく、刑事事件でもある。刑事事件に対して、法にコントロールされた権力機関が適正に介入することは、個人の権利・自由を尊重するリベラリズムの原則に何ら反するものではないばかりか、むしろ適合的である（Kelly 2003, pp. 59-82）。他者危害の禁止が、家庭等の親密圏内では無効になるということはおよそ考えられない¹⁵。

15 リベラリズムの祖の一人であり、他者危害禁止を説いた J. S. ミルは、家庭において夫が妻に対して「専制的な力」(despotic power)を有していることを「悪」(the evil)と端的に表現し、妻に同等の「法的保護」(the protection of law)を与えるべき旨を説いていた (Mill 1859, p. 101)。

刑法には濫用の危険があり、濫用されると社会をかえって混乱させてしまう。それゆえ、一定の領域に厳格にとどめておかななくてはならない。しかしまた、刑法には人々の生活上の利益を保護し、安全な社会の実現を下支えするという現実的な使命がある。原則を守りつつ使命を実現するためには、単純な処罰範囲の拡大や厳罰化は不適切であり、また同時に濫用をおそれるあまりに19世紀的の価値観の殻に閉じこもるのも妥当ではない。バランスを取りながら適切な立法的解決を図ることは、もはや避けて通れない。もちろん我々は、いまだ刑罰の意義や目的について一致した見解に至っていない。したがって、「適罰化」といっても万人の納得する原理的な「最適罰」というものは想定しえない。しかし、現に被害が減り、被害者の回復に貢献でき、一度罪を犯した者が再び罪を犯さなくなるのであれば、それは「より適切な罰」であるといえよう¹⁶。本稿は、DVを議論するにあたり刑罰や処分といった「制裁」の領域でも議論すべきことを訴えた。それもパッチワーク的な特別法立法ではなく、1907(明治40)年に制定された刑法の抜本的な見直しを伴う改革の議論である。

DVの加害者も被害者も直接的にはその当事者たる個人である。その狭い意味では、この罪は個人による個人に対する罪であるといえる。だが、DVは現代社会の構造的歪みを背景に多発する犯罪であり、誰もが当事者となりうる万人にとって他人事ではない社会現象でもある。スペインの2004年ジェンダー暴力に対する包括的保護措置法が「ジェンダー暴力は、私的領域に関する問題ではない。むしろ、我々の社会に存在する不平等の最も残忍なシンボルとしてあらわれている」と書き出したのはまさにその意味であった。社会に生きる我々は、個人としては当事者に寄り添うことくらいしかできないかもしれない。しかし、国家は被害者の回復と行為者の更生に向けられた適切なオプションを用意することができる。刑法の領域では、被害者保護

16 本稿の現状認識は、刑法の諸原則を破ることなくかつ被疑者・被告人の権利を害することなく、被害者の効用向上を図ることが可能な状態にある、すなわち現状はパレート最適ではなく、なおパレート改善の余地があるというものである。

と DV 行為者の更生の両方に資する制裁オプションの設定ができるはずである。ところが、現在の日本刑法の制裁オプションはあまりにも貧弱である。国家が動かなければならないが、民主国家においては、国家の行為は我々の行為の反映に他ならない。したがって、我々が刑法への適切な制裁オプション導入の議論を開始することがその必要不可欠な第一歩となろう。

すなわち、我々が共存し、権利・自由を享受する目指すべき社会の実現は、「我々がより良い刑法を持ちたいと願い、その実現に貢献してはじめて達成される」（スペイン刑法前文）のである。

（了）

引用・参考文献

- アラストゥウェイ・ドボン、カルメン（2010）「刑法」稲垣清訳 日本スペイン法研究会、サラゴサ大学法学部、Nichiza 日本法研究班共編『現代スペイン法入門』嵯峨野書院 pp. 119-143。
- 井田良（2018）『講義刑法学・総論』（第2版）有斐閣。
- 打越さく良（2018）『Q&A DV 事件の実務：相談から保護命令・離婚事件まで』（第3版）日本加除出版。
- 戒能民江（2012）「DV 防止法」ジェンダー法学会編『講座ジェンダーと法 第3巻 暴力からの解放』日本加除出版 pp. 3-18。
- 新海浩之（2012）「刑務所収容の心象—長期刑務所の例から—」日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』No. 36 現代人文社 pp. 40-58。
- 妹尾栄一（2020）「加害者臨床の最前線をめぐって：世界の潮流から」NPO 法人リスペクトフル・リレーションシッププログラム研究会編著『DV 加害者プログラム・マニュアル』金剛出版 pp. 22-27。
- 高野嘉之（2020）「DV 加害者臨床の概要」NPO 法人リスペクトフル・リレーションシッププログラム研究会編著『DV 加害者プログラム・マニュアル』金剛出版 pp. 14-21。
- 手嶋昭子（2016）『親密圏における暴力—被害者支援と法—』信山社。
- 信田さよ子（2020）「日本の DV 加害者プログラムの歴史」NPO 法人リスペクトフル・リレーションシッププログラム研究会編著『DV 加害者プログラム・マニュアル』金剛出版 pp. 11-13。
- 浜井浩一（2017）「日本の刑罰は誰を何のために罰しているのか—持続可能な刑罰とは—」指宿信他編『犯罪をどう防ぐか』岩波書店 pp. 68-88。
- 水本圭祐（2014）「配偶者からの暴力：現状と課題」『罪と罰』51巻4号（通巻204号）日本刑事政策研究会 pp. 6-16。
- 宮地尚子・菊池美名子（2017）「被害者とトラウマ」指宿信他編『犯罪被害者と刑事司法』

- 岩波書店 pp. 88–108。
- Albinyana Olmos, Josep Lluís y Cervera Salvador, Sabina (2014) *Vida en Prisión: Guía práctica de derecho penitenciario*, fe d'erratas, Madrid.
- Canal Sur (2017) https://www.youtube.com/watch?v=72Md_DypqRE (2020年8月1日閲覧)
- Kelly, Kristin A. (2003) *Domestic Violence and the Politics of Privacy*, Cornell Univ. Press, New York.
- de Lamo Rubio, Jaime (1997) *Penas y Medidas de Seguridad en el Nuevo Código*, Bosch, Barcelona.
- Meier, Bernd-Dieter (2019) *Strafrechtliche Sanktionen*, 5. Aufl., Springer, Berlin.
- Mill, John Stuart (1859) *On Liberty*, cited from *On Liberty, Utilitarianism and Other Essays*, Oxford Univ. Press, 1991, New York.
- Mir Puig, Santiago (2016) *Derecho Penal Parte General*, 10. Ed., Editorial Reppertor, Barcelona.
- Muñoz Conde, Francisco (2019) *Derecho Penal Parte Especial*, 22. Ed., tiranto lo Branch, Valencia.
- Rivas Martín, Manuel José (2017) ““La realidad de la Violencia de Género. Perspectiva profesional” y personal”, *Actualidad Penal 2017*, tirant lo Branch, Valencia, pp. 311–328.
- Roberts, Albert R. (2007) “Battered Wives”, in *Encyclopedia of Domestic Violence*, Nicky Ali Jackson ed., Routledge, New York, pp. 59–63.
- Romero Santos, Luis (2019) “Medidas de seguridad: previsión legal, fundamentos y tipología”, *Actualidad Penal 2019*, tirant lo branch, Valencia, pp. 169–178.
- Roxin, Claus und Greco, Luis (2020) *Strafrecht Allgemeiner Teil*, Bd. I, 5. Aufl., C. H. Beck, München.
- Steinmetz, Suzanne K. (2007) “Bettered Husband”, in *Encyclopedia of Domestic Violence*, Nicky Ali Jackson ed., Routledge, New York, pp. 53–59.
- Walker, Lenore E. A. (2007) “Battered Woman Syndrome”, in *Encyclopedia of Domestic Violence*, Nicky Ali Jackson ed., Routledge, New York, pp. 63–70.
- Yáñez Velasco, Ricardo (2020) “Aspectos jurídico-substantivos de la violencia doméstica”, *Estudios de Derecho Sustantivo II. Derecho Penal*, Edicions Bocabella, Barcelona, pp. 447–515.
- Zárate Conde, Antonio y González Campo, Eleuterio (2015) *Derecho Penal Parte General*, La Ley, Madrid.

娘は父の支配から逃れられるのか？

——角田光代の「ゆうべの神様」と「父のボール」に見る父娘関係

Abusive Fathers and Escape Stories: The Father-Daughter Relationship in Kakuta Mitsuyo's "God of the Evening" and "My Father's Ball"

レティツィア・グアリーニ Letizia GUARINI

Kakuta Mitsuyo's novels often depict fathers who use physical and psychological violence to subjugate their families and strictly control their daughters. In this paper I will explore the abusive father-daughter relationships and the (im)possible escape from the father's control depicted in "God of the evening" (1992) and "My father's ball" (2006).

1. はじめに——見逃されてきた父娘物語

角田光代の作品は、母性や母娘関係というテーマに焦点を当てたものが多い。母親の支配から逃れることができない女性の理想的な家庭が描かれている『空中庭園』(2002)、産む(産める)女と産まない(産めない)女に焦点を当てた『八日目の蟬』(2007)、日記という形式で母性に疑問を抱く女性の妊娠生活を語る『予定日はジミー・ペイジ』(2007)などがその例である。「母」あるいは「母娘」に関する作品を多く残しているだけあって角田光代の文学はしばしば「母娘文学」と関連づけられており、「娘を支配する母」や「母娘間の葛藤」というテーマが幅広く論じられてきた¹。一方、角田

1 例えば、斎藤環『母は娘の人生を支配する——なぜ「母殺し」は難しいのか』(2008)の他、『現代女性作家読本 15 角田光代』(2012)に収録されている論文の中で母娘関係に焦点を当てたものが確認できる。清水均「『八日目の蟬』——『母』と『母性』をめぐる物語」、稲垣裕子「『ロック母』論——家族間における他者性の承認」、原田桂「『マザコン』——〈ちいさな母〉である私と、〈不完全な女〉である母が共振する

文学における父が弱い存在であると、しばしば指摘されている。伊藤氏貴によると、角田が描く父親はもはや乗り越えるべき山ではなく、煩わしい存在であり、同情さえ招くみすぼらしい人物である（2008, p. 211）。また、斎藤環との対談にて述べられているように、角田の小説の父親（あるいは男性登場人物）は、責任を取らずに逃げてしまう例が多い。この点に関して「立派な男の人」は小説として魅力を感じないと、角田自身が主張している（斎藤2014, p. 74）。また、作者は小説に登場する父親の薄い存在感について次のように説明している。

私はエッセイなどで母親のことをよく書くが、父親のことは滅多に書かない。小説にも、男親というのはあんまり登場しない。なぜかという、私自身が父親をよく知らないからだ。

父は私が十七の秋に亡くなったので、今では、父を知っている時間より、父を知らない時間のほうが長くなってしまった。さらに、ものごころつくまでと、思春期女子特有の（おとうさんってなんか嫌）的な時間を差し引くと、父を知っている時間というのはもっとも短くなってしまう。（角田2014, p. 163）

角田光代の作品において父親は二次的な役割を果たすことが多い。その結果、角田文学における父親像および父娘関係は研究対象とされておらず、父親の不在が強調される傾向にある。母娘関係の複雑さのみが論じられ、母娘関係と比べて父娘関係が比較的単純なものだと結論づけられた故に、角田がしばしば描いているアンビバレントな父娘関係は見逃されてきたといえよう。

現代文学においてアンビバレントな父娘関係が表象されることは少なく

時」などでは、角田文学における母性ないし母娘関係が紹介されている。また、「母性幻想の終焉——角田光代『八日目の蟬』にみる母と娘」（2017）では、岩淵宏子が母性神話について論じた上で作中における様々な母娘関係を紹介している。

い。とりわけ父親による虐待や性暴力を描く作品では、愛着と嫌悪のあいだに揺れる娘がしばしば描かれる。また、アンビバレントな感情を抱きながら父の支配から逃れようとする娘、あるいは逃れられない娘に焦点を当てるテキストも多い。柳美里、桜庭一樹や島本理生などの作品がその例である。本稿で論じるように、角田光代の作品においても娘の人生を支配する父親がしばしば描かれている。角田は父娘間の性暴力を一切取り上げることはないが、家庭内の精神的暴力に焦点を当てる物語を綴っている。また、身体的かつ精神的暴力を振るいながら家族を服従させ、娘の心理や行動を厳しく統制する権威主義的な父親像を綴る作品もある。1992年から2006年までに書かれた小説が収められた『ロック母』は角田の初期のテーマを探る上で重要であるが、その中で特に父娘の関係が描かれた「ゆうべの神様」（1992）と「父のボール」（2006）を取り上げて論じる。本稿では権威主義的な父とその拘束から逃れようとする娘の物語を分析することで、従来見逃されてきた角田文学における父娘間の暴力について考察を試みる。

2. 「ゆうべの神様」における父の暴力と少女の逃亡

「ゆうべの神様」は、1992年11月に『群像』に発表されたのち、2007年に『ロック母』という短編集に収録された。文庫版のあとがきで角田自身が述べているように、それまで雑誌で発表していた短編小説の全てが本になっていたのに対して、「ゆうべの神様」だけが15年の間どの本にも収録されていなかった。というのは、作者も編集者も「本にするには値しない」という認識があったことが理由である（角田 2010, p. 282）。また、本作品が1992年に芥川賞候補となった際に「思春期の奥に探ろうとしたテーマに手が届かなかった」²とされ、落選した。「苦悩のはじまりにしょぼんとたたずむ拙い小説」（角田 2010, p. 285）だと、作者自身も本作品に対して否定的な立場を隠さない。しかし、父娘関係の研究において「ゆうべの神様」は取り上げる価

2 黒井千次による評言である。「芥川賞のすべてのようなもの」を参照されたい。

値のある作品である。本節では権威主義的な父と居場所がない少女に焦点を絞りながらテキストを分析し、本作品を再評価したい。

「ゆうべの神様」は、娘のマリコの視点から語られている物語である。高校生のマリコは毎日お互い暴力を振るい合う父母を見ながら生活を送っている。マリコは嗜好きの近所の人を憎み、大学に入りその町から逃げようと願うが、高校の授業を抜け出し、髪の毛を緑に染めた恋人のガンジと「不良娘」として日々を過ごす。悪魔に魂を売った代わりにギターの人材となったロバート・ジョンソンのエピソードをガンジから聞いたマリコは、「おまえの一番大事なものと、おまえの一番の望みを交換しよう」と、神様が現れることを心待ちにするようになる。ある日家に帰ると父が血を吐き、胃潰瘍のため入院することになったと母から聞かされる。しばらくマリコと母は平和な日々を過ごす。父が退院したらまた夫婦喧嘩が相次ぐようになる。その間にガンジが消息不明となったが、ある日マリコは別人のようにまともな身なりとなった彼と再会する。裏切られた気持ちを抑えられず、マリコはガンジを罵倒する。そして、神様にも裏切られたと絶望した挙句、親の家に火をつけ逃亡することで物語は幕を閉じる。

「ゆうべの神様」は、物語の初めから家庭内暴力が重要なテーマとして際立つ。冒頭の場面では買い物のため近所の肉屋さんや八百屋を回るマリコが前日の両親の喧嘩について問われる。

「昨日は何があったのさ、どうしたの一体」

「昨日？ 何があったっけな……ああザーサイだったと思うよ。お父さんザーサイ食べらんないのに、お母さんは自分が好きなもんだから冷奴の上に乗っけたの、それで揉めたんだと思う」

「それだけで？ だってすごかったらしいんじゃないか、花田さんちまでガラス割れる音響いてきたってよ」

かばそい両手でエプロンをはたはたはためかせ、ばばあは真剣に私を見つめる。

「ね、マリちゃん、誰も怪我しなかったの」

「したよ。お父さんが窓ガラス割って、自分でそれ踏んで足の裏切ってた。たいしたことなかったけど。それでまた揉めちゃって、お母さんの作った造花めっちゃめっちゃにして、表に出して火つけちゃったの」

「へえー。それでそれで？」

「そんなことされてお母さんも怒っちゃって、お父さんが寝れないようにってホース持ってきて布団に水かけちゃって」

「それからそれから」

「でも見境つかなくなっただけからさ、自分の布団まで水浸しにしちゃってさ。ね、春菊と、長ねぎと、たまねぎね」(角田 2010, pp. 11-12)

以上の会話における喧嘩の描写では「ゆうべの神様」に反復される暴力の表象に関する三つの要素が確認できる。第一に食べ物と暴力との関係、第二に母と父の縁、第三に火、この三つの要素が物語の中で繰り返し登場する。それらを軸にテキストを分析し、父と娘の表象を探る。

角田の作品群において食べ物、とりわけ料理は非常に重要なテーマである。堀江敏幸と共に綴った食と文学を主題にしたエッセイ集『私的読食録』³(2015) や、料理を通じて記憶が蘇るエッセイ『今日もごちそうさまでした』(2011) などがその例である。また、レシピも紹介されているリレー短編集『彼女のこんだて帖』(2006) において、登場人物が作る料理を中心に物語が構成されている。エッセイにせよフィクションにせよ、角田文学における食べ物や料理の表象はポジティブな側面が際立つ。作者自身も以下のように料理の意味合いについて語っている。

(中略) 料理というものは、手間を超えた何かだった。食べることを

3 『私的読食録』は、「dancyu」(プレジデント社刊) 2007年4月号から2015年7月号に掲載した連載「私的読食録」を加筆し書籍化されたものである。興味深いことに、書籍では角田が最初に紹介する本は、権威主義的な父親を描く向田邦子『父の詫び状』(1978) である。『父の詫び状』における父親像について溝部優実子(2006)を参照されたい。

超えた何かだった。スランプ期を支えていたのは料理だし、一度疎ましくなった母との関係修復もまた、料理は担ってくれた。母の入院中、私は料理をすることで気持ちのバランスをとっていた。そうして母がいなくなった今、私は彼女が作った料理を再現することで、母の記憶とともにテーブルに座ることができる。(角田 2011, p. 213)

以上のように角田は料理が人と人を繋げ、また人を慰める力を持っていると、主張している。『彼女のこんだて帖』においても料理はこのような機能を果たしている。失恋した自分自身を慰めること、料理を通じて夫婦喧嘩のあと仲直りすること、亡き妻へ感謝の気持ちを表すことなど、料理は常に登場人物たちに良い影響をもたらす。

このような表象と打って変わって、「ゆうべの神様」では食べ物や料理が暴力と密接な関係をもっている。冒頭の描写のように、主人公のマリコの母が出す料理はしばしば父との喧嘩のきっかけとなる。毎日献立を考える母の料理について不満を垂れる父に対して母の怒りが募り、母の罵声を浴びた父は料理が入った食器を投げ始める。喧嘩に加わずともその場から逃げられない娘のマリコは、常に父母の喧嘩の目撃者となる。彼女の視点からその様子が次のように語られている。

私はそっと手を伸ばし、すき焼きのガスを止める。彼等に決して見られないように、麦茶のコップや醤油入れなどの割れものを近くにかき集める。

「いちいち口答えしてんじゃねえよッ」

と、この時点で味噌汁の入った茶碗が飛んでいる。透明な大根が壁にはりつき、ねっとりと滑り落ちていく。私はそっとガラス類を流しへ移動させる。(中略)

母は興奮すればするほど、つじつまがあつていようがいまいが一分間にわらわらと一万語ぐらいが口をつき、酩酊状態に陥っていくという恵まれた体質の人だ。反して父はボキャブラリーが誠に少ない。怒りが先

行して、今言われたことに対して自分が何を言い返したらいいのか一瞬わからなくなってしまうのだ。そこで、

「もういっぺん言ってみろうっ！」

とあくまで自分の不利になってしまう一言を漏らしつつ、サラダの鉢を床に投げつけるというわかりやすい行動を繰り返す。(角田 2010, pp. 16-18)

以上のように、「ゆうべの神様」において食卓はマリコの父母の暴力的な関係が披露される場である。マリコの父は身体的な暴力を振るうことで家族を支配しようとする。とはいえ、母も単なる被害者ではなく、食器を投げ、また父の布団を濡らし、切り裂き、最後に火をつけることで自ら暴力を振るう人物として描かれている。このようにテキストにおける暴力を読むことで、戦後文学における決定力を握る母親と弱い父親という概念⁴が覆される。「ゆうべの神様」における母親像は言葉の力を握り、それをもって父を攻撃する。それに対して、父は言葉を操ることができず、とはいえ家庭内で二次的役割を果たしている「弱い父親」からも程遠い存在である。林道義『父性の復権』に称えられる父の権威、つまり「その持ち主が能力や人格のうえで他人より優れているがゆえに、他人を自発的に心服させ、また従わせる力」(1996, p. 122) を、マリコの父はもっていない。したがって、妻と娘から心服されないものの、従わせるために権威主義的な父として振る舞うより他ないといえよう。喧嘩を横から観察するマリコは割れ物の食器を隠し、割れた食器を片付け、新しい食器を買うという、二次的な役割しか果たせない。このように暴力に基づく父母関係には娘が入る余地がない。内田樹は「戦後の社会では、娘たちが母親には『愛着と嫌悪』の入りまじった感情を抱き、父親に対しては『無関心』という態度を取るようになった」と主張している(2014, p. 32)。また、角田文学における父の不在を論じている飯田一史は「父・母・子という近代家族のトライアングルがくずれ、父親が物理的に不

4 内田(2014, p. 50)を参照されたい。

在、あるいは役割を果たさないがゆえに、ひずみが生じて母娘の関係に焦点が当たる」と述べている（2011, p. 185）。しかし、後に詳述するように、「ゆうべの神様」では父母が嫌悪と執着心が入り混じった強い絆で結ばれているのに対して、娘にはあまり関心を示さない。つまり、娘こそが近代家族のトライアングルから排除されているのである。

雷親父のように振る舞う父の身体的暴力も娘にはほとんど向かわないことにも注目すべきである。町の喫茶店で父の不倫を目撃した際に相手について父に問いを突きつけるマリコに対して父が「もういっぺん言ってみろっ」と叫びながら肩を揺すぶるのは、唯一娘への身体的暴力が描かれている場面である。その暴力を止める母に対して父が「こいつが生意気な口きくからだ」「おまえに似たんだ、こいつおまえに似たんだ」（角田 2010, pp. 43-44）と怒鳴る。つまり、娘が父の暴力の対象となるのは、父から見て母の姿と重なるからである。娘の質問に追い詰められる父が妻に攻撃されている錯覚を見ているかのように、娘に暴力を振るおうとすることが推測できよう。

なお、胃潰瘍で父が倒れ入院するが、しばらく経つと家に帰り料理にまつわる喧嘩が相次ぐようになる。そこで、マリコは一つの変化に気づく。つまり、次の引用箇所で見られるように、母は父が死ぬことを期待していただろうとマリコが予想していたが、母は病後の父に暴力を振るわないように気遣うようになったのである。

母は叫びながら狂ったように皿を洗った。勢いよく流れ出る水が、母の服も床もびしゃびしゃと濡らし、形のない模様を浮き出させる。父は暴れることもできず、それでもじっとはしてられないようで、ちゃぶ台に乗ったのきな鯖や野沢菜を引っ掴み、庭に向かって投げつけ始めた。その奇妙な構図を眺め、ふと気付いた。母が流しへ消えてものすごい勢いで皿を洗っているのは、病後の父が暴れないように、病後の父に自分が暴力を振るわないように必死に押さえているからなのだ。この夫婦がお互いを対象とせず、ものにあたっているのは初めて見た。背中を向けあって怒鳴りあう二人は、それだけで異様な光景だった。死ねと

言い、お百度参りすらしてきた女が、相手のことを気遣っている——。
(角田 2010, pp. 61-62)

このように、マリコは初めて母が父の暴力から逃れようとするのではなく、その関係が絶たれないよう努めていることに気づく。また、再入院した父も毎晩いたずら電話をするなり、庭に大便を残すなりして、離れても母との縁を保とうとする。つまり、絶えず暴力を振り回している父と母は憎み合いながらも非常に強い絆で結び付けられている。このような破滅的な関係が娘の視点から次のように語られている。

母は父の下着をすべて畳の上に投げ出し、一枚一枚千切り始める。一体幾つのものがこうしてなくされ、また揃えられてきたことだろう。彼等は従順な羊のように飽きずに同じことを繰り返す。一つ相手のものを壊し、一つ相手の心に引っ掻き傷を作る。そうすることでお互いを縛り付けたぶっとい縄をぎりぎり締めつけていく。彼等はきっと本当には何も失ってはいない。(角田 2010, p. 90)

傷つけ合う父と母との関係が暴力に基づくとはいえ、一定のバランスを保っているといえよう。よって、不倫相手をもつにせよ、相手の死を願うにせよ、父母ともその縁を絶とうとはしない。一方、娘は父母の破滅的な関係から完全に排除されている。父母が喧嘩する際に、マリコが家の縁側に座り一人で食べることや、休日に父母の喧嘩から逃げるために昼食の前に家を出ることから、二人の戦場である家、とりわけ食卓には彼女の居場所⁵がないことが窺える。

なお、物語の結末までマリコは家や親に対する嫌悪を意識しない人物とし

5 居場所とは、「子ども自身がホッと安心できる、心が落ちつける、くつろげる、そこに居る他者から受容されているという実感をもつことができる」場所を言う。住田と南 (2003, p. 3) を参照されたい。

て描かれている。というのは、彼女の軽蔑かつ憎悪は家族ではなく、町の人々に向かっていているからである。二、三人を殺し、町を出ることを望むマリコは大学に入学することでその町から離れようと思っている。受験していたすべての大学に落ち、その町に止まることになったために町の人に対する憎悪や軽蔑はより一層強まる。一方、自分の人生において非常に重要な意味を持つ受験に失敗したものの、それに対してあまり関心を示さない父母に対しては憎しみを抱かない。入院中見舞いに来ていた娘と話す話題をもたず、沈黙を埋めるために「(受験を) 受かれ」と言っていた父も、近所の噂を避けるべく「絶対受かってよ」と言っていた母も、マリコの失敗に対して興味をもたない。母は娘に予備校に行くようにと一瞬励ますものの、「悪いんだけどトマトと白菜としらたきでしょ、あと鶏肉買ってきて。そうそうりんごも」(角田 2010, p. 78) と、直ぐに夫との不仲を象徴する料理に目を向ける。このように家の中で無視されているにもかかわらず、マリコの嫌悪の対象は常に近所の人々である。「あの家のすべてが彼等に壊されるのを待っている——あそこは、どうしようもなく彼等の『家』なのだ」(角田 2010, p. 75) と、自分が家の中で居場所をもっていないことに気づくものの、父母に対しては憎悪を抱かない。

では、なぜマリコは急に家に火をつけることを決心するのであろうか。「ゆうべの神様」が芥川賞候補となった際に「ぐれた娘が家に火を放って逃亡する」(角田 2010, p. 282) と紹介されていたが、この問いへ答えるには物語を単純化せず、マリコの家事情に注目すべきであろう。とりわけ彼女の殺意の引き金となる要素を探る必要がある。

前述したように、物語の冒頭にある父母の喧嘩の描写をはじめ、火がしばしば登場する。母の造花を燃やす父にせよ、父の布団を切り裂き、火をつける母にせよ、家庭内暴力を描く際に作者は火のイメージを用いている。さらに、マリコの最初の記憶も近所にあった火事であるが、母によるとその町に火事はなかった。つまり、マリコが記憶している「ぼうぼうに燃えるすっごいでっかい炎」(角田 2010, p. 41) は、子どもの目から見た父母間の暴力の結果としての火であると推測できよう。このようにマリコの中で火事の記憶

は家庭内暴力のトラウマを抑える働きをもっていた。母にその町に火事がなかったと言われたマリコは、目に焼きついている火の記憶が実は自分の家の中で起きていたことを悟り、自分が常に暴力に溢れる家に住んでいたことを意味することに気づく。このような絶望的な気持ちを消化できないまま恋人のガンジと再会したことを機に、マリコの中で家庭内暴力の反復を止めるために親の家を燃やす他ないという決意が固まる。

マリコはガンジと共に万引きを行い、彼と一緒に火事を起こそうと夢見ていたが、彼は突然姿を消す。久しぶりに偶然に会うときは緑に髪の毛を染めていたガンジが真っ黒の髪の毛のこざっぱりした人へ変わり、近所の女性の言葉を借りると「立派に更生した」（角田 2010, p. 84）のである。その変容を見たマリコがガンジを罵り始めるのだが、彼女の怒りは恋人が消息不明になっていたからではない。というのは、ガンジの変容は、彼が自分の居場所をもち、それにふさわしい役割を演じていることを意味するからである。さらに、かつてマリコの母や近所の人から見て「イカれた男」であったガンジの更生の背景に愛が溢れる家族があるからである。「愛すべき家族がいることが幸せだと」（角田 2010, p. 46）信じ、「お互いを愛するのに夢中」（角田 2010, p. 46）である親に育てられたガンジは、不良青年を装っていたに過ぎず、マリコと火事を起こして町から逃げるつもりがなかったことにマリコは気づく。なぜなら、家の中に居場所をもっている彼は逃げる必要がないからである。その裏切りに気づいたマリコはやがて町からの脱出に協力してくれる共犯者も願いを叶えてくれる神様もないことを悟る。さらに、憎悪の対象は住んでいる町ではなく、自分の家であることに気づく。そして、次の引用箇所で見られるように、デウス・エクス・マキナの代わりに自分自身が神様になって、暴力が反復される場を破壊するのである。

おまえの一番大事なものと、おまえの一番の望みを交換しよう。神様が言うはずだったせりふを思い出した。群青の空を見上げてみた。いつもどおりの夜空に、神様を思い描こうとした。しかし銀の車に乗って現れたのは、私自身だった。今まで私の神様がどんな格好していたのかさ

え、思い出せずにいた。急に笑いが込み上げてくる。私が一番ほしかったのはこういうことだと思った。肉屋を殺すのでもなければ花田を刺すでもない、あの家を燃やすことだった。(角田 2010, p. 92)

これまで消極的であったマリコがガンジとの再会によって自分が置かれている状況に目覚めたといえよう。母親と同じように、自分の不幸の原因は常に自分の外、つまり町やそこに住んでいる人々にあったと、マリコは思い込んでいた。しかし、その原因は家の中にあった。つまり、それは家庭内で振るわれる暴力であったことにマリコが気づく。母はその暴力から逃げようとせず、逆に夫と憎しみ合いながら暴力を反復することによって夫との絆を強めていた。一方、マリコは父の身体的暴力の直接の対象ではないものの、居場所がもてないだけでなく、暴力に囲まれながら育ち、暴力を当然視するようになったのである。反して、ガンジの家族は愛に溢れる夫婦間の絆、また「家族はみな仲がいいはず」というモットーを掲げる「家族愛」イデオロギーの権化である。そのような家庭に育ち居場所をもっているガンジと比べ、自分が永遠に暴力の循環に巻き込まれる運命を背負っていることを、マリコがガンジと再会することで感じ取ったといえよう。

最初の記憶が火、つまり暴力と繋がっているマリコは、虐待の被害者だと言っても過言ではない。父による身体的暴力は一度のみであったとはいえ、依然として家族に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)を見せられ、心理的な虐待を受けていた。ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、家庭内での暴力や攻撃的行動をいう。つまり、家があってはじめて暴力を振るうことができるのである。そう悟ったマリコは家から逃げるのではなく、家を破壊することで父母間の暴力の反復に終止符を打ったのである。このように考えると、「ゆうべの神様」の結末では主人公が暴力の循環から解放されたといえよう。つまり、これは「ぐれた娘」の単純な物語ではなく、ドメスティック・バイオレンスを見続けながら育った虐待の被害者かつ生存者の物語だと結論づけられる。

3. 父の支配から逃れられない娘——「父のボール」を中心に

「ゆうべの神様」と同様に、「父のボール」においても角田は権威主義的な父親を描いた。本作品は、2006年10月に『群像』に発表された後、翌年の6月に『ロック母』に収録され出版された。語り手の「私」は、末期の肺癌に患っている父親の死を待ちながら、父への嫌悪が蓄積した過去を遡る。母や兄も含め、どの人物も名前ではなく、家庭内の立場でしか示されていないことから、本作品を読み解くに当たっては家族関係に注目すべきであろう。

物語はタイトルの父が「ボール玉説」を紹介することから始まる。「私」の家族は、神奈川区のある坂の途中の家に暮らしていた。父は、不幸はボールのように坂を転がると信じており、それが自分の家を避けるように、藁と海老の頭で作られた護符を玄関に貼っていた。つまり、父によると坂の一番上に住んでいる家に死や病気のような不幸な出来事が起きたら、それは坂の下の家に伝播する、その伝播を避けるために不気味な護符が役立っていたというのである。母と兄と同様に「私」もその説を信じ、大人になり父から離れてもその不幸のボールを忘れることができない。先に結論を述べると、不幸のボールは父の支配の象徴であり、「父のボール」では権威主義的な父親の拘束から逃れられない娘が描かれている。本節では、物語の過去における父の暴力と現在における父の見送りを分析することで、父がいかにして娘の人生を支配するかという課題に取り組む。

意識のない父を見舞いながら「恋焦がれるように、父の死を待っている」（角田 2010, p. 217）娘は以下のように記憶を遡る。

父を好きだったころを私は思い出すことができない。私と兄が小学生だったころ、我が家は父の独裁下にあった。口数は少ないのに父は威圧的だった。父が私たちに押しつけたいくつものことがらは、しつげとして筋が通っていたわけでは決してない。学校が終わったらどこにも寄らずまっすぐ帰ってこなければならぬとか（父は母にタイムカードよろしく私たちの帰宅時間をいちいちメモさせていた）、食事中は一言も

しゃべってはいけないとか、隔週の日曜日は庭の草むしりを兄妹でやらなければならないとか、馬鹿げた決まりごとがたくさんあり、しつけというよりはむしろ、自分の権力誇示のための気まぐれな命令だった。決まりを破ると、手は上げないが罰があった。押入で眠る、家から閉め出される、気に入りの服を庭で焼かれる、習字の硯を割られる。(角田 2010, p. 218)

「ゆうべの神様」と同様に「父のボール」においても父が娘に直接身体的暴力を振るうことはない。しかし、家から閉め出すことや物を壊すことで娘をはじめ家族を脅かしながら心理的に虐待している。また、以下の引用箇所で見られるように、本作品においても食卓は暴力を披露する場となっている。

食事中、何かのきっかけで母が父のやり方に対して文句を言い出し、父がなんにも答えないので母はエスカレートして父を責め続け、険悪な雰囲気を感じて私と兄はちらちらと目配せをしながら箸を使っていたのだが、母の途切れることのない文句を浴びていた父は、ふいに立ち上がると冷蔵庫からソースを持ち出してきて、食卓いっぱいにならせた。オムレツに、ハンバーグに、サラダに、冷奴に、ごはん、お茶に、箸に、だっぼんだっぼんとソース容器が空になるまで父はそれを思いきり壁にぶつけ、自室に引き上げた。空になったプラスチックのソース容器を私たちは呆気にとられて眺めた。テーブルを覆った茶色い液体は、端からスローモーションのように垂れて床を汚した。(角田 2010, p. 219)

「ゆうべの神様」と同様に、「父のボール」においても食卓は家族が仲良く囲む場所ではなく、父による暴力が披露される所であった。一方、マリコの母とは逆に、「父のボール」の語り手の母親は言葉をもって父の暴力に対峙しようとするが、自ら暴力を振るわず、「自分で考えることを放棄し、父の

言うことに従っていた」(角田 2010, p. 219)、と「私」は記憶する。食卓に並んでいる母が作った料理の一品一品が父によって駄目にされる場面が詳細に描写されることから、母は父の暴力の被害者であることが窺える。

また、母の死の要因も父の権威主義的な態度にあると、「私」と兄は信じている。「私」は17歳の時父が事故に遭い入院することになった。母は毎日ビール工場のパートが終わり次第入院中の父を見舞い、中華菓子や寿司などを食べたいと我儘を述べる父にこき使われていた。そして、夜に家に帰り、父の汚れ物を洗濯していた、と「私」は記憶する。父が入院している間は家が静かで、「父の不在は幸運にすら思えた」(角田 2010, p. 228)と「私」は記憶するが、病院にせよ家にせよ父のために苦労しないといけない母にとっては決して幸運ではなく、むしろ父が家にいない間も父による支配力が一層強まっていた。退院し家に帰ってからも、身体的に弱くなったとはいえ、雑草が伸びている庭や片づいていない台所、また息子娘の格好や態度について文句をつける父は家族を抑圧し続ける。父の怒りを抑えるために母は工場です仕事しながらも息子娘の分まで家事を行い、結果として過労で倒れ死ぬ。娘が聞き取った母の最後の言葉「ああもう、のどが乾いた」(角田 2010, p. 229)は如実にその疲労を語っているといえよう。母の葬式の際、酔っ払った父は笑いながら母が倒れた場面を実演することも、語り手と兄から見て母への最後の侮辱かつ暴力であったことが窺える。それをきっかけに父は徹底的に子どもたちにとって憎悪の対象となった。娘の言葉を借りると「恥ずかしい父は、母の死によって決定的に憎むべき父になった」(角田 2010, p. 227)のである。

なお、「父のボール」における「恥ずかしい父親」の行動もまた暴力の一種である。門限通りに帰らなかった時や母親の財布からお金を盗んだ時、父はスナックコーナーや学校まで娘を探しに行っていた。そこで友人たちという娘を見つけた時は、身体的暴力を振るうことはないものの、怒りで顔を赤く染めて仁王立ちし、無言の圧力で娘を脅かしていた。以下の引用箇所で見られるように、「私」の羞恥心と父の暴力は密接に繋がっている。

無口なくせに口を開くと甲高い大声を出すのが恥ずかしかった。お正月に、成績を上げろよと交換条件のように言ってお年玉を出すところが恥ずかしかった。近所の人に挨拶されても無視して歩くのが恥ずかしかった。うちの庭に入りこんでくる猫を迷惑がって、猫いらずを仕掛けるところが恥ずかしかった。殺鼠剤で猫を殺せると思っているところが恥ずかしかった。たまの夕食の際、えばりくさって店員にため口をきくところが恥ずかしかった。レストランでいきなり靴下を脱ぎ出すところが恥ずかしかった。クラスメイトと長電話をしていると、電話線を鋏で切るようなところが恥ずかしかった。(角田 2010, p. 222)

上記のように、父の権威主義的な態度が恥ずかしさの要因である。家庭の私的領域のみならず、公の場でも父は常に権威的に振る舞うことで自分の支配的な立場を明らかにしようとしていたといえよう。興味深いことに、そのように威張っている父は会社や店の経営者でも手に職のある職人でもなく、市場の倉庫とクリーニング工場の軽トラック運転手、二つのアルバイトを掛け持ちしていた。つまり、家族を養う大黒柱的な役割さえも果たしてないのである。「父のポール」における父は、林が称える「価値のシンボルとしての役割」(林 1996, p. 27)を遂げておらず、「権威のある存在」(林 1996, p. 27)でもない。それにもかかわらず、権威主義的な態度をもって家族に「支配的に振る舞おうとしてい」たのである(角田 2010, p. 221)。

なお、「私」が成長するにつれて家庭内の父の権力は弱まっていった。語り手の記憶では、家族は全員父と距離を置き、権力者として扱わなくなっていった。「かつての威厳」(角田 2010, p. 222)を戻すべく、父は暴力を行使し、娘の学生鞆、制服、レコードや雑誌などを窓から放り投げていたが、娘から見た父はもはや影響を及ぼすことができない弱い存在となっていた。娘の言葉を借りると父は「邪魔だけれど追い出すことのできない居候」「存在を主張する幼い子ども」(角田 2010, p. 222)であり、「(自分)の生活から消えていった」(角田 2010, p. 222)のである。過去における「弱い父親」の描き方が、Napier (2008) や内田 (2014) による戦後日本文学における父親像

に関する理論に当てはまるように見える。つまり、権力を失った父親は「無力で、役に立たないおかしなよそ者」(Napier 2008, p. 36)であり、娘が「父親に対して無関心な態度を取るようになった」(内田 2014, p. 32)という説が、「父のボール」における父親像かつ父娘関係の表象にも該当すると言えなくもない。しかし、本作品の父娘物語がそこに留まらず、権力を失った弱い父がどこまで娘の人生を支配し得るかという問題を提起している。

後述するように、父が死んでもなお娘を支配し続けることが物語の結末で明らかにされるが、物語の中で過去の出来事の場面を挿入することによって作者はその支配的関係がいかにして構築されてきたかをあぶり出している。とりわけボール玉説をもって父の支配から逃れられない娘の物語が綴られている。

「私」は、父の反対を押し切り、大学に進学し18歳のときに家を出て、一人暮らしを始めた。父の家を出たこと、学費や生活費を自分で払い、父の経済的支配から解放されたことによって、「私」はボール玉説からも解放されたと思っていた。食品会社に就職したことも、過去における食卓のトラウマを克服する試みとして読み取ることができる。がしかし、一人で暮らし就職したことで、父が「私」の日常生活から消えたとしても、「ボール玉説だけはいつまでも残った」(角田 2010, p. 223)。絶えず不安を抱いている「私」は、そのボール玉が具体的に何であるか説明できないものの、それをもって父は不幸への恐怖を自分の心に植え付けたと自覚する。「父のボール」は父の支配の象徴となっている。

これまでの分析では、娘による父への徹底した嫌悪が明らかになった。しかし、父の死を待ちながら過去を掘り下げる「私」の記憶では、父に対する極端な憎悪だけでなく、父への執着心もあぶり出される。「私」の兄は家を出て以来完全に父と縁を切った。反して、「私」は独立してからも父の家に帰らないものの、年に一度父に連絡し続けた。「私」は、父が死んでいないか確かめるためであると弁解するが、娘が父との関係を断つことができなかったことが窺える。では、なぜ父と縁を断った兄と違って、娘は父の拘束から逃れられないのであろうか。

「父のボール」では父娘間の近親愛こそ描かれていないものの、この支配的關係は「オイディプス・アンティゴネー・コンプレックス」(Oedipus-Antigone complex) で説明できよう。Boose が述べているように、母の不在をもって娘との関係において父が「息子」役割を演じるゆえに、「母親」役割に強いられる娘は自己犠牲を払ってまで父親の希望や需要に応じなければならなくなる。そして、古代ギリシャ悲劇においてアンティゴネーが父オイディプスに同伴していたかのように最期まで父に尽くし、永遠に「父の娘」となるのである (Boose 1989, p. 41)。次に論じるように、末期癌で入院した父を看取る「私」は、まさにアンティゴネーの立場に立つことになったといえよう。

「私」は父の死を目撃することについて以下のように述べている。

死ぬ瞬間を見るために私は大あわてでここにやってきた。化粧もせず文字通り髪を振り乱して。しかし心やさしい年輩の看護師が想像したように、ではない。父が死んだまさにその瞬間、快哉を叫ぶためにだけ、私はここに駆けつけたのである。父がこの世からいなくなるその瞬間を見届けられないことには、きっと私は信じないだろう、父が永遠にいないということを。父がいないと信じられないのであれば、私の内からこの理不尽な憎しみが消えることはないだろう。私は心にあふれ返る理不尽な憎しみから自分を救済するために、死ぬ父を見にきた。(中略) 私はたったひとり、「見る」ことで父を殺しにきたのかもしれない。(角田 2010, pp. 214-215)

以上のように、娘は家を出ても父との縁を切ることができず、その支配から解放されるためには父の死を見る必要があると信じている。父の苦痛を目撃し、死ぬ瞬間を自分の目で確かめることで解放された身体的な快楽を味わえるに違いないと思っている。一方、看護師たちの視点からみると彼女は父を看取る孝行娘であり、彼女は哀れみと悲しみをもった目で見られている。そして、見舞いの日々が続くにつれて「私」は過去における父に対する憎し

みと執着心との間に揺られながら、父を殺す娘から最期まで父に尽くす娘へと変貌する片鱗を見せる。

なお、余生が短いとされていた父は直ぐ死ぬどころか、言葉を発することができずとも、失っていた意識を取り戻す。そして、しばらく経つと意味のない被害妄想的な言葉を発するようになる。つまり、もはや父は「象徴界」、つまりすべての言語的な意味を構築する「父の法」から追い出された存在となっている。それでもなお、その支配力は衰えず、父は死の床から娘の人生を操り続ける。月日が経っても死なない父を看取るべく、上司の考慮の上「私」は企画部から管理部に異動させられる。その際に「私」は「あの男は、瀕死の状態にあつてさえ私の人生の邪魔をしようとする」（角田 2010, p. 217）と、父への恨みを募らせる。しかし、この場面においても自分の仕事をはじめとする人生を犠牲にしてまで最期まで父に尽くす娘のアンビバレントな感情を垣間見ることができる。

次の引用箇所で見られるように、「私」は、弱くなっていく父を見つめながら彼に対する憎悪が薄まっていることに気づく。

だって、ベッドに寝ているのは、ただの病人なのだ。死を待つ老いた男なのだ。だれかを支配することも、だれかに恥をかかすことも、いや、あらゆる意味でだれかに影響なんか与えることのできない、蟬の抜け殻みたいな男。憎むべき何がある。憎しみでも哀れみでも、人の感情を揺さぶるような何も持っていないじゃないか。（角田 2010, p. 226）

以上のように、父への憎悪から解放されるために父の死を見るはずだった「私」はアンティゴネー役を強いられた故に、老いた父に同情さえ抱き、憎しみの原因も忘れそうになる。それに気づいた「私」は絶えず記憶を遡り、母への暴力や自分自身への暴力を思い出し、記憶の中で父への憎悪を探し求める。そしてそこで父によって植えつけられた恐怖心であり、父の支配や暴力を象徴するボール玉が常に現れる。

ついに父が死ぬ瞬間が来ると、「私」は必死に父に対する憎しみを集め

ようとするが、自分の中で無関心が広がりそうになっていることに気づく。悲しくも嬉しくもない「私」がそれでも父の拘束から解放された証拠に用意していた「ばんざい」という言葉を発しようとするとき、病室に医師や看護師が入り、彼ら彼女らの哀れみの視線やお悔やみの言葉によって再び最期まで父に尽くした娘の役を強いられてしまう。そして「娘を演じているようなバツの悪さと闘いながら」親戚たちに父の死を伝える（角田 2010, p. 237）。

これまで見てきたように、「父のボール」は父の支配から逃れようとする娘の物語である。共に暮らしながら距離を置く、家を出て経済的に独立する、そして最後に父の死を見ることで父を殺したつもりになる。娘はその支配から逃げるべく様々な戦略をたてるが、そのどれもが失敗に終わる。というのは、父は娘の心に不幸のボール玉の形をとった恐怖心を植え付けることで徹底的に支配することに成功したのである。さらに、母の死をもって父は娘に「母親」役割を強い、自己犠牲を払ってまで父の希望に応じる「父の娘」を作り上げたのである。

なお、このように父に尽くす娘役を演じていた「私」は父の死をもってその支配からも解放されるだろうと期待していた。しかし結末でその期待も裏切られる。最後の場面では、レストランで権威主義的な父とその子どもたちを見かけたとき「私」は泣き出すように描かれている。

醜悪な光景だった。しかし私はどうやら、その醜悪さを猛烈にうらやんでいるようだった。これから父を憎むだろう子どもたちを、憎しみも何もまだ生じてもないままさらな彼らの関係を、親子であるというだけでラーメンも分けてくれない男と隣り合っただけで座っている子どもたちを、ねたましいほどうらやんでいるようだった。鞆からティッシュを出して鼻をかんだ。泣きわめく子どもの声に合わせるように、きゅるるるる、とやけに長く腹が鳴った。袖口でごしごしと乱暴に目玉をこすると、だれもない坂道を、ころころと転がっていくボール玉が目裏に浮かんだ。そのボールは野球ボール大で、薄汚れていた。（角田 2010, pp. 242-243）

「英語のなかで育てば英語が日常語になるように」（角田 2010, p. 211）、暴力の中で育てば暴力が自明になる。依然として父の虐待を受けていた娘にとって、父との関係は暴力の中にしか存在しない。それ故に、レストランで見かけた権威主義的な父とその子どもたちは、客観的には醜悪であるが「私」にとっては懐かしさをも感じさせられる光景である。そして次の瞬間には目の裏に坂道を転がる汚いボール玉が浮かぶ。つまり、娘にとって不幸のボールは父からの醜い遺産であり、唯一娘に残る父との繋がりであると同時に、永遠に消えない虐待の傷の象徴であると結論づけられる。

4. 終わりに——日本における児童虐待を語る角田文学の再評価

先行研究では角田文学における複雑な母娘関係がしばしば論じられてきたのに対して、父娘関係が単純化され、父が物語において二次的な役割しか果たさない存在として見做されてきた。本稿では、「ゆうべの神様」と「父のボール」を中心に、権威主義的な父とその拘束から逃れようとする娘の物語に焦点を当てた。そうすることで、角田文学における父娘間の暴力をあぶり出し、執着心と嫌悪のあいだに揺らぐアンビバレントな父娘関係についての考察を試みた。

日本現代文学における父娘関係を探る際に「ゆうべの神様」と「父のボール」は重要な作品である。というのは、これらの短編において時代の問題を取り上げることで、角田が家庭内暴力や少女の居場所のなさという問題に注目する必要性を訴えたからである。さらに、父娘関係はいかに愛情と憎悪が絡み合う複雑な関係であるかを示したのである。

「実際の事件を発想の発端にしている」と明記されている『三面記事小説』（2007）や文京区幼女殺人事件を基にママ友紛争を描いた『森に眠る魚』（2008）など、角田の作品には実際に起きた事件に基づくものが少なくない。本稿で取り上げた作品が特定の事件に基づいているか否かは明確ではないが、時代の社会問題をあぶり出していると言っても過言ではないだろう。というのは、両作とも1990年代にマスメディアによって社会問題化されるよ

うになった児童虐待が題材だからである。

1992年に発表された「ゆうべの神様」は「思春期の奥に探ろうとしたテーマに手が届かなかった」と、評価されないまま長年本に収録されなかったが、実際に1990年代の日本社会に生きようとする少女の苦痛を如実に描いた、当時の社会問題に取り組んだ作品といえよう。仮に作中の現在と発表時の時間が一致するとすれば、「ゆうべの神様」の主人公マリコはまさに児童虐待に対応するための法律の必要性を訴える声が高まった時期に虐待を受けたことになる。第二節で論じたように、父の身体的暴力は主に妻に向けられており、マリコが直接父によって身体を揺さぶられたのは一度のみであった。しかし、言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（ドメスティック・バイオレンス）⁶など、心理的虐待に当てはまる暴力の被害者であったと言っても過言ではない。マリコの父母の関係は暴力によってしか存在しない。不倫関係を結ぶ父も、夫の死を願う母もそのような破壊的な関係を決して断とうとしない。暴力に基づく生活を送る家がある限り、食器や洋服などは壊しても常に新しく買えるものであり、マリコが察するように最終的に彼らは何も失っていない。つまり、彼らの関係において一定のバランスが保たれているのであり、父も母もそれを手放そうとしない。それ故にマリコが述べるように「家にだけは絶対に手を触れようとするしない」のである。しかし、その家に娘のマリコの居場所はない。暴力が溢れる家、とりわけ毎日父母の鬨みの場となっている食卓には娘が「安心できる、心が落ちつける、くつろげる、そこに居る他者から受容されているという実感をもつことができる」場所はどこにもない。

「ゆうべの神様」では、家のみならず、学校においても主人公のマリコが居場所をもっていない人物として描かれている故に、友情によって救済される可能性はない。唯一マリコにとって理解者かつ共犯者であった恋人のガン

6 厚生労働省が「心理的虐待」を「言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行うなど」と定義している。厚生労働省「児童虐待の定義と現状」を参照されたい。

ジも、愛が溢れる家庭で暮らし、そこに居場所をもっていることが露わになったことを機に、マリコの中で自分が置かれている状況が明らかになる。そして、自分の人生を支配している父による虐待や父母の暴力の反復から解放され、その循環から逃げるために、父母の家を破壊する他ないという結論に至るのである。

大人に頼ることはもちろん、神様にも頼ることができないマリコが自ら家を燃やし逃亡することで角田の短編は幕を閉じる。しかし、家庭内暴力の反復から解放されたとはいえ、マリコの物語がハッピーエンドを迎えたとは言いがたい。というのは、仁藤が語るように、「ダメな子」となった子どもたちは「難民」となり得るからである。

私が問題しているのは、「ダメな子」となった子どもたちが他に頼れるものをもたないまま「難民」となり、社会からの逸脱者として周囲の大人たちから冷ややかな目で見られ、世間に存在を認識すらされていないという現状であり、その結果、彼らが希望や可能性をどんどん失い、その生活から抜け出せなくなっていくことなのだ。(仁藤 2013, p. 44)

マリコのように家庭内暴力の被害を受け、家庭にも学校にも居場所をもたない少女たちは街を彷徨う「難民」となり、違法な仕事で搾取されるなり、売春斡旋や暴力に遭うなり、家庭内における虐待から解放されたとはいえ、危険や困難に立ち向かい続けなければならないのである。

さらに、娘が父の暴力から逃げられても、その支配から解放されるとは限らない。「父のボール」ではいつまでも父の支配下におかれる娘が描かれている。父の虐待を受けていた主人公は、父の支配から解放されるべく家を出て独立した。心理的虐待を受けていた「私」は、自ら生計を立てながら大学に進学し、一人暮らしを始めることで、父の虐待はもちろん、経済的な支配からも逃れることができたと思っていた。しかし、父の暴力を象徴する不幸のボール玉が「私」の記憶から消えず、父によって植え付けられた恐怖心からいつまでも解放されない。というのは、娘の記憶の中では父に対する極端

な嫌悪が強調されているものの、娘が父に対してアンビバレントな感情を抱いているからである。兄は父と完全に絶縁したのに対して、「私」が家を出てからも父に連絡していたことや、仕事を犠牲にしてまで父を看取することを希望したことから、彼女の父に対する感情は極端な嫌悪ではなく、憎悪と執着心との間で揺られていることが理解できよう。さらに、娘は父の死をもってそのアンビバレントな感情から解放されることを期待していたが、結末の場面ではその期待も裏切られたことが明らかになる。

日本現代文学において老いた父を介護し最期まで父に尽くす娘の物語は少なくない。伊藤比呂美『父の生きる』(2014) や中島京子『長いお別れ』(2015) などがその例である。これらの作品において衰えて言葉を失っていく父が描かれており、娘たちは葛藤を抱きつつ仕事や外国に住んでいる家族から離れ、自分の人生を犠牲にしてまで父に尽くすのである。一方、「父のボール」は父を看取す娘の物語に留まらない。角田は父の暴力による心的外傷を一生負わなければならない娘に焦点を当て、児童虐待の問題を暴きながら父は死後もいかにして娘の人生を支配し続けるかという課題にまで取り組んだ。このように日常に潜む父の暴力や支配を語る角田作品は、児童虐待事件が相次ぐ今日に再評価すべきではないか。

文献一覧

- 芥川賞のすべてのようなもの <https://prizesworld.com/akutagawa/senpyo/senpyo108.htm> (2020年9月15日閲覧)
- 飯田一史 (2011) 「Pretty Vacant『八日目の蟬』はなぜ売れた」『ユリイカ 特集=角田光代 明日に向かって歩くのだ』43(5) pp. 182-197。
- 伊藤氏貴 (2011) 「《関係をめぐる旅》角田光代の双六的人間曼荼羅」『ユリイカ 特集=角田光代 明日に向かって歩くのだ』43(5) pp. 210-218。
- 伊藤比呂美 (2014) 『父の生きる』光文社。
- 稲垣裕子 (2012) 「『ロック母』論——家族間における他者性の承認」現代女性作家読本刊行会編『現代女性作家読本 15 角田光代』鼎書房 pp. 136-139。
- 岩淵宏子 (2017) 「母性幻想の終焉——角田光代『八日目の蟬』にみる母と娘」『フェミニズム/ジェンダー批評の現在 現代女性文学を読む山姥たちの語り』アーツアンドクラフツ pp. 99-144。
- 角田光代 (2002) 『空中庭園』文藝春秋。

- 角田光代 (2006) 『彼女のこんだて帖』 ベターホーム。
- 角田光代 (2007) 『八日目の蟬』 中央公論新社。
- 角田光代 (2007) 『予定日はジミー・ページ』 白水社。
- 角田光代 (2007) 『三面記事小説』 文藝春秋。
- 角田光代 (2008) 『森に眠る魚』 双葉社。
- 角田光代 (2010) 『ロック母』 (初版2007) 講談社文庫。
- 角田光代 (2014) 『今日もごちそうさまでした』 新潮文庫。
- 角田光代、堀江敏幸 (2015) 『私的読食録』 プレジデント社。
- 斎藤環 (2014) 『母と娘はなぜこじれるのか』 NHK 出版。
- 清水均 (2012) 『『八日目の蟬』——『母』と『母性』をめぐる物語』 現代女性作家読本刊行会編『現代女性作家読本 15 角田光代』 鼎書房 pp. 130-135。
- 住田正樹、南博文 (2003) 『子どもたちの「居場所」と対人的世界の現在』 九州大学出版会。
- 中島京子 (2015) 『長いお別れ』 文藝春秋。
- 仁藤夢乃 (2013) 『難民高校生——絶望社会を生き抜く「私たち」のリアル』 英治出版。
- 林道義 (1996) 『父性の復権』 中央公論新社。
- 原田桂 (2012) 『『マザコン』——〈ちいさな母〉である私と、〈不完全な女〉である母が共振する時』 現代女性作家読本刊行会編『現代女性作家読本 15 角田光代』 鼎書房 pp. 148-151。
- 溝部優実子 (2006) 「父の詫び状 (向田邦子) ——近代家族の原像」 岩淵宏子、長谷川啓編『ジェンダーで読む愛・性・家族』 東京堂出版 pp. 126-137。
- 向田邦子 (1978) 『父の詫び状』 文藝春秋。
- Boose, Lynda E. (1989) “The Father’s House and the Daughter in It: The Structure of Western Culture’s Daughter-Father Relationship,” in Lynda E. Boose and Betty S. Flowers eds., *Daughters and Fathers*, Johns Hopkins University Press, Baltimore, pp. 19-70.
- Napier, Susan J. (2008) “From Spiritual Fathers to Tokyo Godfathers. Depiction of the Family in Japanese Animation,” in Akiko Hashimoto and John W. Traphagan eds., *Imagined Families, Lived Families: Culture and Kinship in Contemporary Japan*, Suny Press, New York, pp. 33-50.

ライラ・アブー＝ルゴド著
鳥山純子・嶺崎寛子訳
『ムスリム女性に救援は必要か』
書肆心水、2018年

Abu-Lughod, Lila:
Do Muslim Women Need Saving?,
Harvard University Press, 2013

嶺崎 寛子 MINESAKI Hiroko



1. 「ムスリム女性」という虚像

イスラーム圏では女性は学校にも自由に行けず、ヴェールなしでは外出できず、一夫多妻や夫の暴力に苦しめられていて、時には名誉殺人によって殺されてしまう。このような「虐げられたムスリム女性」イメージは日本でも広く流布している。訳者は、生涯学習センターなどで一般市民向けの講座の講師を務め受講生と対話するとき、それを日々実感する。

これらの「ムスリム女性の権利は侵害されている」系の言説は、実は非常に政治性が高い。本書の指摘の通り、アメリカをはじめとする欧米諸国がイランやアフガニスタンに侵攻する際、この言説は侵攻の正当化に利用された¹。「ムスリム女性」表象の政治性に真正面から向き合い、そこに内包される問題を一つひとつ丁寧に明らかにしたのが今回紹介する『ムスリム女性に救援は必要か』である。

このタイトルが反語的に使われていることに注意されたい。そもそも「ム

1 当時のファースト・レディのローラ・ブッシュは2001年のラジオ演説で「ブルカに閉じ込められたアフガン女性を解放する」と述べた。

スリム女性」とは誰なのか。民族的にも言語的にも多様で、地理的にも東南アジア、南アジア、西アジアを中心にしつつ世界中に居住するムスリムを、性別のみで一括りにできるはずもない。民族、言語、居住地、階級、学歴などにおいて実に多様なムスリム女性たちを、宗派の別もなく宗教のみでカテゴライズすることの無意味さは、「仏教徒女性」や「キリスト教徒女性」という言葉と比してみれば明らかである。もし前者ふたつの言葉には違和感があるのに、ムスリム女性という言葉には特に違和感を覚えないならば、それはイスラームやムスリムに対する我々の理解の解像度が殊更に低いことを意味するだろう。

2. 原著の文脈——同時多発テロ以降のアメリカにおける ムスリム女性表象への批判²

本書は、Lila Abu-Lughod, 2013 *Do Muslim Women Need Saving?*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts & London, England. の全訳である。著者のライラ・アブールゴド（1952-）はアメリカの文化人類学者で、ハーヴァード大学で人類学の学位を取得し、現在はコロンビア大学で教鞭を執る。本書を捧げられた彼女の母、ジャネット・アブールゴド（1928-2013）は『ヨーロッパ覇権以前：もうひとつの世界システム』（佐藤次高・ス波義信・高山博・三浦徹訳、2001年、岩波書店）の著者で、社会学者・歴史学者として世界的に知られる。なおパレスチナ出身の父、イブラーヒム・アブールゴド（1929-2001）もまた著名な政治学者で、著者が中東にもルーツを持つアメリカ人として、アメリカの学術的な雰囲気の中かで育っただろうことは容易に想像できる。長じて彼女はアメリカを代表する文化人類学者の一人となった。日本語訳があるのは編著『「女性をつくりかえる」という思想』（後藤絵美他訳、2009年、明石書店）と本書だけが、その他の著書として、*Veiled Sentiments: Honor and Poetry in a Bedouin Society*.

2 この節の文章の多くは「訳者あとがき」から転用している。

1986, *Writing Women's Worlds: Bedouin Stories*. 1993, *Dramas of Nationhood: The Politics of Television in Egypt*. 2001 などがある。彼女はエジプトをフィールドとし、遊牧民女性の生活世界やエジプトの TV の政治性などを論じてきた優れた文化人類学者である。

しかし本書の意義は、文化人類学者の面目躍如たる民族誌的な記述や人類学的な分析にはない。本書の意義はむしろ、アメリカ同時多発テロ事件以降、2000年から2013年頃のアメリカやヨーロッパに対する鋭い社会批判にある。彼女が本書で取り上げるのは、現在のアメリカの中東政策において実は中心的役割を果たしている、ムスリム女性の表象のポリティクスである。彼女はそれを、長年にわたる自らの、あるいは旧知の女性の日々の経験を通して詳細に検討し、表象の誤謬を暴く。本書の核が、欧米での「ムスリム女性の権利」や「ムスリム女性」の表象への批判であることは論を俟たない。本書は、この特定の言説が政治利用される過程を丁寧に描いた、第三世界フェミニズムおよび人類学の優れた成果である。だからこそ本書は、文化人類学者だけではなく、広くジェンダー研究者、開発学の専門家や実践家、政治学者、政治家、国際関係学者、宗教学者、それらを志す学徒など、彼女がクリフォード・ギアーツを引用して言うところの「一粒の砂から世界を見よう」とはしない人たちにこそ、読まれるべきである。21世紀のグローバルな政治状況下にムスリム女性の表象や「ムスリム女性の権利」を置き、文脈に位置付けたとき何が見えるのか。それは本書を読んで知っていただきたい。

それにしても欧米のフェミニストやジェンダー研究者たちは、自分たちがムスリム女性について実は何も知らないのに「ムスリム女性は抑圧されている」という「定説」を信じ込んでいるという事実には、どうも自覚的ではないようなのである。本書のもともとのターゲットは、こうした、社会問題には敏感でありながら、第三世界フェミニズムの主張に無自覚な欧米の善意の人々である。

3. 日本語版の読者とは誰か

欧米とは政治的な文脈が異なる日本で訳書を出版したのは、欧米の理論が進んでいるからでも、中東研究は欧米に一日の長があるからでもない。筆者の想定外の読者が日本におり、この本を訳すべき必然が、日本社会にこそあったからである。想定外の読者とはすなわち、中東やイスラームを専門としない、ジェンダーや社会問題に興味関心の高い、しかしジェンダー・オリエンタリズム（ジェンダー化されたオリエンタリズム）を知らず知らずのうちに内面化している、善意の人々である。ジェンダーに関心があるが、第三世界の実情や第三世界フェミニズムには無関心な人々、と言い換えてもよい。

先進国で起こったフェミニズムを批判的に継承／あるいは現地語として用い換骨奪胎しようとする第三世界フェミニズム（第三世界の女性が担うフェミニズム、あるいは第三世界の女性を視座に組み込んだフェミニズムという意味でここでは使う）は、その蓄積と貢献にもかかわらず、フェミニズムやジェンダー研究の世界では周縁化される傾向が強い。

顕著な例が2020年3月刊の『現代思想 フェミニズムの現在』である。32本の収録論文には、第三世界を論じた論文や、宗教とジェンダーを論じた論文は一本もない³。論文のラインナップから、新自由主義下におけるジェンダーやLGBTQに関心が集中する一方で、第三世界フェミニズムや宗教とジェンダーという問題系にはほとんど関心が払われていないことが如実にわかる。このような言説状況だからこそ、日本で未だに「ムスリム女性は抑圧されている」という言説が一定の影響力を保ち続けられるのである。事例を二つ挙げる。

『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題：女性支援の変遷と新たな展開』は婦人保護施設に関するほぼ唯一の単行本で、素晴らしい仕事であることに疑

3 ただし藤高論文には「ポストコロニアル・フェミニズムとクィア理論」という節があり、モーハンティールについては論じている。

いはない。しかしそこで期せずして露わになったのは日本の研究者の「女性に対する暴力を宗教のせいにする」まなざしだった。河野ひとみは、東南アジアからの留学生のDV被害についてこう書く。

Aさんは大変優秀な人で、母国の最高峰の大学を卒業した後、大阪府内の大学の大学院に国費留学してきていた。しばらくして、夫（Bさん）も同じ大学院に私費留学してきた。子供も来日し、親子3人で暮らし始めたのである。しかしAさんは大学院では何事もBさんより優秀であったため、Bさんは常に「Aさんの夫」という扱われ方であった。それはイスラム教徒のBさんにとって、非常に屈辱的で耐え難いものであったのだろう。（河野 2013, p. 227）

ここで河野は、妻の後塵を拝する夫のDVの理由を宗教に帰す。移住による環境の変化、言葉が通じず、周縁化されつつ異文化の中で暮らすストレス等々、他のありうる理由を一切考慮せず、暴力を単純に宗教の問題に還元してしまえるのは「抑圧されるムスリム女性」という表象を無自覚に内面化しているからではないか。

二つ目の事例は哲学系の授業や本における「名誉殺人」の扱いである。欧米での「ムスリム女性」の表象形成やその流通過程で、イスラーム圏出身のムスリム女性が積極的役割を果たしていることが少なからずある。本書（2、3、4章）が論じる「読み捨て三文ノンフィクション」とは、超歴史的・超地域的な「イスラーム・ランド」のなかで虐げられた女性が、先進国に逃げてきて自由を得るという定型で語られる、欧米で好まれるムスリム女性の「自伝本」ジャンルを指す。このジャンルの問題の詳細は本書を参照されたい。この「自伝本」の一つに、2003年にフランスで発売されベストセラーになった『生きながら火に焼かれて』がある⁴。この本には中東研究者からみ

4 その翌年、2004年3月にフランスでは多くの議論を呼んだいわゆる「スカーフ禁止法」（「公立学校における宗教シンボル着用禁止法」）が施行された。

て、極めて不自然な記述が多い。例えば主人公の母はモスクに熱心に通う、出産した女兒を何度も窒息死させる人物として描かれる。しかし『クルアーン（コーラン）』は繰り返し嬰兒殺しを禁じており、これはムスリムに広く知られる。モスクに足しげく通いつつ嬰兒殺しをする女性、という人物像は不自然かつ非現実的なのである（cf. 田中・嶺崎 2017, pp. 314-315）。

哲学の入門書『正義とは』1章は、この『生きながら火に焼かれて』のみを引いて名誉殺人の是非を問う（小野原 2012, pp. 2-4）。東北大学の集中講義「文化人類学各論」の受講生のコメントから（2020年10月）、訳者はこの自伝本を使った哲学の授業が（おそらく恒常的に）行われていることを知った⁵。

そもそも研究者は、先行研究⁶や他の論拠を示さず1冊の自伝本のみを引いて名誉殺人を所与のものとして論じるべきではない。しかしここで問うべきは、なぜ研究者が学問の手続きを踏まずに自伝本を鵜呑みにしてしまえたのか、であろう。そこに女性に対する暴力を文化のせいにし、名誉殺人などのセンセーショナルな暴力を彼らの文化とみなし、彼らとそのような暴力のない先進国に住む我々とを二項対立的に捉える、典型的なジェンダー・オリエンタリズムがあったのではないか。それが大学の授業で無批判に再生産さ

5 コメント全文は以下。なおコメント掲載には学生の許可を得た。

「『生きながら火に焼かれて』という本については、2年生の前期に哲学の概論で取り上げられていたので、印象に残っています。哲学の授業の中では、「殺人という明らかに道義的に反する行為」と、「文化の違いである・それぞれの文化を尊重すべきという考え」のどちらを重視するのかという文脈でこの文章が取り上げられていました。その時はイスラム教について詳しくなかったのので、記述に対して全く疑問には思わず、「どこか遠い地域の、昔ながらの因習・悪習に囚われた遅れた国では、なんて野蛮なことが行われているのか、かわいそう」という感想しかなかったのので、今回別の視点から知ることができて良かったです。」

6 今なら例えば『文化人類学』82-3 特集「ムスリム社会における名誉に基づく暴力」所収の諸論文。ここで訳者は、名誉殺人がないと主張したいのではない。例えばエジプトでは、名誉に基づく暴力を回避すべく人々が様々な努力をしていた（嶺崎 2017）。現地の人々は名誉に基づく暴力やその最たるものである名誉殺人を、小野原の言うように「当たり前と思って生きている」（小野原 2012, p. 4）わけではないのである。

れていることに、驚きと危機感を禁じ得ない。

このように、中東／彼らと先進国／我々とを二項対立で捉える傾向は未だに強い。三浦瑠麗は本書の書評に「個人主義を極めた近代の人間としては、イスラム圏の女性の扱いを是とする選択肢は存在しない」と書いた（『読売新聞』2018年10月28日朝刊）。「イスラム圏の女性の扱い」が何を指すのか不明だが、前提に「近代の人間」と「(前近代としての) イスラム圏」という単純な二項対立があることは明らかである。日本は未だに、ジェンダー・オリエンタリズムとそれが内包する二項対立を批判した書すら、二項対立の枠組みで誤読される状況にある。

4. 往還——日本女性へのまなざし

ここまでの議論で、二項対立の中で我々が「先進国」枠に入っていることに疑問を抱いた方もおられるかもしれない。そう、日本は「彼ら」の側でもある。オリエンタリズムの文脈では日本は東洋としてまなざされる側で、日本女性はムスリム女性同様、様々に表象される客体だった。今もそうである。

それはプッチーニのオペラ「蝶々夫人」の夫を待ち続ける健気で貞淑な妻や、アメリカ人の間に根付く無垢で繊細な「オリエンタル・ドール」、あるいはしたたかな「ドラゴン・レディ」という相反するステレオタイプな日本人女性像 (Constable 2003)、日本の水子供養を論じた本で日本の男女関係が「冷たい男と馬鹿な女」というステレオタイプで描かれたこと (ハーディガー 2017)、日本人と国際結婚したアメリカ人男性に、受け身で大人しく従順で女らしいという典型的な日本人像への傾倒がみられること (宮西 2012, p. 164) などから明らかである。欧米の日本研究では、ゲイシャやホステスなどの職業が好んで論じられ、日本女性が欧米の女性とは異なり、性や暴力を「喜んで」受けとめる主体的な存在として、エロス化され性的に描かれてきた (加藤 2016, p. 220)。国際アジア学会では、日本のポルノ漫画を引用した研究発表で場が沸いたという (加藤 2016, pp. 209–210, p. 230)。

それらを「マダム・バタフライ神話」と名付けた Ma は「美しく献身的

な日本人女性は、貧しく、抑圧されている。故に強く勇気ある欧米男性の恋人によって彼女たちの運命から救い出されなければならない」とまとめた (Ma 1996, pp. 22–23)。ともに超地域的・超歴史的な日本女性の表象とムスリム女性の表象は見事な相似形をなす。ただし日本女性の表象は今のところ、あからさまな政治利用は免れている。

欧米の文脈の中で日本人女性はムスリム女性と同様、ジェンダー・オリエンタリズムに基づいて表象されてきた⁷。その意味で、日本の女性たちにとってジェンダー・オリエンタリズムは他人ごとではない。それにもかかわらず、当事者性を持ってその問題を論じる日本の研究は多くない⁸。ムスリム女性へのジェンダー・オリエンタリズムを無批判に受け入れ、先進国側に自らを同定する傾向がある一方で、日本のジェンダー研究が、欧米から自らに向けられるそれに奇妙なまでに無関心なのはなぜか。BLM (Black Lives Matter) への関心の高さと比すと、その不思議さは際立つ。ジェンダー・オリエンタリズムの他者化ともいうべきこの状況にこそ、日本という場所における近代と自己認識をめぐるジェンダー・ポリティクスが潜んでいるように、訳者には思える。

見る／見られる関係が絡み合うこの入れ子構造の二項対立を脱構築しつつ、我々が誰にどう見られてきて、我々が誰をどう見てきたか、両方について再帰的・往還的に自己を検証すること。見る／見られることとそのなかの交差性 (intersectionality) に自覚的になり、幾重にも絡まりあう力関係の只中の差別や、重なり合う構造を視野に入れつつ、不均衡な力関係を丁寧に紐解いていくこと。それを可能にするのが第三世界フェミニズムである。その成果としての本書を鏡として役立てることにこそ、本書が今、日本で読まれ

7 欧米中心のフィギュアスケート界では、アジア人女性はエキゾチックな演目を多く演じる (演じさせられる?)。例えばマダム・バタフライは浅田真央、宮原知子が、シェヘラザードは伊藤みどり、安藤美姫、キム・ヨナ、浅田真央が演じた曲目であり、代表作ともみなされる。その背景に、ジェンダー・オリエンタリズムを読むことは難しくない。

8 文化人類学領域では、川橋範子や加藤恵津子など、欧米で学位を取得した文化人類学者はこの問題に自覚的である。加藤の参照論文は必読。

る意義があると思えてならない。

参考文献

- 赤堀雅幸 (2017) 「暴力のイディオムとしての名誉——エジプト西部砂漠ベドウィンの血
鬻と名誉殺人を事例に」『文化人類学』82-3号、pp. 367-385。
- 小野原雅夫 (2012) 「すべての人にあてはまる論理はあるのか」直江清隆・越智貢編『正
義とは (高校倫理からの哲学 第3巻)』岩波書店。
- 加藤恵津子 (2016) 「語られる「日本人女性」英語圏フェミニスト人類学者が描く「女性
的なる日本」」桑山敬己編『日本はどのように語られたか』昭和堂。
- 河野ひとみ (2013) 「婦人保護施設の今」須藤八千代・宮本節子編『婦人保護施設と売春・
貧困・DV問題』明石書店。
- スアド (2004) 『生きながら火に焼かれて』ソニーマガジズ。
- 田中雅一・嶺崎寛子 (2017) 「序《特集》ムスリム社会における名誉に基づく暴力」『文化
人類学』82-3号、pp. 311-327。
- ハーディガー、ヘレン (2017) 『水子供養——商品としての儀式』塚原久美他訳 明石書店。
- 藤高和輝2020 「インターセクショナル・フェミニズムから／へ」『現代思想 フェミニズ
ムの現在』(vol. 48-4) 青土社 pp. 34-47。
- 嶺崎寛子2017 「名誉に基づく暴力を回避する——2000年代エジプトを事例として」『文化
人類学』82-3号、pp. 346-366。
- 宮西香穂里 (2012) 『沖縄軍人妻の研究』京都大学学術出版会。
- 村上薫 (2017) 「名誉解釈の多様化と暴力——イスタンブールの移住者社会の日常生活をめ
ぐって」『文化人類学』82-3号、pp. 328-345。
- Constable, Nicole (2003) *Romance on a Global Stage: Pen Pals, Virtual Ethnography and “Mail
Order” Marriage*. University of California Press.
- Ma Karen (1996) *The Modern Madame Butterfly: Fantasy and Reality in Japanese Cross-Cultural
Relationships*. Charles E. Tuttle Company.

公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告

2019年度 事業報告

2021年度 個人・団体研究助成 募集要項

2021年度 『ジェンダー研究』第24号原稿募集要項

年報審査・機関誌編集規程

2019年度 事業報告書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(1) ジェンダー問題に関する研究・調査

第2期プロジェクト研究として、人文・社会・自然にわたる多様な研究分野の若手（研究歴が短い）研究者19人の参加をえて、それぞれの専門分野における「ジェンダー問題とは何か」を議論する研究会を開催した。

〈テーマ〉「ジェンダー研究が拓く知の地平」

〈内容〉若手研究者（研究員）が、それぞれの専門分野から選んだ研究テーマをジェンダーの視点から捉えた研究発表を順次行い、参加者相互で議論・アドバイスをを行った。

〈研究会〉

- ・第5回 2019年6月29日(土) 場所：GRL 会議室
池田美奈子：ジェンダーデザイン方法論の構築に向けて
清原 悠：「経験」を「編集」する——女性団体『草の実会』へのメディア論的・社会運動論的アプローチ
参加者：研究員 9名 研究所理事等 6名
- ・第6回 2019年9月28日(土) 場所：GRL 会議室
浅井寿生：なぜ外国語大学には女子学生が多いのか
藤原千沙：フェミニスト経済学と制度派労働研究
宮下かおり：事業主家族への労働報酬に関する税制に規定：当事者たちの要求と運動の歴史的検討
参加者：研究員 9名 研究所理事等 6名
- ・第7回 2019年12月15日(土) 場所：東海ジェンダー研究所セミナー室
久田由佳子：アメリカ女性史における「女性の領域」論 再考
新井美佐子：フランスの「選択の自由」政策とジェンダー
参加者：研究員 5名 研究所理事等 6名
- ・第8回 2020年3月21日(土)
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期)

(2) ジェンダー問題に関する研究への助成

①個人研究助成

若手研究者を対象に、男女共同参画社会の形成に資する研究テーマを公募し、選考の上、助成した。

- ・募集期間 2019年4月15日～5月31日
- ・応募総数 28名
- ・審査委員会
第1次選考 2019年6月24日 17:00～18:40 当研究所にて選考会議
第2次選考 2019年6月24日 19:30～20:30 当研究所にて選考会議
- ・受託者（4名）

- *張 玲 (チョウ リン)
「ファッションから見る現代中国女性の身体表象と女性像の変容—中華人民共和国建国後を中心に—」
- *八谷 舞 (ヤタニ マイ)
「19～20世紀転換期アイルランドにおける女性と図書館」
- *フォタケ ローラ イワナ
「性的マイノリティと集合行為—性的マイノリティのナラティブに見る、個人から政治空間への移行—」
- *菅谷 麻衣 (スガヤ マイ)
「公共空間における性表現規制のあり方—ジェンダー平等と表現の自由の諧調」

・助成金額 計1,200,000円 (各30万円)

②団体研究助成

ジェンダー問題を研究している団体の研究計画を公募し、選考の上、助成した。

- ・募集期間 2019年4月15日～5月31日
- ・応募総数 3件
- ・審査委員会 2019年6月24日 19:10～19:30 当研究所にて選考会議
- ・受託団体 1件
- *沖縄女性研究者の会

「日本国の女性研究者支援事業並びに女性研究者の能力開発、活用政策後の若手研究者 (沖縄県在学大学院男女院生) の意識、実態の変容調査」

- ・助成金額 20万円

(3) ジェンダー問題に関するシンポジウム、フォーラム等の開催

ジェンダー問題に対する理解・意識の普及や啓発のため講演会・報告会等を開催した。

①講演会

2016年度に出版した『資料集 名古屋における共同保育所運動 1960年代～1970年代を中心に』が、2019年5月に日本保育学会保育学文献賞を受賞したことを記念して、保育の現代的問題を考えるため講演会を開催した。

- ・テーマ 「保育の現状と将来」(全体テーマ)
「保育園で子どもが育つということ—子どもの権利の視点から考える—」
(谷口由希子さん)
「女も男も、仕事も子育てもツウにできて、子どもが幸せな社会を」
(普光院亜紀さん)
- ・講師 ①谷口由希子さん
(名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授)
②普光院亜紀さん
(保育園を考える親の会代表、保育ジャーナリスト)
- ・日時 2019年11月24日(日) 13:10～16:10
- ・会場 名古屋都市センター特別会議室

- ・参加費 無料
- ・参加者 41名

②個人助成受託者報告会

前年度の個人研究助成受託者が、研究成果を中間発表するための報告会を開催した。

- ・日時 2019年7月13日(土) 13:30~16:45
- ・会場 東海ジェンダー研究所 セミナー室
- ・報告者

* 溝口 聡 (ミゾグチ ソウ)

(関西大学外国語学部助教)

「不可視化された女性労働者たち—ハワイ日系社会における女性像の再検討」

* 石田 若菜 (イシダ ワカナ)

(駿河台大学法学部講師)

「ポスト同性婚問題に関する比較法的研究—Whitaker v. Kenosha Unified School District (858 F.3d 1034 (7th Cir. 2017))を中心に」

* THAPA KABITA (タパ カビタ)

(中部大学大学院国際人間学研究所・国際関係学専攻)

「ネパール社会における未亡人の地位に関する分析：チトワン地区パルパティプルおよびシバナガル地域で実施した実証的研究」

- ・参加費 無料
- ・参加者 20名

* 終了後、報告者を交えて交流会を開催した。

③講座

憲法とジェンダーについて考えるため、講座を開催した。

■ 講座②

- ・テーマ 「その時「憲法の歴史」が動いた！～歴史を創った3人のヒロイン～」
- ・講師 的場かおりさん (近畿大学法学部准教授)
- ・日時 2019年12月14日(土) 13:30~16:00
- ・会場 東海ジェンダー研究所セミナー室
- ・参加費 無料
- ・参加者 18名

■ 講座① (10月に開催予定であったが、台風接近のため2月に延期)

- ・テーマ 「日本国憲法をめぐる現代的課題—性的マイノリティの問題を中心に」
- ・講師 綾部六郎さん (名古屋短期大学現代教養学科教員)
- ・日時 2020年2月8日(土) 13:30~16:00
- ・会場 東海ジェンダー研究所セミナー室
- ・参加費 無料
- ・参加者 25名

④賛助会員のつどい (公開)

賛助会員の交流を図り、幅広い分野におけるジェンダー問題への理解を深めるため、毎年公開して行っている。今年度は、2018年ノーベル平和賞受賞者

デニ・ムクウェゲ医師の性暴力被害者に対する献身的な治療に焦点をあてたドキュメンタリー映画『女を修理する男』を鑑賞しながら、日本との関係について考える機会とした。

- ・テーマ 「コンゴにおける紛争下の性暴力と日本との関係」
- ・講師 米川正子さん（筑波学院大学経営情報学部准教授）
- ・日時 2019年9月16日（月・祝） 13：30～16：00
- ・会場 都市センター特別会議室
- ・参加費 無料
- ・参加者 75名

(4) 年報及びニューズレター等の発行（広報・出版活動）

①年報『ジェンダー研究』第22号の発行

特集「移民とジェンダー」巻頭論文・依頼論文のほか、公募論文、特別寄稿、当研究所の2018年度事業報告等を掲載した。

〈公募論文〉

- ・応募期間 2019年4月15日～9月30日
- ・応募総数 5件（一般 3件、個人研究助成受託者 2件）
- ・年報審査委員会
 - 第1次選考 2019年10月15日 当研究所にて選考会議
 - 第2次選考 2019年12月10日 当研究所にて選考会議

〈内 容〉

- ・発行月 2月
- ・発行部数 700部
- ・掲載内容

巻頭論文	1件
訳者解題	1件
依頼論文	2件
公募論文	2件
研究ノート	1件
特別寄稿	1件
訳書紹介	1件

②ニューズレター『LIBRA』第66・67・68号の発行

ジェンダー問題に関する識者の見解、当研究所の事業などを掲載した。

- ・発行月 7月（66号）・11月（67号）・3月（68号）
- ・発行部数 各号 1,300部

(5) 他団体との連携（後援）

公開セミナー「日本に暮らす外国人ムスリムを取り巻く諸問題」

- ・日時 2020年2月29日（土）
- ・場所 名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ
- ・主催 「イスラーム・ジェンダー学」科研費研究会
（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

(6) ジェンダー問題に関する資料・文献の収集と提供

ジェンダー問題に関する図書・雑誌・資料を収集した。また、図書・雑誌・資料の整理を行った。

- ・ジェンダー問題に関する図書・雑誌の購入・寄贈 図書34冊、雑誌2タイトル
- ・関係諸機関からの研究情報ニュース、研究誌（年報など）37タイトル
- ・名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）への寄贈のため研究者等からジェンダー問題に関する資料の寄贈を受け、入力や整理を行った。

(7) その他当研究所の目的を達成するために必要な事業

- ①ジェンダー問題に関する研究会・研修等に用いるセミナー室の貸出
2019年度利用登録団体11件、年間利用件数84件（2018年度92件）
- ②ジェンダー問題に関する会議等への出席
 - ・「名古屋市男女平等参画推進会議（イコールなごや）」への参加
2019年7月31日(水)、2020年1月28日(火)
 - ・公益財団法人 あいち男女共同参画財団理事会への出席
2019年5月29日(水)、6月14日(金)、2020年3月10日(火)

(8) 「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）」への支援

- ①図書・雑誌・アーカイブの寄贈
 - ・GRLの蔵書とするため、図書、雑誌・資料（アーカイブ）をGRLに寄贈した。
 - ・図書 3月31日現在27冊の図書を寄贈した。内訳は、和書26冊、洋書1冊である。
 - ・雑誌 18タイトルを寄贈した。内訳は、和雑誌18タイトル（内新規1タイトル）である。
 - ・資料（アーカイブ） 10ファイル・41点・1箱を寄贈した。内訳は、大脇雅子資料4：労働基準法の一部改正関連資料、大脇雅子資料5：'84日本女性会議などや関連資料である。
- ②運営費等の寄附

ジェンダー問題に関する研究をすすめるため、当研究所と名古屋大学の連携事業として2017年11月に開館したGRLに対し、「図書及び運営費の寄附に関する合意書」（2019年3月3日締結）に基づき、2019年度分の運営費寄附金16,498,000円を2019年4月4日に名古屋大学へ寄附した。
- ③会議への参画（東海ジェンダー研究所と名古屋大学による会議）
 - ・GRL運営小委員会（11回）、広報委員会（1回）、図書選定委員会（8回）、年報編集委員会（7回）に参加し、GRLの運営・事業内容等の検討を行い、年報の発行等を支援した。

2021年度(第25回) 個人研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「個人研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が若手の研究者によって推進されることを願い、期待できる研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2 対象となる研究

・個人研究 ・分野不問 ・未発表のもの

3 助成費

1 研究30万円以内

4 募集人数

若干名

5 研究期間

1年間

6 申請資格

ジェンダー問題についての研究意欲と、具体的な研究計画を持つ者(国籍・性別不問)

7 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。

8 申請方法

書式に従って記入し、申請書類の Word ファイルと PDF ファイルの両方のデータを下記の期間に研究所宛にメールで送付する。

期間 2021年4月15日(木)～5月31日(月)

(日本時間6月1日0時より前に受信されたもの)

9 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2021年8月までに通知する。

なお、応募者が多数の場合は、若手研究者を優先する。

10 報告会での報告及び報告書の提出

採用された方には、①翌年度の個人助成受託者報告会での研究報告

②所定の期日までに研究報告書を提出

を義務づけるが、研究論文をもって研究報告書に代えることができる。

なお、研究論文は、年報『ジェンダー研究』に投稿することができる。

(連絡・提出先)

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail project@libra.or.jp URL <https://www.libra.or.jp/>

※申請書類を受付けしましたら、3営業日以内に返信します。当研究所より返信がない場合は、お手数ですが電話(TEL 052-324-6591)で連絡をお願いします。

(開業時間：月～金 10時～16時)

2021年度(第25回) 団体研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「団体研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が推進されることを願い、期待できる団体の研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2 対象となる研究

団体研究（分野不問、継続的研究にかかわらず、助成は単年度ごとに行う）

3 助成費

1 研究 10～30万円（研究の規模に応じて決定する）

4 研究費助成期間

1年間（年度ごとに研究成果を報告する） 継続して3回まで応募することができる。

5 申請資格団体

ジェンダー問題について研究する団体及びグループ

6 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。

7 申請方法

書式に従って記入し、申請書類の Word ファイルと PDF ファイルの両方のデータを下記の期間に研究所宛にメールで送付する。（団体の会員名簿、会則等の PDF ファイルを添付する）

期間 2021年4月15日(木)～5月31日(月)

(日本時間6月1日0時より前に受信されたもの)

8 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2021年8月までに通知する。

9 報告書の提出

採用された団体は、2022年7月末日までに研究活動報告・収支決算実績報告書を提出する。ただし、継続申請を希望する団体は、2022年5月末を提出期限とする。

〈連絡・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail project@libra.or.jp URL <https://www.libra.or.jp/>

※申請書類を受け付けましたら、3開業日以内に返信します。当研究所より返信がない場合は、お手数ですが電話（TEL 052-324-6591）で連絡をお願いします。

（開業時間：月～金 10時～16時）

『ジェンダー研究』第24号 原稿募集要項(2021年度)

1 原則としてジェンダー関係の研究論文等を掲載する。

本号は、前号に引き続き、「女性と労働」をメインテーマとするが、その他のテーマも可とする。

2 応募資格

性別、年齢、国籍を問わない。

3 応募書類の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。

4 応募方法

原稿（ホームページ掲載の執筆要項を参照）と応募書類の Word ファイルと PDF ファイルの両方のデータを、下記の上掲締切日までに研究所宛にメールで送付する。

原稿締切日：2021年9月30日（木）（日本時間10月1日0時より前に受信されたもの）

5 応募原稿

(1) 未発表のものに限る。

(2) 字数は、20,000字程度（註、参考文献、図表等を含む）とする。

(3) 原稿は、日本語を原則とする。

(4) 英語のタイトルと概要（55ワード以内）をつけ、日本語と英語のキーワード（各5語以内）をつける。

6 原稿採用の決定

編集委員会（委員以外の専門家も含む）の審議を経て、通知する。

7 刊行予定

2021年度内とする。

〈連絡・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail project@libra.or.jp URL <https://www.libra.or.jp/>

※応募原稿を受けましたら、3営業日以内に返信します。当研究所より返信がない場合は、お手数ですが電話（TEL 052-324-6591）で連絡をお願いします。

（開業時間：月～金 10時～16時）

年報審査規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が発行する年報に掲載する論文の審査について、必要な事項を定める。

(審査)

第2条 年報の審査は、年報審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(構成)

第3条 委員会は、審査委員長及び審査委員で構成する。

- 2 審査委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。
- 3 年報審査委員は、機関誌編集委員を兼務することができる。
- 4 年報審査委員長は、理事の中から理事の互選とする。

(任期)

第4条 年報審査委員長及び年報審査委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(査読委員の委嘱)

第5条 この法人が発行する年報に掲載する論文の審査のために、査読委員をおく。

- 2 査読委員は、年報編集のつど委員会の議を経て、年報審査委員長が委嘱し、論文を審査する。
- 3 査読委員と年報審査委員は兼務することができる。
- 4 委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、論文の掲載の可否、修正指示等の措置を決定する。
- 5 査読委員には、役員等報酬規程に準じて報酬等を支給する。また必要に応じて、役員及び職員旅費規程に準じて旅費を支給することができる。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

- 1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。
- 2 第3条及び第7条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

機関誌編集規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が、男女共同参画社会の実現のため、男女平等意識の啓発と普及を目的として発行するこの法人の機関誌について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この法人の発行する機関誌は、年報『ジェンダー研究』、ニューズレター『LIBRA』と称する。

(発行)

第3条 年報の発行は、原則として年1回とする。

2 ニューズレターの発行は、原則として年3回とする。

(編集)

第4条 機関誌の編集は、機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、機関誌の発行につき、編集・刊行などの任務を行う。

(構成)

第6条 委員会は、編集委員長及び編集委員で構成する。

2 編集委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者等の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。

3 編集委員長は、理事の中から理事の互選とする。

(任期)

第7条 編集委員長及び編集委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(報酬)

第8条 編集委員には、役員等報酬規程・役員等及び職員旅費規程に準じた報酬・旅費を支給する。

(著作権)

第9条 機関誌に掲載された著作物の著作権は、財団法人東海ジェンダー研究所に属する。ただし、著者の申し出により著者自身が使用する場合は、この限りではない。

(原稿の募集)

第10条 年報に掲載する論文は、原稿応募要項に従い、公募する。

2 執筆要項は、編集委員会が決定する。

(改定)

第11条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。

2 第6条及び第12条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

執筆者プロフィール（掲載順）

前田 健太郎（まえだ けんたろう）

東京大学大学院法学政治学研究科准教授。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。博士（法学）。首都大学東京社会科学研究所准教授を経て現職。専門は行政学、政治学。国家の制度的な発展に関心を持って研究を進めつつ、より多様な視点に開かれた政治学のあり方を模索している。著書に『市民を雇わない国家：日本が公務員の少ない国へと至った道』（東京大学出版会、2014年）、『女性のいない民主主義』（岩波書店、2019年）、論文に「男性の行政学からの脱却：ジェンダーの主流化の構想」『季刊行政管理研究』第159号（2017年）、「政治学におけるジェンダーの主流化」『国家学会雑誌』第131巻5・6号（2018年）等がある。

佐藤 ゆかり（さとう ゆかり）

三重の女性史研究会会長。地域女性史研究会、日本医史学会、男女共同参画みえネット会員。著書として、『三重の女性史』（共著、三重県男女共同参画センター、2009）、『三重の看護史』（共著、三重県立看護大学、2012）。論文として、「『酔っ払い防止法』の再評価とその限界—ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの概念がなかった時代—」（『国立女性教育会館研究ジャーナル』第14号、国立女性教育会館、2010）がある。

江藤 隆之（えとう たかひろ）

桃山学院大学法学部教授。明治大学大学院法学研究科博士後期課程退学。修士（法学）。専門は刑法。特に未遂犯論、規範論、自由に対する罪。最近は、スペイン刑法との比較を用いて日本刑法の課題を探る研究をしている。最近の論文に、「スペイン刑法における性犯罪規定の構造」（『桃山法学』32号、2020年、55-92頁）、「スペインにおける実行の着手」（『刑事法ジャーナル』63号、成文堂、2020年、27-31頁）など。

Letizia GUARINI（レティツィア・グアリーニ）

お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科比較社会文化学専攻。国際基督教大学ジェンダー研究センター助手。専門は日本現代文学。現在の研究関心は、文学における父親像や父娘関係の表象。論文に“Walking through Texts: The Father-Daughter Plot in Kurahashi Yumiko's Fiction,” *Sungkyun Journal of East Asian Studies* Vol. 16-1 (2016)、「男性支配的社会における女性間の友情物語—角田光代『対岸の彼女』に見る女同士の絆」『ジェンダー研究』（お茶の水女子大学ジェンダー研究所）第22号（2019）などがある。

嶺崎 寛子 (みねさき ひろこ)

成蹊大学文学部准教授。お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程修了。博士(学術)。専門は文化人類学、ジェンダー論。フィールドはエジプトおよびグローバルに展開するイスラームの「異端」、アフマディーヤ教団。主な著書に『イスラーム復興とジェンダー』(2015年、昭和堂)、『ジェンダー暴力の文化人類学』(2021年、昭和堂、共編著)、『宗教とジェンダーのポリティクス』(2016年、昭和堂、共著)、*Women, Leadership and Mosques: Changes in Contemporary Islamic Authority* (2012, Brill, 共著) など。

『ジェンダー研究』第23号 編集委員会

編集委員長

小川真里子 (三重大学名誉教授)

編集委員

武田 貴子 (名古屋短期大学名誉教授)

田中真砂子 (お茶の水女子大学名誉教授)

藤岡 伸子 (名古屋工業大学大学院教授)

吉田 啓子 (名古屋経済大学名誉教授)

西山 恵美 (代表理事)

日置 雅子 (業務執行理事)

編集後記

今回は特集のテーマを「政治とジェンダー」としました。日本の男女格差指数(GGI)を押し下げている最大要因は政治分野における女性の参画の少なさです。2018年には国政および地方議会選挙における男女の候補者数の均等をめざす「政治分野における男女共同参画推進法」が公布・施行されたからでもあります。

今回3本の寄稿を頂きましたが原稿の取り下げという不測の事態に遭遇することになりました。しかしながら2本の興味深い論文を掲載することが出来ました。お一人は『女性のいない民主主義』の著者 前田健太郎氏で、男性がジェンダーを学ぶことによって女性不在が常態化したわが国の政治に変化をもたらす可能性に向けた発信です。もうお一人は在野で市川房枝の研究を進めている佐藤ゆかり氏です。コロナ禍で研究は思うに任せず、今回はお住まいに近い松阪の歴史的事例を取り上げて、女性政治リーダーが誕生し難い理由を丹念に探っています。

投稿論文は9本ありましたが、最終的には論文と研究ノートが1本ずつになりました。名古屋地裁岡崎支部の(娘を性虐待した父の)無罪判決に対する怒りも冷めやらぬ時期でしたので(名古屋高裁で逆転有罪)、江藤隆之氏の刑事制裁に関する力作を掲載できてありがたく思います。

この一年、世界における優れたコロナ対応を行った政治家の中に幾人もの女性を見出すことが出来たのは大きな希望です。今後わが国においてもより多くの女性の政治参画と積極的な活躍とを願わずにいられません。歴史に残るであろうCOVID-19パンデミックの凄まじい一年が過ぎましたが、依然感染の行方は予断を許しません。皆様のご無事を祈るばかりです。(小川真里子)

ジェンダー研究
GENDER STUDIES

『ジェンダー研究』第23号
2021年2月28日 発行

編集・発行



公益財団法人 東海ジェンダー研究所
〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目9-19 ミズノビル6F
TEL: 052-324-6591 FAX: 052-324-6592
E-mail: info@libra.or.jp <https://libra.or.jp>

印刷 株式会社 ユニテ 〒464-0850 名古屋市千種区今池一丁目6-13

GENDER STUDIES

ANNALS OF THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES

February, 2021 [Number 23]

CONTENTS

Preface

NISHIYAMA Emi 1

Special Articles: Politics and Gender

Gender and Politics for Japanese Men
MAEDA Kentaro 3

Achievement and Limitation of Women's Political Participation
in the Matsusaka Area of Mie Prefecture
SATO Yukari 17

Article

The Problems with Penal Sanctions for Domestic Violence in Japan:
A Comparison with Spain
ETO Takahiro 33

Research Note

Abusive Fathers and Escape Stories: The Father-Daughter Relationship
in Kakuta Mitsuyo's "God of the Evening" and "My Father's Ball"
Letizia GUARINI 55

A Translator Speaks: The Appeal of a Foreign-Language Gender Classic

Abu-Lughod, Lila: *Do Muslim Women Need Saving?*,
Harvard University Press, 2013
MINESAKI Hiroko 81

*Reports and Information from the Tokai Foundation
for Gender Studies* 91

EDITED BY

THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES

Mizuno Bldg. 6F, 1-9-19, Kanayama, Naka-ku, Nagoya, 460-0022, JAPAN